

534

19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始





24. 9. 30



大正十二年三月

群馬縣佐波郡誌

佐波郡役所編纂



大正  
13. 12. 15  
内交



134-19

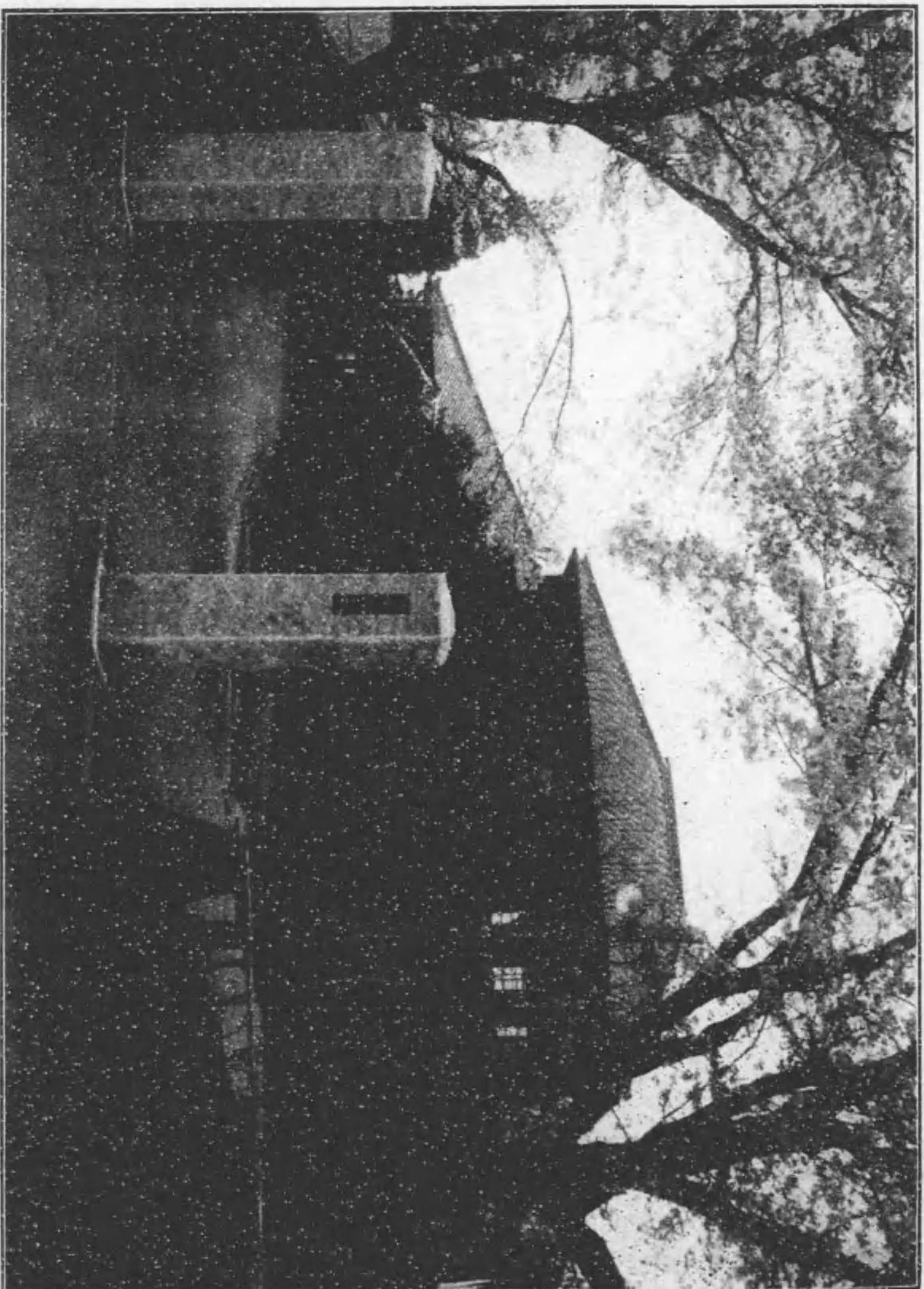
### 發刊の趣旨

郡制は明治二十九年七月に實施せられ、大正十二年三月を以て廢止された、此の間實に二十有七年の長日月である、日月は歴史を生み而して日月は悠久なるも歴史は滅し易いものである、本書は郡制の廢止を記念する意味に於て郡制施行中に於ける郡の状況を記述し、其の滅し易き歴史、没し易き事績を傳ふると共に將來の參考に資せんとするものである、隨て其の敘述する所は郡制上の郡を主とし之に一般的状況を加へ、後編として郡内各町村の梗概を併せ掲げて一書を編した次第である。

大正十二年三月



本書の編纂は郡役所員か公務の傍執筆したもので、且刊行を取急い  
た關係上隔靴搔痒の歎を免れぬ遺憾がある、後編は各町村小學校長  
に囑託調査せるものを町村長の閱覽を經、更に之を統一的に整理し  
たものである、要するに材料に於て既に精粗があつた、而して及ふた  
け齊均に努めたか彼の大を逸して此の小を得たるか如き點あるも  
推敲の餘暇さへなかつたのである、讀者幸に諒せよ。



所 役 郡 波 佐 縣 馬 群





群馬縣佐波農學校



歷代郡長小照  
並筆蹟





石原 藏 藏

自明治十一年十一月十四日  
至明治十四年四月二十九日 在職



大野 和 信

自明治十四年四月二十九日  
至明治二十九年四月二十八日 在職





森重毅

自明治二十九年四月二十八日  
至明治三十年六月十二日 在職



宮本武

自明治三十三年三月十二日  
至明治三十九年六月十六日 在職

甲斐信夫

自明治三十年六月十二日  
至明治三十三年三月十二日 在職



利根川孫六

自明治三十九年六月十六日  
至明治四十四年一月十九日 在職







橋本一夫

自明治四十四年一月十九日  
至大正二年九月三十日 在職



橋本直次郎

自大正三年八月四日  
至大正五年七月二十八日 在職

榎田三介

自大正二年九月三十日  
至大正三年八月四日 在職



坂本素一

自大正五年七月二十八日  
至大正六年二月二日 在職







岩本俊之

自大正六年二月十二日  
至大正八年五月二十四日 在職



安富森右衛門

自大正八年五月二十四日現職



# 歷代佐波郡會議員小照

〔載揚ヲミノ者ルア眞寫〕



小暮英三郎  
自明治二十九年七月十三日  
 至明治三十三年七月六日 第一期

金古龍治氏  
自明治二十九年七月十三日  
 至明治三十三年七月六日 第一期  
自明治三十八年八月十七日  
 至現在 第七期  
 職在現

山下求半氏  
自明治二十九年七月十三日  
 至明治三十三年七月六日 第一期  
自明治四十三年四月十一日  
 至明治三十六年六月六日 第二期



下城彌一郎氏  
自明治二十九年七月十三日  
 至明治三十三年七月六日 第一期

中島祐八氏  
自明治二十九年七月十三日  
 至明治三十三年七月六日 第一期

赤堀三郎氏  
自明治二十九年七月十三日  
 至明治三十三年七月六日 第一期





氏郎三間本  
日七月十年四十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至

氏七勒尾羽  
日七月十年四十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至  
日七月十年四十四治明自 期五第  
日八月一十年二正 大至

氏郎次德澤中  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至



氏三六上井  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日七月六年十三治明至

氏丈之彌沼長  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至

氏彌半川品  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至



氏作庄井石  
日七月十年二十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至

氏作兵池菊  
日七月十年二十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至

氏郎十惣保久牛  
日三月三年六十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至  
日七月十年六十三治明自 期三第  
日六月十年四十四治明自 期五第  
日七月十年四十四治明自  
日六月十年四正 大至



氏東右村西  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至

氏平善島田  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至

氏郎太甚島田  
日十二月七年一十三治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至



氏郎五祐柳高  
日七月十年二十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至  
日七月十年六十三治明自 期三第  
日三十月六年九十三治明至

氏三勒原栗  
日七月十年二十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至  
日七月十年六十三治明自 期三第  
日六月十年十四治明自 期四第  
日七月十年十四治明自  
日六月十年十四治明自

氏郎四虎田正  
日七月十年二十三治明自 期二第  
日六月十年六十三治明至  
日七月十年六十三治明自 期三第  
日六月十年十四治明自



氏作良澤梅  
日十月九年一十三治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至

氏藏・仙輝千  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日六月八年二十三治明至

氏吉常野星  
日十二月七年九十二治明自 期一第  
日六月七年二十三治明至





石原清助 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第五期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第六期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

宮崎葆吉 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

石原太七 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第七期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
現在職



山田菊藏 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

西村參吉 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

十五嵐三郎 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第五期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第六期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第七期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
現在職



石井伊喜藏 第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

倉林佐次郎 第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

須田三重郎 第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月



山内恒十郎 第二期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第五期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

高橋嘉策 第二期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

大和奎右衛門 第二期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第七期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
現在職



矢内福治 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
一月一十年八十三

武孫平 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

石原彌藏 第二期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第七期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
現在職



古郡仲三郎 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

齋藤太郎 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月

矢内角太郎 第三期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月  
第四期  
自明治三十四年七月  
至大正十四年六月





氏郎十源田栗  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至  
日七月十年四正大自 期六第  
日六月十年八正大至

氏啓貞暮小  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至

氏之順池菊  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至



氏平清橋高  
日七月十年十四治明自 期四第  
日六月十年四正大至  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至

氏京左田宮  
日七月十年十四治明自 期四第  
日六月十年四正大至  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至

氏助之彖藤近  
日七月十年十四治明自 期四第  
日六月十年四正大至  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現



氏郎七傳原杉  
日七月十年四正大自 期六第  
日六月十年八正大至

氏藏要村野  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至

氏八利九都  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至



氏平茂本岡  
日七月十年十四治明自 期四第  
日六月十年四正大至  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至

氏作丈木八  
日七月十年十四治明自 期四第  
日六月十年四正大至

氏郎三善下宮  
日七月十年十四治明自 期四第  
日六月十年四正大至



氏三連城下  
日七月十年四正大自 期六第  
日六月十年八正大至

氏郎四覺岡  
日七月十年四正大自 期六第  
日九月十年三正大自

氏七豐澤中  
日七月十年四正大自 期六第  
日六月十年八正大至



氏郎太雄島中  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至  
日七月十年四正大自 期六第  
日六月十年八正大至

氏作源田平  
日七月十年十四治明自 期五第  
日六月十年四正大至

氏郎一清谷戸  
日九月一年三正大自 期六第  
日六月十年四正大至





高橋齋三郎  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現

織田敏太郎  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現

內山和助  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現



中澤莊左衛門  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至

宮崎昭一郎  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至

石原傳吾  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至



栗原甚太郎  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現

高木平馬  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現

新井伊勢治  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現



原元太郎  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至

天田淺五郎  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至

森川抱次  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至



宮下要助  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現

渡邊和太郎  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現

原紋太郎  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現



天田仙藏  
日七月十年八正大自 期七第  
職在現

森村鍋太  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至

小倉金重  
日七月十年八正大自 期六第  
日六月十年八正大至



# 群馬縣佐波郡誌目次

## 前編

第一章	沿革	一
	佐位郡——那波郡——幕政時代の采邑	
第二章	區劃	七
第三章	地勢	八
第四章	廣袤	九
第五章	氣候	一〇
第六章	戶口	一一
第七章	郡治	一二
第一節	概況	一二
第二節	郡會議員	一四
第三節	佐波郡役所	一九
第四節	事業	一九

目次

- 一、町村自治 自治功勞者旌表——自治講習會
- 二、産業並經濟 技術員設置——町村駐在技術員——郡農會助成——耕地整理補助——食糧農産物改良増殖獎勵——蠶業獎勵——伊勢崎織物同業組合補助——佐波新田繭絲同業組合補助——品評會——産業組合獎勵
- 三、教育 郡視學設置——教員養成講習會——學事調査——教育功勞者表彰——優良兒童表彰——學齡兒童就學出席獎勵——郡教育會——乙種學事會——教育品展覽會——町立伊勢崎實科高等女學校——町立伊勢崎商業學校——私立佐波學館——實業教育獎勵——實業補習學校教員講習費補助——縣立工業學校費の寄附——佐波農學校設立
- 四、社會教化及感化救濟
- 五、交通水利
- 六、衛生
- 七、郡有財産



第八章 交通通信……………五四

  第一節 道路……………五四

    伊勢崎町を起点又は中心とする道路——境町を起  
    点とする道路——玉村町を起点とする道路——例  
    幣使街道——東京道——古河街道

  第二節 諸車……………五七

  第三節 水運……………五八

  第四節 橋梁……………五九

  第五節 鐵道……………六〇

  第六節 通信……………六二

第九章 警察……………六四

  第一節 區劃及配置……………六四

  第二節 犯罪……………六五

  第三節 火災及消防……………六六

  第四節 飲食店、藝妓及酌婦……………六八

  第五節 結社、集會、新聞雜誌……………六八

第六節 工場……………七〇

第十章 衛生……………七〇

第十一章 産業……………七三

  第一節 概論……………七三

  第二節 農業……………七四

  第三節 小作爭論……………八〇

  第四節 蠶業……………八〇

  第五節 蠶種業……………八六

  第六節 林業……………八九

  第七節 漁業……………九一

  第八節 畜産業……………九二

  第九節 商業……………九三

  第十節 工業……………九五

  第十一節 産業組合……………九七

  第十二節 會社……………九九

第十二章 水利……………一〇一

第十三章 教育……………一〇三

  第一節 維新以前の教育……………一〇三

  第二節 維新以後の教育……………一〇五

    一、概況

    二、小學校

      (一)學制時代

      (二)教育令時代

      (三)小學校令時代

      (四)清役後

      (五)露役後

      (六)世界大戰後

      (七)小學校廢合一覽

      (八)小學校の現状一斑

    三、幼稚園

    四、學齡兒童保護會

    五、特別教授

    六、小學校基本財産

    七、小學校教員住宅

    八、實業補習學校

    九、圖書館

    十、中等教育

第十四章 財政經濟……………一二六

  第一節 郡の財政……………一二六

    收入——支出——郡の財政と町村財政

  第二節 經濟……………一三九

第十五章 救恤慈惠……………一四四

  第一節 救恤……………一四四

    濟貧恤窮——罹災救助——軍事救護——恩賜財團

    濟生會——愛國婦人會

  第二節 慈惠……………一四七

    出獄人保護——日本赤十字社

第十六章 社寺宗教……………一五〇

  第一節 神社……………一五〇

  第二節 佛教……………一六七

    寺院——教會所說敎所——佛堂

  第三節 神道……………一八六

  第四節 基督教……………一八八

第十七章 人物……………一九〇



小島武亮——金井島洲——村上俊平——田島彌平  
 下城彌一郎——金井之丞——德江八郎——武  
 孫平——中島祐八——細野次郎——本間千代吉  
 田島彌四郎——松本宗藏

第十八章 古蹟……………二〇〇

第一節 古墳……………二〇〇

第二節 古城趾……………二〇二

第三節 古戰場……………二〇三

第十九章 名勝……………二〇四

第一節 伊勢崎公園……………二〇四

第二節 連取の松……………二〇五

第二十章 人情風俗……………二〇六

第一節 人情……………二〇六

第二節 風俗……………二〇七

第三節 住居……………二一〇

第四節 冠婚……………二一一

四

第五節 葬祭……………二二四

第二十一章 各種團體……………二二六

伊勢崎織物同業組合——佐波蠶種同業組合——佐波新  
 田蠶絲同業組合——佐波郡農會——佐波郡養蠶組合聯  
 合會——產業組合佐波郡部會——佐波教育會——佐波  
 郡聯合青年會——佐波郡聯合分會——佐波郡學校聯合會  
 佐波郡各宗協會——群馬縣神職會佐波郡支部

後編

第一章 伊勢崎町……………一

第二章 三郷村……………三〇

第三章 赤堀村……………四五

第四章 東村……………五九

第五章 殖蓮村……………七六

第六章 茂呂村……………九〇

第七章 采女村……………一〇五

第八章 剛志村……………一二二

第九章 境町……………一三六

第十章 島村……………一五一

第十一章 豐受村……………一六六

第十二章 名和村……………一八二

第十三章 芝根村……………一九六

第十四章 玉村町……………二〇九

第十五章 上陽村……………二二五

第十六章 宮郷村……………二四〇



前

編





# 群馬縣佐波郡誌 (前編)

## 第一章 沿革

本郡は元佐位、郡波の二郡で廣瀬川を以て略ぼ其の境域を劃し東は佐位西は那波であつた廣瀬川は往古利根の正流で廣瀬の左岸斷崖數里稱して七里の堤と謂ふ佐位の地は古來其の地形に於て左迄の變異はないか那波の大半は元利根川の流域に屬し幾多の變遷を重ね土壌は皆沖積の新層である應永年間利根の奔流か前橋市の西端と決してより著しき變化はない併し烏川合流以下に在つては尙出水時に際し多少河身の移動があり沈積、流潰の作用年として絶ゆることかなかつた今や利根の河身改修工事成り水災害の慘狀は將來歴史的の昔語りとなるであらう。

古來兩郡は歴史的密接の關係を有し治亂興亡皆其の軌を一にせる感がある、其の沿革を便宜上分割して左に記述せむ。

(イ) 佐位郡 郡名の起源は詳でないか佐井は縣境目の義にて今の境町の郷名に基けるものか又は地積狭小の義なるへし乃ち雀部は佐々位部と訓し鶴鶴と謂ふ小鳥のことなり其の地積の狭さを鶴鶴に譬へて名付けたるを後郡の定められた時佐々位部を約めて佐位とせしなるへしとも謂ふ和名抄郷名部に名橋、岸新、反治、佐井、淵名布知、奈、驛家、雀部佐々位部美侶とあり現今の所在詳かならされとも淵名は現在の采女村の淵名て其の他は上野名跡考に名橋は波志江(三郷村)反治は借字にて土師などの義



にや今蓮(殖蓮村八寸)あり佐井は堺(境)雀部は伊勢崎、美侶は今の茂呂村かある當時佐位部の地の多くは淵名の庄であつた續日本紀に神護景雲元年三月乙卯(今より千百五十七年前)上野國佐位郡人、從五位上檜前君老刀自、賜姓佐位朝臣、同二年六月戊寅以掌膳佐位采女外從五位上野佐位朝臣老刀自並爲本國國造とある惟ふに老刀自は本郡の女子の采女に選ばれて宮仕せる者であらう采女とは是より先孝徳天皇大化の改新に當つて郡の小領以上の姉妹、郡司等の地方名家の子女の形容端正な者を貢せしめて、之を采女と稱せることか日本紀にも見ゆる即ち大化二年正月甲子朔旦、改新之詔曰、凡采女者、貢郡小領以上姉妹及子女形容端正者(從丁一人、婦女二人)、以百戸充采女一人糧、庸准壯丁と、此の采女は朝廷に在りて主に膳部の事を掌る者て年齢十三四歳から貢せられた漸く年長けては中に親王の御乳母の如き或は膳所の役に就きしか如く、佐位の朝臣號を賜はりし從五位上檜前老刀自の如きは朝廷に在りては比較的重用せられ位亦從つて高かりしならむ。

藤原秀郷五代孫鎮守府將軍賴行の弟行則の長男足利太郎兼行か始めて淵名に居を定め淵名大夫と稱し此の裔か本郡を領して居た當時三十六郷で租入一萬五千八百六十九石二斗五升であつた降つて平治元年(今より七百六十五年)三浦介義明赤石村に來り赤石の壘に居た嘉應元年新田大炊介義重之に代り文治年間義重の五男額田五郎經義武州額田より移つて之を領し建保年間三浦介義澄の所領となる其の後曆應元年に至る迄百七十餘年の間新田氏の族相繼ぎ世々此の地を領した大永年間より元龜三年に到るの間赤石左衛門其の子又次郎二世相繼ぎ次て那波氏之を領せるか永祿五年戊年上杉輝虎五萬騎を率ゐる赤石城に入る小田原北條氏康茂呂村の原に屯して對陣した氏康勝つ能はざるを恐れて出羽國羽

黒權現の祠を建て戦捷を祈つたので羽黒原の名ありと同十一年十月上杉謙信、膳備中守、萩田備後守に命じて赤石を攻め取り萩田を城主とした後新田金山城主由良信濃守源成繁の所領に歸し其の臣林伊賀守が城代として守つて居た當時由良成繁か戦勝を祝して赤石郷神人村(極越村とも云ふ)を伊勢の神領に寄進した舊記の寫しかある。

上野國那波郡神人村御寄進有之事

永祿九年丙寅閏八月、由良刑部大輔成繁殿、六郎國繁殿、爲御立願、上野國那波郡神人村百二十貫文之地、御寄進有之、御判紙被下事

爲先年之立願、齋庄之内、赤石郷奉寄進之爲今般立願、那波郡之内神人村都合百二十貫文者地奉寄進之所如件

永祿九年丙寅閏八月

由良刑部大輔成繁判

六郎國繁判

其の後徳川氏天下を統一するに及び慶長六年辛丑稻垣平右衛門長茂勢多郡新川から伊勢崎に移封せられ佐位郡を領す全十二年長茂攝津に轉し長子攝津守重種襲つて之を守る元和二年重種大坂役の戦功に依り越後國三條の領主となり全年八月厩橋城主酒井雅樂頭忠世之を領し嫡子阿波守忠行繼て領せしか寛永十四年佐位那波兩郡の地二萬二千五百石を割き仲子日向守忠能を封す後寛文二年忠能信州小諸城主となるに及び再び宗家厩橋藩の所領に歸し天和元年更に酒井下野守忠寛か分封せられ子孫相繼いで明治維新に及んだ。



(ロ) 那波郡 郡名の根源に正確な考證はないか上野名跡考に那波は借字にて繩にて國を定め縣を分つに測量した今の繩入など謂ふ事に出でたるか又那の字は平なの義か是より出でた地名も多い奈良、那須野の如しとある和名抄郷名部に朝倉河佐、久良、鞆田佐也、多、田後多之、利、佐味、委文之、土、池田伊介、多、葦東爾良、都加等の名かある按するに上之宮村に倭文神社あり委文は此所なるへし鞆田は齋田(玉村町)田後は角淵邊(玉村町)佐味は小泉(芝根村)朝倉は今は勢多郡に屬した葦塚(名和村)であらう續日本後紀に承和十三年十月癸巳上野國那波人在衛近衛府將監正六位上檜前公綱主賜姓上毛野朝臣兼貫左原四條と又昔時那波氏に二家あり一は藤原秀郷の後裔淵名大夫兼行の二男成綱か子那波二郎季廣那波を領すと季廣の子太郎廣澄木曾義仲に屬して名あり其の子家澄孫景澄の後は知るに由ない一は掃部助政廣始めて源頼朝の封を受けて此處に居を構へ後數世相傳ふ政廣は從五位大膳大夫大江廣元の養子て母は伊豫の局と稱し頼朝の妾である妊りて廣元に與へられたか即ち生む所は政廣である大江廣元は鎌倉幕府の重臣て諸政の畫策一に彼に出づ建久四年頼朝那波六十六邑を以て政廣を封す曰く「汝實は我子也、今六十六邑を以て汝を封す宜しく以て日本六十六州に擬すへし」と其の子左近大夫政茂關東の評定衆であつた其れより子孫累世の采邑たり始め小泉に居たか應永の時利根の變流に會ひ堀口に移る那波城と稱せるは之である今村力丸の壘皆那波の支城であつた當時の租入二萬六千八百八十三石三斗一升二合なりと謂ふ永祿三年謙信の攻むる所となり城主宗俊戦死し子無理之介甲州に走り武田氏に據る沈勇を以て聞えた謙信の歿後宗俊の子顯宗又之を領し天正十八年北條氏の滅す所となつた慶長の始松平和泉守一萬石を以て那波の地を領し次て前橋藩に屬した慶長以後廳下

又は他藩領地の錯綜して互に交るものかあつたか酒井忠寬伊勢崎に封せられてより佐位那波の地を併せ領して明治維新に至つたのである。

明治二年六月伊勢崎藩主酒井忠彰封土を奉還し知藩事を以て之を管轄したが四年十月藩を廢し群馬縣を置かる六年熊谷縣に移り九年再び群馬縣に屬した二十九年四月佐位、那波の二郡を併せ佐波郡を置き以て現在に至つた。

(ハ) 幕末時代の采邑は左表の如くてある。

維新當時ノ領主	同	上	領	地
伊勢崎城主 酒井下野守	伊勢崎町、三郷村、殖蓮村 上植木、茂呂村、泉ノ一部、今 下植木、木島ノ一部、中島、境町 村(木島ノ一部)剛志村(小此木、中島、境町) 豐受村(國領、上蓮沼)名和村 (戸谷塚)上陽村(越宮郷村、田中、 ヲ缺ク)	東村國定 剛志村(保泉ノ一部) 豐受村 國領、上蓮沼ノ一部 芝根村(沼之上飯倉川井 沼ノ一部) 上陽村(上福島、中内、西善 木後箇) 上陽村(上福島、中内、西善 ノ一部) 宮郷村(東上之宮、西宮古 部)	沼田城主 土岐若狭守	東村上田 赤堀村(西久保、西野市場) 茂呂村(今泉ノ 一部) 剛志村(下武土ノ一部)
前橋城主 松平大和守	幕府直轄	赤堀村(野島村ノ一部) 名和村、 戸谷、芝根村(箱石、玉村町) 上 新、與六分及ヒ上陽村(西善ノ 齋田ノ一部)	旗下 松下 錦次郎	赤堀村(下臈、今井、 堀下ノ一部)
館林城主 秋元但馬守	赤堀村磯	旗下 中島 藏人	赤堀村(堀下ノ 一部)	



町村名	役場所在地	區行	政數	大字數	大字	名稱
伊勢崎町	伊勢崎町字赤石		二二	一	波志江、安堀、太田	
三郷村	大字波志江		一〇	三	西久保、下堀、今井、五月半、堀下、市場、野、曲澤、間野	
赤堀村	大字西久保		一二	一	谷、香林、西野、磯	
東村	大字東小保方		一七	五	字新井	
殖蓮村	大字下植木		一四	三	東小保方、西小保方、國定、田部井、上田	
茂呂村	大字茂呂		一八	二	上植木、下植木、八寸	
					茂呂、今泉	

郡は三町十三ヶ村より成る、左に之か細別を掲ぐ。

第一章 區劃

旗下本多 鐺次郎	玉村町 上之手 一部	旗下高井 但馬守	玉村町 齋田 一部
旗下高井 士佐守	玉村町 飯島 一部	旗下駒井 甲斐守	上陽村 飯塚及ヒ藤宮郷村取 一部
旗下山田 十太夫	玉村町 南玉	旗下松前 修理之助	上陽村 東善 一部
旗下大久保 兵九郎	玉村町 福島 一部	旗下松浦 酒之丞	上陽村 東善 一部
旗下島田 彦次郎	玉村町 福島 一部	旗下跡部 綱之助	宮郷村 宮子

旗下宮崎 金三郎	剛志村 下武士 一部	旗下横田 五郎	玉村町 上之手 一部 飯島 一部
旗下杉山 長之助	剛志村 保泉 一部	旗下小栗 又一	玉村町 與六分 一部
旗下上田 保之丞	剛志村 上武士	旗下松平 右京亮	玉村町 角淵
旗下新見 内膳	茂呂村 今泉 一部 剛志村 保泉 一部	旗下井上 佐太夫	玉村町 下新田 一部
旗下杉山 權右衛門	茂呂村 今泉 一部	旗下大岡 兵庫守	玉村町 下新田 一部
旗下渡邊 修理	殖蓮村 八寸	旗下山田 佐渡守	玉村町 下新田 一部
旗下松平 信四郎	東村 西小保方	旗下吉井 佐兵衛督	芝根村 上茂木、下 茂木 一部
旗下平岩 親克	東村 田部井	旗下兩宮 權右衛門	芝根村 後園 一部
旗下久永 源兵衛	東村 東小保方 采女村 木島 一部	旗下戸田 太郎	芝根村 小泉
旗下平岡 鐘之助	赤堀村 五日牛	旗下跡部 甲斐守	島村 一部
旗下土岐 下野守	赤堀村 曲澤、間野 谷、香林	旗下佐々木 庄左衛門	島村 一部
旗下横瀬 侍徒	赤堀村 下堀 一部	旗下酒井 市郎衛門	島村 一部
旗下牧春 窗	赤堀村 下堀、今井、堀下 一部	旗下加藤 千之助	剛志村 下武士 一部



采女村	大字伊與久	九	六	伊與久、上淵名、下淵名、東新井、木島、百々
剛志村	大字下武士	五	五	字矢ノ原、稻荷前、雉子ノ尾、鷹單田、乾、上田
境町	大字境	八	四	下武士、上武士、保泉、小此木、中島
島村	島村字新地	六	三	字雉子ノ尾、大明神前、番匠、石島
豐受村	大字馬見塚	九	三	萩原、東、境
名和村	大字堀口	〇	〇	字一ツ松、一丁田、川向飛地
芝根村	大字川井	九	〇	馬見塚、東飯島、國領、上連沼、下連沼、長沼、下道寺、富塚、大正寺、除ケ
玉村町	大字下新田	八	〇	堀口、中、戸谷塚、柴、北今井、山王道、兼塚、八斗島、阿彌大寺、下福島
上陽村	大字藤川	九	九	川井、下之宮、箱石、沼之上、飯倉、小泉、後筒、上茂木、下茂木
宮郷村	大字田中島	八	八	南玉、下新田、福島、上飯島、上之手、角淵、上新田、與六分、齋田
計		一六八	九三	藤川、山王、東善、中内、西善、飯塚、樋越、上福島
		九	二六	田中島、田中、西上之宮、宮古、今、東上之宮、連取、宮子

### 第三章 地勢

一、位置 郡は群馬縣の東南に位す前橋市の東北巍然天に聳ゆるは赤城山である赤城の靈峯麓野南に走る處勢多郡の地に盡く勢多の南は平野遠く連りて利根川に蒞む此の一帶の地境か即ち佐波郡である東は新田郡に隣し西は群馬郡に接し南は烏川を越へて多野郡及坂東太郎を挾んで埼玉縣と境壤

互に交つて居る。

二、地勢 郡は概して南方へ極めて緩傾斜の平地である唯僅に東北隅赤堀村の北邊勢多郡との接壤部か赤城南麓の終點で小丘陵の存するあるのみ利根、烏の清流或は廣瀬川、粕川、早川の諸川郡内を貫流し灌溉に便して居る併し粕川、早川は水量か豊富でなく往々旱魃の慘害を蒙る地味沃饒禾穀に適し蠶桑の業も亦夙に旺盛である。

### 第四章 廣袤表

瑞祥舞鶴の如き輪廓を以て劃せられて居る上野國の咽喉部に位置する我か佐波郡は東西四里五町南北四里二十三町、全面積僅かに一〇方里四二である今各町村土地の狀況を表示すれば左の如くである。

町區別	民有地				官有地		合計	
	面積	地價	面積	地價	面積	地價	面積	地價
伊勢崎町	一〇七、八	四、四九	一〇二、一	一三、八	一〇七、八	四、四九	二〇九、九	一五、八
三郷村	二五二、五	一〇、〇三	二七三、六	三、四七	五二六、一	一三、三六	七九九、七	一五、八
赤堀村	二八〇、七	一三、三〇	六七八、七	七、七	一、〇七	一、〇七	二、一四	一、〇七
東蓮村	一〇七、〇	七、三九	六三、四	一、九	一七〇、四	九、三八	一八二、八	一〇、二八
殖蓮村	二五〇、一	九、九二	三三、〇	〇、二五	二八三、一	一〇、一七	二九三、二	一〇、二八
茂呂村	一四八、八	七、三三	二七、八	〇、五五	一七六、一	七、八八	一八三、九	九、八三
計	一、〇七	四、四九	一、〇二	一三、八	二、〇九	一五、八	四、一八	一五、八











樫田三郎	自大正二年九月三十日
橋本直次郎	自大正三年八月四日
坂本森一	自大正五年七月二十八日
岩本俊郷	自大正五年七月二十八日
安間喜太郎	自大正六年二月二十八日
	自大正六年二月二十八日
	自大正八年五月二十四日
	現職

第二節 郡會議員

郡制施行以來の郡會議員は左の如し。

第一期 (明治二十九年七月三十日選舉)

選舉による議員

伊勢崎町 下山求平	三郷村 金古龍治
赤堀村 赤堀銘三郎	東村 萩原俊藏
殖蓮村 下城彌一郎	茂呂村 品川半彌
采女村 長沼彌之丈	剛志村 天田昇齋
境町 井上六三	島村 田島善平
豐受村 日野原 弦太郎	名和村 西村右東
芝根村 星野 常吉	玉村町 千輝仙藏
上陽村 武士源次郎	宮郷村 宇野近次郎

大地主議員

三郷村 小暮英三郎	三郷村 小暮録郎
赤堀村 本間千代吉	赤堀村 中島祐八
宮郷村 中澤徳次郎	

同年九月四日第一回郡會を召集し翌五日役員選舉を行ふ其の結果議長代理者に下城彌一郎、參事會  
員に本間千代吉、萩原俊藏、日野原弦太郎當選し武孫平は知事より名譽職郡參事會員に選任された。  
境町井上六三は任期中辭職、田島甚太郎補缺當選又玉村町千輝仙藏同辭職、梅澤良作補缺當選した。

第二期 (明治三十二年十月七日選舉)

伊勢崎町 羽尾勘七	三郷村 細井虎次郎
赤堀村 (參事會員) 本間三郎	東村 (議長) 萩原俊藏
殖蓮村 (參事會員) 澤浦三二	茂呂村 菊池兵作
采女村 (參事會員) 石井庄作	剛志村 (副議長) 天田昇齋
境町 正田虎四郎	島村 栗原勘三
豐受村 高柳祐五郎	名和村 (參事會員) 大和奎右衛門
芝根村 (參事會員) 重田辰吉	玉村町 町田寛夫
上陽村 内山恒十郎	宮郷村 石原彌藏

明治三十二年十月二十三日臨時郡會て役員選舉を行ふ。



伊勢崎町羽尾勘七任期中辭職、下山求平補缺當選、芝根村重田辰吉同辭職、高橋嘉策補缺當選、東村萩原俊藏(議長)死亡、牛久保惣十郎補缺當選而して議長の後任は町田寛夫か當選した。

第三期 (明治三十六年十月七日選舉)

- 伊勢崎町 (議長) 武 孫 平 三郷村 矢内 福治
- 赤堀村 齋藤園太郎 東 村 牛久保 惣十郎
- 殖蓮村 (参事會員) 川端市郎 茂呂村 石原太七
- 采女村 宮崎 葆吉 剛志村 (副議長) 石原清助
- 境 町 (参事會員) 正田虎四郎 鳥 村 栗原 勘三
- 豐受村 高柳祐五郎 名和村 (参事會員) 西村 參吉
- 芝根村 高橋 嘉策 玉村町 山田 菊藏
- 上陽村 (参事會員) 内山恒十郎 宮郷村 (参事會員) 石原 彌藏

明治三十六年十月二十七日臨時郡會て役員選舉を行ふ。

石原清助は任期中副議長辭任、後任には石原太七當選、殖蓮村川端市郎同辭職、古郡仲三郎補缺當選した。

第四期 (明治四十年十月七日選舉)

- 伊勢崎町 (議長) 武 孫 平 三郷村 矢内角太郎
- 赤堀村 (副議長) 齋藤園太郎 東 村 須田重三郎

- 殖蓮村 (参事會員) 井下久馬 茂呂村 倉林佐次郎
- 采女村 石井伊喜藏 剛志村 (参事會員) 石原清助
- 境 町 近藤彙之助 鳥 村 栗原勘三
- 豐受村 五十嵐 榮三郎 名和村 (参事會員) 宮田左京
- 芝根村 (参事會員) 高橋 清平 玉村町 宮下善三郎
- 上陽村 八木 丈作 宮郷村 (参事會員) 岡本茂平

明治四十年十月三十日臨時郡會て役員選舉を行ふ。

第五期 (明治四十四年十月七日選舉)

- 伊勢崎町 (議長) 羽尾勘七 三郷村 (参事會員) 平田源作
- 赤堀村 中島雄太郎 東 村 (参事會員) 牛久保惣十郎
- 殖蓮村 (副議長) 澤浦三二 茂呂村 菊池順之
- 采女村 小暮貞啓 剛志村 (参事會員) 石原清助
- 境 町 近藤彙之助 鳥 村 栗田源十郎
- 豐受村 都丸利八 名和村 宮田左京
- 芝根村 高橋 清平 玉村町 (参事會員) 野村要藏
- 上陽村 内山恒十郎 宮郷村 (参事會員) 岡本茂平

明治四十四年十月二十日臨時郡會て役員選舉を行ふ。



伊勢崎町羽尾勘七任期中(議長)辭職、戸谷清一郎補缺當選、議長の後任には宮田左京當選した。

第六期 (大正四年十月七日選舉)

伊勢崎町 (議長)	杉原傳七郎	三郷村	細野勇
赤堀村 (參事會員)	中澤豐七郎	東村 (參事會員)	岡覺四郎
殖蓮村	下城連三	茂呂村 (副議長)	石原傳吾
采女村	宮崎昭一郎	剛志村	石原清助
境町 (參事會員)	中澤 莊左衛門	島村	栗田源十郎
豐受村	五十嵐 榮三郎	名和村	森川抱次
芝根村	天田淺五郎	玉村町	原元太郎
上陽村	小倉金重	宮郷村 (參事會員)	森村鍋太

大正四年十月二十五日臨時郡會て役員選舉を行ふ。

任期中議長、副議長共に辭職後任として中澤豐七議長に、栗田源十郎副議長に當選、又東村岡覺四郎死亡、高橋愛吉補缺當選した。

第七期 (大正八年十月七日選舉)

伊勢崎町 (參事會員)	天田仙藏	三郷村	金古龍治
赤堀村	内山和助	東村 (參事會員)	高橋愛吉
殖蓮村	織田敏太郎	茂呂村 (副議長)	石原太七

采女村 (參事會員)	新井伊勢治	剛志村	高木平馬
境町	近藤彖之助	島村	栗原甚太郎
豐受村 (議長)	五十嵐 榮三郎	名和村	大和 杢右工門
芝根村 (參事會員)	原 紋太郎	玉村町	渡邊和太郎
上陽村	宮下要助	宮郷村 (參事會員)	石原彌藏

大正八年十月二十七日臨時郡會て役員選舉を行ふ。

任期中五十嵐榮三郎議長辭職、金古龍治當選、金古龍治亦辭職、大和杢右工門當選、石原太七副議長辭職、内山和助當選した。

第三節 佐波郡役所

明治十一年十二月郡區町村編制法を施行せらるるや、始めて佐位那波郡役所を伊勢崎町新町の民家を假用して開廳し、後舊藩の學習堂に移轉した、明治二十九年郡制の施行に依り佐位那波二郡を合せて佐波郡となし、役所名も佐波郡役所と改めた、三十六年伊勢崎町字赤石甲六百五十番地に敷地八百八十餘坪を相し、階下百五十二坪階上四十坪の二階建家並附屬物置を新築して三十七年四月一日移轉開廳した、今の廳舎か其れてある、大正六年二月倉庫十坪一棟を増築した。

第四節 事業

郡制施行中郡の施設したる事業は各方面に亘り今之か内容を詳細に叙述することは容易でない、單に其の概要を(一)町村自治、(二)産業及經濟、(三)教育、(四)社會教化、(五)感化救濟、(六)交通及水利、(七)衛



生(八)郡財産の數項に分けて略記する。

一、町村自治

町村自治發達の要は町村民の總てか克く自治の本旨を了得し、町村吏員亦事務に通曉すると共に町村の事情に精通し以て町村の福利を増進すべく適切なる方策を樹て共同一致して事に當るにある而して町村の發達は此れ即ち郡の發達である故に先づ町村の自治的進歩の促進方法として左の事項を實行した。

(一)自治功勞者旌表 明治四十三年一月町村、町村吏員其の他の効績者旌表規程を制定し爾來毎年自治に効績ある者及篤行者を選抜表彰した其の數實に百三十名の多きに上る今之を左に掲ぐ。

表彰年月日	表	彰	事由	町村名	氏名
明治四十四年十一月八日	全	共力一致滞納ノ矯正ニ努ム	伊勢崎町	裏町納稅組合	
大正二年四月二十二日	全	共同一致勤儉貯蓄ノ獎勵滞納ノ矯正ニ努ム	全	西町納稅組合	
全	助役又ハ書記トシテ在職スルコト多年職務ニ精勵ス	全	岡田泉太郎		
全	數度伊勢崎織物同業組合長トナリ地方産業ノ發達ニ貢獻ス	全	羽尾勘七		
全	勤儉力行産ヲ興シ公益事業ヲ資ケ伊勢崎織物同業組合重役トシテ地方産業ノ發達ニ貢獻ス	全	板垣清平		
大正三年三月十五日	全	淳良ノ俗ヲ養ヒ自治ノ發達ヲ促シ施設經營ニ努ム	全	大野和信	
全	勤儉貯蓄ヲ獎勵シ滞納ヲ矯正シ自治ノ發達ヲ促進ス	全	島岡正三郎		
全	勤儉貯蓄ヲ獎勵シ方ヲ納稅ノ改善ニ努ム	全	南町納稅組合		
全	多年伊勢崎町書記ノ職ニ任シ事務ニ精勵ス	全	新町納稅組合		
大正四年三月三日	全	多年町會議員其ノ他ノ公職ニ任シ自治ノ發達産業ノ振興ニ努ム	全	鈴木安知	

大正五年四月三日	全	多年町會議員其ノ他ノ公職ニ任シ自治ノ發達産業ノ振興ニ努ム	全	町	天田仙藏
全	多年伊勢崎町書記ノ職ニ任シ事務ニ精勵ス	全	町	川上銀藏	
全	町會議員其ノ他ノ公職ニ任シ納稅組合ノ獎勵配合肥料ノ製出等ニ盡力ス	全	町	岩田勇三郎	
大正六年四月三日	全	多年伊勢崎町書記ノ職ニ任シ事務ニ精勵ス	全	町	大島宗平
大正七年三月三十一日	全	納稅組合長衛生組合長區長等ノ公職ニ任シ納稅組合ノ改善ニ貢獻ス	全	町	八田直三郎
大正八年三月三十一日	全	多年町會議員其ノ他ノ公職ニ任シ大正四年以來助役ノ職ニ在リ町政ニ貢獻ス	全	町	朝川周太郎
大正九年十一月十一日	全	伊勢崎町書記ノ職ニ在ルコト多年職務ニ精勵ス	全	町	戸谷清一郎
大正十年十一月十一日	全	多年伊勢崎町書記ノ職ニ任シ事務ニ精勵ス	全	町	土山熊太郎
大正十一年十一月十一日	全	多年伊勢崎町書記ノ職ニ任シ事務ニ精勵ス	全	町	山口角次郎
大正十二年十一月十一日	全	實業ノ普及ニ努ム或ハ道路修築ニ盡力スル等自治ノ發達ニ貢獻ス	三	郷村	三郷村同窓會
大正五年四月三日	全	町村制實施以來村會議員トナリ滞納ノ整理基本財産ノ造成ニ努ム	全	村	細井虎治郎
全	多年村書記ノ職ニ任シ職務ニ精勵ス	全	村	宇野愛太郎	
大正十二年三月二日	全	多年三郷村書記ノ職ニ任シ職務ニ精勵ス	全	村	齋藤佑作
大正十二年三月二日	全	多年収入役書記ノ職ニ在リ事務ニ精勵ス	赤	堀村	町田善太郎
大正十二年三月二日	全	町村制實施前永ク戸長ノ職ニ在リ後村長トナリ公務ニ在ルコト三十年村治ノ爲メニ貢獻ス	全	村	龜井桂作
大正四年四月三日	全	多年収入役其ノ他ノ公職ニ任シ自治ノ發達ニ貢獻ス	全	村	齋藤園太郎
大正五年四月三日	全	多年公職ニ任シ明治四十二年以來村長ニ選ハレ自治ノ發達ニ努ム	全	村	生方清三郎
大正六年四月三日	全	多年赤堀村書記トシテ在職シ職務ニ精勵ス	全	村	齋藤平八郎
大正六年四月三日	全	多年公職ニ任シ克ク一村ノ靦瞻青年ノ指導ニ努ム	全	村	齋藤平八郎











大正三年三月十五日	大正五年四月三日	全	多年各種ノ公職ニ在リ村治ノ發達ヲ圖リ自治産業ノ爲ニ貢獻ス	全	高橋嘉策
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	多年各種ノ公職ニ在リ教育蠶業ノ普及自治ノ發達ニ努ム	全	高橋清平
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	明治三十五年以來各種ノ公職ニ任シ教育ノ改善産業ノ改良ニ力ヲ盡ス	全	大墳哲太
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	明治三十九年下新田外八ヶ村聯合戸長役場書記ニ舉ケラレ以來勤績三十餘年自治ノ發達ニ努ム	全	猪野平吉
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	明治三十二年以來芝根村書記トシテ在職シ自治ノ爲ニ貢獻ス	全	高橋
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	明治三十七年書記ニ任シ次テ助役トナリ事務ニ精勵シ自治發達ニ努ム	全	坂井菊次郎
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	明治二十六年以來町政ニ參與シ産業ノ振興自治ノ發達ニ努ム	全	町田孝五郎
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	町村制實施以來町政ニ參與シ自治ノ發達ニ努ム一面蠶業ノ發達ニ努ム	全	野村要藏
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	玉村町書記タルコト多年職務ニ精勵シ自治ノ發達ニ努ム	全	石原時次郎
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	多年上陽村書記ノ職ニアリ職務ニ精勵シ自治ノ發達ニ努ム	全	梅澤魁一
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	明治三十五年村長ト爲リ自治ノ發達ニ貢獻ス	全	神尾九八
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	明治三十四年以來各種ノ公職ニ任シ自治ノ發達ニ努ム	全	田村君夫
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	收入役助役等ノ公職ニ在リ自治ノ發達ニ貢獻ス	全	高橋國眞
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	多年上陽村書記在職自治ノ發達ニ努ム	全	高井宜昭
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	上陽村書記タルコト多年村治ノ發達ニ努ム	全	内山恒十郎
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全	公共ノ志篤ク殊ニ出獄人保護及青年指導ニ盡力少カラス	全	新井春吉
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全		全	宇津木與作
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全		全	宇津木與作
大正五年四月三日	大正五年四月三日	全		全	野村悅禪

大正二年四月二十二日	大正二年四月二十二日	全	明治三十八年以來收入役ト爲リ事務ニ精勵シ自治ニ貢獻ス	全	津久田市太郎
大正二年四月二十二日	大正二年四月二十二日	全	明治十年以來各種ノ公職ニ任シ蠶業ノ改良ニ努ム	全	宇野近次郎
大正二年四月二十二日	大正二年四月二十二日	全	文久二年名主拜命以來各種ノ名譽職ニ任シ明治二十二年以來十餘年村長ノ職ニ在リ自治ニ盡ス	全	堀川登喜太
大正二年四月二十二日	大正二年四月二十二日	全	共同一致克ク地方改善ニ盡ス所大ナリ	全	第一區青年會
大正二年四月二十二日	大正二年四月二十二日	全	明治三十六年書記トナリ次テ助役ニ舉ケラレ職務ニ精勵シ自治ノ發達ニ努ム	全	栗原清作
大正二年四月二十二日	大正二年四月二十二日	全	各種ノ公職ニ任シ村長ノ職ニ在ルコト多年自治産業ノ改良發達ニ努ム	全	石原彌藏

(二)自治講習會 大正七年以降毎年町村吏員自治講習會又は町村青年會幹部員講習會を開催し町村吏員の爲には事務的研究、青年幹部員の爲には修養と訓練とに努め特に大正十一年度は各町村毎に五日間の自治講習會を開き講師は主として内務省囑託員及縣高等官を以てす而して講習會員は町村の名譽職に在る者は勿論、青年會の幹部等智識階級全部を網羅する仕組で一ヶ町村に於ける會員數は最少限を五十人と制限したので存外多數の會員を得ることか出來た即ち各町村の會員通計一千二百五十人の多きに達した。

二、産業並經濟 郡制施行中郡が専ら力を致したのは産業の獎勵である即(イ)郡に技術員を置いて直接指導に當らしめ(ロ)特定の個人又は團體に對し事業を指定して補助金又は獎勵金を交付した今其の重なるもの二三を左に掲ぐ。

(一)技術員設置 明治三十九年郡に始めて農事巡回教師を置き一般農業者の指導に當らしめたか僅一年にして廢止するの已むなきに至つた其の後四十三年再び技手一名を置き之に郡農會技手を兼し



めた爾來漸く其の存在を認められ殊に軌近産業の振興上一層之か必要を痛感するに至り漸次増員して大正五年には普通農業と蠶業との専門技術員を各別に設置したのみでなく之を町村に迄駐在勤務せしむるとなつた大正十二年郡制廢止の際は普通農業技師一人同技師一人、蠶業技師二人町村駐在の普通農業技師二人、蠶業技師一人通計七名であつた而して此等技師技師は指導上の圓滑を期するため縣費技師、郡費技師、町村費技師又は郡農會技師町村農會技師等を互に兼務せしめたのである此等の技師技師て郡制廢止と共に縣に移管されるのは僅に普通農業技師技師各一人蠶業技師二人のみて他は町村農會專屬の技術員となる筈である。

(二)郡農會助成 明治二十八年町村農會の組織成り、翌年五月郡農會の成立を見たり當時郡農會の事業は僅に農事講習會、農産物品評會、天氣豫報旗掲揚、稻試作田設置の四項に過ぎず爾來漸次發達して産業組合の獎勵、家禽の改良、栽桑獎勵、水稻陸稻採種圃の獎勵、共同苗代の獎勵、學校基  
本財産蓄積農産物品評會獎勵等の事業を試むることとなつた而して明治四十三年始て指導專任の技術員を設置するに至り四十五年更に農場を開設して蔬菜園藝の模範を示しも農學校設立の爲大正八年度限之を廢止した即ち此の農場は郡立佐波農學校設立の基礎をなすに至つた、尙米穀検査の實施に先ち之か促進を期する爲俵裝傳習會或は俵米品評會を開催して當業者の指導に努め又農産物品評會を開催し蔬菜公設市場を開き或は害蟲鳥の驅除、養鶏豚の飼育獎勵等を爲し特に大正十年より町村技術員設置を極力獎勵して補助金制度を設け一面努力調節上畜力又は機械力利用を獎勵し縣下に卒先して北鮮牛を輸入し次て石油發動機の購買を斡旋し其の他優良種苗の購入斡旋自給肥料の獎勵

等苟も農事改良上必要なる施設として爲さる所なし郡は郡農會の爲常に補助策を採りて其發達を促しつつあり然れども郡農會設立の當初は事業微々として振はず從て郡も一箇年僅に百圓乃至二百圓の補助金に過ぎざりしか最近頃には事業の發達を來し大正以降は毎年二千圓乃至四千圓に上り郡制廢止の歲即ち大正十一年度の補助金額は三千六百圓である。

(三)耕地整理補助 明治三十六年二月耕地整理補助規程を設け、補助金を交付して耕地整理施行を獎勵したるに其の效果著しく大正九年規程の廢止せらる迄十四ヶ年間に田畑を通して整理面積實に一千六百二十七町歩の廣さに達した、之を町村別に表示すれば左の如くである。

町村名	田	畑	田畑以外ノ土地	計
伊勢崎町	五三、二四〇八	四、一七一九	一、二六〇六	五七、四一二七
赤堀村	三一、二四〇六	一、七八〇一	一、三四一三	三五、九九一六
東蓮村	一六、〇五〇九	一、九五〇九	一、〇二〇七	一八、五二一六
殖蓮村	一九、一一〇七	一、三五四四	一、二八〇五	一六、五八四〇
剛志村	二〇、〇八五〇	二、一九一七	四、七三〇〇	四六、七三四一
豐受村	四、五三九一	二、七八一〇	六、〇二七〇	七九、二六四〇
名和村	二、二九〇五	一、五〇〇〇	五、七〇〇〇	四、三六〇五
上陽村	一、一三〇一	六、五九一〇	一、二二〇五	一七、八九二三
宮郷村	七、七八〇五	七、一七四八	一、二二〇五	一六、二七五八
計	七、七八〇五	七、一七四八	一、二二〇五	一六、二七五八



(四)食糧農産物改良増殖奨励 大正六年三月食糧農産物改良増殖奨励規程を設け町村又は町村農會をして水稻、陸稻、麥類、大豆、甘藷其の他の採種圃を設けしめ之に補助金を交付して良種子の採取と配付とを爲さしめた。

(五)蠶業奨励 蠶業は郡産業中主要なるものである之か自然的に蠶種製造業と養蠶業とに區別されて居る而して本郡の蠶業は我が國でも最も古き歴史を有し就中蠶種の如きは夙に天下に宣傳された維新當時は盛に歐洲へ輸出されたか濫造の結果今は全く杜絶し反て輸入蠶種の飼育者を見るに至つた。

蠶種製造業者は今や重要物産同業組合法に據り組合を組織し再び往時の隆昌時を現出すべく發憤奮闘大に力めたので炳然として堅實なる發達を遂げ著しく好成绩を擧げて居る郡は明治四十一年以降組合に補助金を交付し或は組合の爲に特に技術員を置いて其の發達を促進助成すべく奨励指導した養蠶業は往時非常に發達した時代ありしも漸く改良進歩の氣勢衰へて亦振はず纔かに舊態を維持するに過ぎぬ有様であつたか、輒近大に復興の氣運を示し優に先進地たる名譽を辱しめざる程度の實を擧げてゐる。

元來本郡は養蠶地として挫操製絲の業も相當に發達し境町に市場さへ設けられ境提さかひさげ(絲の名)の名は機業地に高かりしものである然に明治の中世以降製絲機械の進歩と伊勢崎銘仙の發達との爲漸次挫操製絲の衰頽を來し今や養蠶家として繭を加工絲化するもの皆無となり隨て生繭て販賣する慣行となつた、此の半面には非常の弊害か伴ふので一般養蠶家の爲には全く生繭販賣方法の研究か最も

肝要である、郡は大正六年以降養蠶組合の組織と其の聯合會組織とを奨励し補助金交付又は聯合會專從技術員設置を實行し更に指定事業として蠶種の撰擇、蠶兒の共同飼育及桑園の改植並夏秋蠶專用桑園を設置せしめ之に奨励金を給付した其の結果は左表の如くてあるか生繭販賣方法の徹底せぬは甚だ遺憾である。

年別	養蠶組合數	同上組合員數	改植桑園面積	夏秋蠶專用桑園設置面積
大正六年	五七	一、五三五	七二一、五	九二、一
大正七年	六二	一、七三一	九八七、五	一一九、三
大正八年	七四	二、一八〇	一、三三〇、二	二六〇、四
大正九年	七六	二、二二三	九八七、四	一七三、四
大正十年	七六	二、一八八	九一二、六	一九二、六
大正十一年	七六	二、二三二	七八二、五	二五三、〇

(六)伊勢崎織物同業組合 民衆織物として現代に名聲噴々たる所謂伊勢崎銘仙は素と伊勢崎町近傍農家の家庭に於ける婦女の副業的絹織物より發達したもので二百有餘年の歴史を有するものである今や同業者は組合を組織し年産額三千萬圓を上下し郡産業の首位にある從て織物の盛衰は直に郡の盛衰に關係する重要な位置を占めて居る而して郡内居住者の大半は直接に間接に織物業に關與して居る實情である、故に郡は明治三十六年以降組合に補助金を交付して其の發達を助成した、爾來組合は時に盛衰はあつたか順調に堅實なる發達を遂げたので大正九年補助金を廢止した組合の概況は別項に記してある。



(七)佐波、新田繭絲同業組合 明治三十一年の創立で組合事務所は境町に在る區域は佐波郡及新田郡(飯塚本町、強戸村、笠懸村を除く)一圓て組合員は繭と挫操製絲との取引業者である、創立當時は挫操製絲の取引が昌て之に「境提」の名稱を付けられ 桐生、秩父等の機業家を常得意として其の需用極めて多く市場は常に相當殷盛であつた、然るに機械製絲及絹紡績業の進歩發達に伴ひ「境提」は漸次需用者を失ひ明治の末年に至り全く取引衰亡し哀れにも今は只市場の建物のみ依然として軒を連ねて往時の盛なりし時代を物語つて居る斯る次第で組合は其の名稱「繭絲」の二字より「絲」を失ひて壽命の大半を絶たれ僅に「繭」のみによりて命脈を保ち居るの感がある而して從來繭の取引は期節的に一時各商家の店舗で行はれ殆ど組合の手を下すべき餘地が無いから組合の存續も最早時期の問題となつた事情如斯であるので郡は明治三十九年以降補助金を交付して援助大に力めたが大慶の覆へる遂に支ゆる能はずとして大正九年より補助金を廢止した工業界進歩の半面に於ける産業の變遷興亡亦如何ともすべからざるものがある。

(八)品評會 大正三年郡は産業發達の爲自ら主催して境町に東部五郡即ち佐波、新田、山田、邑樂及勢多の五郡聯合の物産品評會を開催した翌四年同種の品評會が新田郡太田町に開催されたので郡は之に参加した、八年二月米穀検査實施準備として郡農會に補助金を交付し俵裝品評會を開催せしめて同事業の促進氣運を醸成した。

大正十一年十一月二十六日より郡立農學校の落成を記念すると共に農蠶業の發達に資すべく郡農會に特別補助金を交付して大規模の郡内農産物品評會を主催せしめた。

品評會 は會期五日間總經費壹萬五千餘圓にして其の多くは郡内外有志篤志家の寄附金である又出品點數は左表の通て一郡限りの此の種の品評會としては縣下に先例なき盛況であつた而して會期中學校の落成式は勿論日本赤十字社群馬支部佐波郡委員部の總會を開き社員三千八百三十二人に記念品(茶卓五個及繪葉書)を頒ち本社長平山成信氏の臨場あり又愛國婦人會群馬支部佐波郡幹事部の總會を開き會員二千三十四人に記念品(据置鏡及繪葉書)を頒ち本社より鳩山春子女史の臨場あり又郡農會總會を開き篤農家の表彰を行ひ其の他郡教育會の總會、郡青年大會、群馬縣蠶種業者大會か開催され尙伊勢崎小學校全部を使用して郡内全小學校兒童學藝品展覽會及郡青年會員製作品々評會を開催する等各種の催あり殊に開期中を通し好天候なりし爲毎日非常に多數の觀覽者を得會場内の雑踏は名狀すべからざるものであつた會期中の觀覽者は實に十一萬人以上に達し伊勢崎町は空前の賑を極めた伊勢崎町は此の賑に更に一層の景氣を添ふべく町内一般に種々の裝飾を凝らし市中に建設せられた綠門のみにも實に十八個の多きに達した以て當時の殷盛を知るに足る。

物産品評會出品點數表

種別	米		麥		菽類	果實	蔬菜	繭		苗木	豚	鶏	農産業染織	蠶種	合計
	大麥	小麥	春	秋											
點數	四〇三	二二六	二五二	一八七	二二七	一九五七	六九	八六	一九五	一一	一五〇	六	二〇一	一〇	五、三四四

(九)産業組合の獎勵 産業組合の必要は今更説明の要はない、郡内に於ける組合は數の割合に規模か小さく活動的に機能を發揮して居るものか少い整理時代には成績不良で解散命令に接したるものも



ある斯る状況であるか爲郡は既設組合の指導改善上大正四年以降補助金を交付して組合協議會を組織して研究會及講演會等を開催せしめ、一面郡に産業主事補を設置して直接指導に當らしめた此の主事補は郡制廢止の際縣に移管さるゝ筈である、今大正十一年末に於ける組合を表示すれば左の如くである。

町村名	種別					計	資 産	組合員數
	信用購買販賣利用組合	信用購買販賣組合	信用購買組合	信用組合	利用組合			
伊勢崎町						二七九、六七五、五四〇	六一四	
三郷村						四、九五九、八九五	三一	
赤堀村						四、六六五、〇二五	一七五	
殖蓮村						二一三、五三四、四六六	一三二	
茂呂村						一、九五二、六二一	四三	
采女村						六、二七五、三〇四	一〇	
剛志村						四、七六八、八〇〇	三三	
島受村						八、三四七、九〇五	二六	
豊和村						五、七〇四、六八九	四四	
名和村						四、三九〇、九三、七一八	一、〇三四	
芝根村						四、二〇、七八九、二九三	二二五	

町村名	信用購買販賣利用組合	信用購買販賣組合	信用購買組合	信用組合	利用組合	計	資 産	組合員數
玉村町						二	一一、九六七、二九九	一四一
上陽村						二	四、四四七、九七二	三三
宮郷村						八	七、七六九、四三一	一九〇
計						二三四	二、八三一	

### 三、教 育

(一)郡視學設置 義務教育の普及徹底を目的とし明治三十一年より郡費を以て他郡に例なき郡視學の制度を設けた、經費は僅に年額千百餘圓、敢て多額でないか他郡に卒先したことか誇てある其の後郡視學は教育行政上の必要より國の制度として一般に設置されることゝなつて縣費に移管した。

(二)教員養成講習會 明治三十一年始めて郡費を以て教員の研究養成を目的とし現任小學校教員を集めて講習會を開催した、爾來毎歲之を繼續し大正十一年郡制廢止迄二十有五年間に及ひ之を開催度數も亦二十五回である而して其の講習會員通計は五千八百四十九人に達した。

(三)學事調査 明治四十四年以降全國に涉り普通教育上特長ある學校及其の地方の實際を視察研究し以て郡教育の將來に資すべく小學校長に學事調査員を囑託し郡費を以て毎年廣く出張せしめ實地に臨みて視察調査を遂げ郡教育の普及改善の資料たらしめた。

(四)教育功勞者表彰 大正元年普通教育獎勵規程を設け教育上功勞顯著なる者を表彰した、其の選に當れるものは左の通りである。











とも大に向上の域に進みたるも就中剛志、赤堀、東、豊受、宮郷、三郷、殖蓮、茂呂、境等は其の著しきものである今大正十一年度に於ける郡平均歩合を示せば次の通である。

尋出席歩合 六、五

高出席歩合 九七、六

就學歩合 九、四

(七)郡教育會 本會は佐波教育會と稱し教育の改善進歩を圖る目的で明治四十年二月に創設したものである郡内教育關係者千二百五十六人を以て組織し、爾來其の目的を貫徹せんむか爲に活躍した。乃ち通俗講演會や文庫の巡回等は特筆すべきものである郡は之か助成に毎年百七十圓乃至四百圓を交付して居る尙會は時代の要求に順應すべく大正十一年度に於ては初等教育の調査研究に教育功勞者の表彰に、管外視察員の派遣に、或は講演會に意を注ぎ其の功勞顯著なりし爲郡補助金一千圓を追加した是に於て會は大に力を得デヴライ式活動寫真機を購入して民力の涵養に或は消費の節約に併用し裨益する所多大であつた大正十年十一月會則變更等の結果目下會員は約六百名に減したか其の結束は益々強を加へつゝある。

(八)乙種學事會 普通教育の改良を圖るを目的とし明治二十九年五月町村小學校教員を以て組織し郡内を四區域に分ち即ち伊勢崎、三郷、殖蓮、茂呂、名和、宮郷を伊勢崎組合乙種學事會、東、赤堀を東赤堀組合乙種學事會、剛志、采女、境、島、豊受を毛陽組合乙種學事會、玉村、芝根、上陽を玉村町外二ヶ村組合乙種學事會と稱し當時の會員數は僅に百十名内外であつたか教育上貢獻する所顯著なりしかは郡は大正三年以降毎年六十圓乃至百圓の補助金を交付した現在會員數三百三十名程で創立當時の三倍になつて居り、各學事會共劣らぬ研究を續けて居る。

(九)教育品展覽會 大正三年十一月二十一日より同三十日間境町に開催せる群馬縣東部五郡聯合教育品展覽會を始とし、次は大正八年二月二十日より同二十三日迄四日間伊勢崎小學校に開催せる兒童青年製作品展覽會、最近は大正十年初冬佐波農學校落成記念祝賀の爲、十一月二十六日より同三十日迄五日間伊勢崎小學校に開催せる郡内小學校兒童教育品展覽會等か其主なるものである出品物は主として毎回共書方、圖書、手工、裁縫品など三回の總計點數は實に二萬五十八點に及び其の結果は教育上頗る好影響を與へて居る。

(十)町立伊勢崎實科高等女學校 大正四年伊勢崎町立として設立された本郡唯一の女子中等教育機關である其の收容する所の生徒は伊勢崎町の者よりは反て附近町村の者か遙に多數を占めて居る此點より見れば町立たらしむるよりは寧ろ郡立たらしむべきものである故に郡は大正五年以降補助金を給付して其の發達を助成した然るに郡制の廢止に際會し大正十一年末群馬縣會に於て他の郡立學校縣移管問題と共に本校も亦縣移管を提案せられて茲に黨派の問題を生じ議場採否の二派に分れ討議數回遂に否決された、是に於て郡論は女子教育の將來に稽へ縣移管の如何に拘はらず大正十二年四月より學校の組織を變更して高等女學校とするを可なりとし、郡は大正十二年二月最後の郡會に於て特別補助金二萬三千圓を決議し伊勢崎町會亦此の決議に基き經費三萬餘圓を決議するに至り、爾來凡ての手續を了し敷地を兩毛線の北側粕川右岸に相し直に校舎の新築に着手した。

(十一)町立伊勢崎商業學校 素と商工補習學校として起り大正八年組織を乙種程度の商業學校に變更昇格したもので、三學年組織であつたか其の後十二年四月より四學年組織に改正する事と爲つた郡



は大正八年より之れに補助金を交付して居る。

(三)私立佐波學館 地方青年の修養機關として明治三十四年の創立で經營者は中島雄太郎名義である創立當時は縣下に中等學校も少き時代で地方青年の中等學校に入り得ぬ者の爲には至極重寶であつた、創立以來大正十一年末迄の間此の校舎に學びし郡内青年は實に九百三十三人である、校舎は永く立花町に借家であつたが大正九年中許可を得て寄附金を募集し十年敷地を兩毛鐵道南側粕川の右岸に相し今の校舎を新築したのである、郡は明治四十四年以降毎年補助金を交付して之か發達を助成した然るに現時中等學校數の増加に伴ひ學館の利用者漸く減少の傾向を來し勢ひ維持困難の状況であるのも亦已むを得ぬ時代の趨勢乎。

(三)實業教育獎勵 大正五年實業教育獎勵規程を設けて小學校又は實業補習學校に農業専門の教員を置かしめ之に更に町村の技術員又は町村農會の技術員を兼しめ、郡は教育と實際との併行調和を期せしむるか爲獎勵金を交付した此の規程は實施四ヶ年間にして遂に廢止となつた。

(四)實業補習學校教員講習費補助 大正七年縣か實業補習學校教員養成所を師範學校内に設置されたので、郡は現任教員中より毎年一名又は二名を選拔し郡費を以て學費の一部を補給して入所を獎勵した。

(五)縣立工業學校費の寄附 明治四十三年伊勢崎町に縣立工業學校設立に當り、郡は之に設備費の一部を寄附し其の後學校の擴張又は校舎の新築に際し寄附金を支出した、其の額は五千六百圓である。

(六)佐波農學校設立 輓近織物界の隆盛に反し農業は極めて不振の状態に陥つたので識者は之か根本的救済法の研究を必要とし、郡論漸く喧しく又道路法の發布に依り郡道の撰擇上急を要したるとに由り大正八年十月先づ郡事業調査會を設けて郡内の有志有力者六十一名を委員に擧げ、研究の結果農村振興策としては農業教育の普及に在りと決したるより直に近府縣に於ける實業教育の實況を視察調査することとなり遂に甲種程度の農業學校急設の必要を決議するに至り翌九年二月二日の郡會は農學校の設置豫算九萬七千三百餘圓を滿場一致を以て可決し三月二十七日付文部大臣より群馬縣佐波農學校設立の認可を得た是に於て、伊勢崎町學習堂を假校舎に充て五十四名を收容し校長事務取扱は郡長自ら之に當り四月二十六日を以て開校式を擧げ引續き教授を開始した、開校當時は判任教諭栗原茂只一人であつたか其の後漸次教職員を任命して教授上差支なきに至つた一方新校舎は敷地を伊勢崎町の南隣、眺望絶佳、高燥の地、茂呂村大字今泉字馬坂地内に撰定し前橋市小林三太郎をして工事を請負はしめ、其の年十一月起工し第一期豫定工事は翌十年三月三十一日竣工し翌月二日生徒は假校舎より移りて授業を始めた其の月直に第二期工事に着手し十一月初旬に全く落成を告げ下旬には盛大なる落成式を舉行し大芝知事以下縣官及縣下各郡市の名士の來會は勿論文部省より小出督學官臨場された、式場に於ける郡會議長の工事報告書及郡長の告辭並祝宴席上に於ける郡長の挨拶概要は左の如くである。

祝宴席上安間郡長の挨拶

(大正十年十一月二十六日)

本日佐波農學校の落成式を行ふに當りまして各位には御多用中御差繰り下され、且烈風の折柄遠



路態々御參列下さいまして擧式の上に一段の光彩を添ゆることを得ましたのは、學校の非常に光榮とする所であり、殊に文部省より特に御臨場を戴き又縣よりは長官閣下を始め内務部長殿各課長課僚の諸君、尙又縣會議員新聞記者縣下郡市長諸君並縣下實業學校長其の他知名の諸君の打揃ふて我郡に御越し下さいましたことは、實に空前の盛事として郡民の喜悅措かざる所であり、ますのみならず、親しく學校の御視察を得まして生徒の精神上に偉大の効果を及ぼすこと、存します、茲に謹て學校及び郡民に代り深厚なる感謝の意を表します。

學校設立の趣旨は先刻式辭の内に一言を加へまして各位の御耳を汚しましたから再び繰返すことを避けますか、要するに我郡と致しましては空前の大事業であります、然しなから此の大事業も今は僅に建築の竣工を告げましたのみで果して學校として光輝ある成績を挙げ得るや否やは、尙幾年かの後を俟たねはならぬのであります、之を他の事業に假りて申せば恰も彼の電氣事業に於ける發電機の据付を終りたる程度のものであるかと存します、即ち發電機は水の力によりて運轉活動し赫々たる電光を發しますか、其の滾々として盡きざる水も遠く源を尋ねますれば、晝尙暗き鬱蒼たる大森林を背景と致して居るのであります、而して發電能力を左右するものは決して水ではなく此の背景であります、總て世の中の事業も此の背景に左右せられないものは蓋し稀であらうと思ひますされは我か農學校に於きましても將來光輝ある成績を擧ぐるには獨り生徒の力ばかりでなく、更に其の背後に何物か偉大なる背景を必要と致しますことは勿論であります、私は此の際滿堂の各位に是非我か校の背景たることの御認容を乞はんとするのであります、幸に我か校の爲否帝國農業教

育の爲我か校の背景となり我か校をして將來光輝ある成績を擧げしむべく御援助あらんことを此の機會に於て重て御願致して已まぬ次第であります。

式 辭

(大正十年十一月二十六日)

佐波郡長 從六位勳六等 安 間 喜 太 郎

郡立佐波農學校工を竣へ本日をとし落成式を舉行す、知事閣下並貴賓の御臨場を辱ふしたるは洵に本校の光榮とする所なり。

曩に本郡農會は農業教育普及策として冬期農事講習會を開設す、此れ本校設立の濫觴とす、因て附屬農園を經營したるも兎角徹底せず、殊に世界大戰の開始せらるゝや、商工業は頓に發達し動もすれば農業經營を脅威し農村の子弟亦漸く勞働を嫌厭するの風を生ず、此の時に方り郡の一角に農園經營の姑息を難し農學校設立の叫聲起れり、恰も良し大正八年十一月郡事業調査會の組織せらるゝや、農學校問題を上議研究し遂に農村振興上甲種農學校設立の必要を決議し、茲に始めて郡論として發表せられ漸次具体化し翌年二月通常郡會は滿場一致農學校費九萬七千餘圓を決議するに至れり、然るに其の後月餘にして事務局の影響を受け一時豫算に大蹉跌を生したるも幸に事業の進行上聊も支障なく其の年四月より伊勢崎學習堂を假校舍に充て授業を開始せり、而して工事は豫定の進捗を告げ本春新學期より新校舍に生徒を收容し、今又第一工事の竣工を見るに至れり、之を當初の設計と對照するに豫算額は甚たく減少したるも、建築は反つて著しく増大の結果を見たるは寧ろ奇蹟と言ふの外なし、夫れ已に建築工を竣へ輪奐敢て美ならずと雖其の設備に於て多く他に遜色を見



さるは本校の密に誇りとする所なり、然れとも之れ骸形の事のみ學校の實蹟に至つては之を他日に求めざるへからず、即ち職員は内にありて克く責任を自覺し常に和衷共同善良なる校風の作興に力むると共に、廣く門戸を開放し實際農業者の出入を歓迎し、郡民亦外にありて絶へず呼應援助し常に學校に親しみ、學校を中心として農事の研究改良を計らは、期せずして天下の聲望を鳩め設立の趣旨を達成することを得む歟、以て式辭とす。

工 事 報 告

建築委員總代 金 古 龍 治

大正九年二月二日佐波郡會は、佐波郡事業調査會の希望及佐波郡農會より甲種農學校建築費金四萬圓の寄附申出を容れ、滿場一致大正九年度佐波農學校費九萬餘圓と共に同年度より開校を決議す然るに越えて三月下旬財界空前の大亂調に際會し、農會の寄附金は遂に壹萬餘圓に減少するの止むなきに至り、一時學校の前途大に悲觀せられたるも時代の要求は何等の躊躇を許さず、直に伊勢崎町學習堂を假校舍に充て一學年生徒五十名を收容して四月二十日其開校式を舉行し、一面新校舍敷地として伊勢崎町の南隣茂呂村大字今泉の一部に土地高燥、眺望絶佳なる畑地一町二段餘歩を撰定す而して漸次財界の安定に近づくに従ひ物價漸く低落を來したるを以て、第一期工事として十一月九日本校舍、生徒控室、小使室、炊事室、浴室、作業室、肥料倉、實習室、農夫室及蠶室を前橋市小林三次郎氏と請負契約を締結し、爾來工事は順調に進行し本年三月三十一日工を竣へ、四月新學期より生徒を收容授業することを得たり、而して本年八月臨時郡會は、更に第二期工事費六千餘圓を

決議し理科室、準備室、分析室、機械及び標本室並に物置を増築することとなり、此れ亦小林氏と請負契約をなし本月中旬を以て工事全く竣成を告げ、本日落成式を舉行することを得たるは洵に欣快に堪へざる所なりとす、之を要するに敢て輪奐の美に倣はず堅牢と實用と且衛生とに重きを置き、構内中央に大暗渠を布設し雨水汚水を之に導き他に排出するの設備を爲し、又中庭に火防用水池を設く、而して總建坪七百二十九坪二階建百六十八坪此の總經費實に七萬餘圓を要せり、右工事概要を報告す。

學校敷地の總坪數は四千六百六十三坪、内二千三百三十七坪は坪當金四圓にて買收し千四百二十六坪は借地である。

建物の坪數及種類は左の如くである。

建物名稱	室坪數	構 造	建築費	總建坪	内 譯		總室數	使用目的別室坪數
					階上	階下		
本校舎	二	木造瓦葺	一五、五七〇	一七、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	九室	教室三、六十坪、校長室一、十坪、事務室一、十坪、教員室一、二十坪、應接室一、十坪、廊下及階段五十五坪、玄關一、三坪、廊下及階段五十五坪
小使舎	一	木造瓦葺	三、〇〇〇	二、五〇〇			二居室	居室一、五坪、土間一、五坪、廊下二、五坪
生徒湯呑所	一	木造スレート葺	四、五〇〇	四、五〇〇			四	生徒控室兼講堂一、六十坪、器具室一、四坪、銃器室一、四坪、土間一、十坪
生徒控室	一	木造スレート葺	七、九六〇	七、六〇〇			四	生徒控室兼講堂一、六十坪、器具室一、四坪、銃器室一、四坪、土間一、十坪







る故に郡か農學校に支出した總費額は實に拾五萬壹千八百拾八圓餘である而して第一回の卒業生を出すと同時に縣立に移管と爲つた。

郡事業調査會か始めて甲種農業學校建設を決議した事情の半面には當時郡農會か經營して居た殖蓮村大字下植木の農場敷地二千三百十二坪を四萬圓に賣却し之を建築費に充當する計畫があつたのである郡會も亦此の計畫を容れて豫算を決議した然るに未だ事業年度にも入らぬ大正九年三月上旬突如前古未曾有の經濟界の大激變に遇ひ、農場賣却の豫約は違背せられて茲に豫算上に大蹉跌を來し、學校建設は其の着手前に於て忽ち大暗礁に乗り上げて仕舞た、當時唯一人として學校の前途に大不安を感じない者は無かつた併し理事者は農場賣却に失敗したにも拘らず混沌たる經濟界の間隙を辿りて巧に此の暗礁を乗切り、却て遙に豫定以上の建築其の他の設備を終り同種學校中縣下無比の完備した學校を作り上げ得たのは、寧ろ奇蹟として其の苦心の存する所か觀察せらるゝのである因に農場は漸く大正十一年二月中僅に壹萬貳千貳百五拾圓で賣却されたのである。

**四、社會教化及感化救濟** 大正三年各町村に青年會の組織を見るに至り續て郡に聯合青年會の組織となり、茲に統一したる指導の必要を感じたるより大正九年新に郡吏員として專任青年指導員を置き、常に青年の直接指導に専従せしめ傍所謂民力涵養事務の一部をも擔任せしめ、又小雜誌「佐波の華」を毎月三回刊行して宣傳に利用した尙一面町村尙武會、群馬縣神職會佐波郡支部、在郷軍人聯合分會及青年會等諸団体の社會的事業を促進助長せしむる爲補助政策を採つた、其の補助金總額は五千五百餘圓である。

佐波郡各宗寺院任職に依り組織されて居る佐波郡各宗協會は、明治四十三年中より感化救濟事業を目的として起つた団体であるから、大正三年以降毎年補助金を給付して其の事業を獎勵援助した。

**五、交通水利** 道路改良の問題は郡永年の宿題で明治四十四五年の二年繼續して專任係員を置いて調査したか經費の關係上遂に實現するに至らなかつた其の後大正八年道路法の發布に依り郡道撰擇の必要か迫つたので、多年の宿題を解決すへき好期として郡事業調査會を組織し、農學校問題と共に講究を遂げて漸く郡論を一定し、九年四月一日道路法の實施と同時に先づ郡道として伊勢崎宮郷線外十二線を認定し更に翌十年農學校線外九線を追加認定した、改良工事は十年間に於て順次着手する計畫で、先づ農學校線即ち伊勢崎町字西町角より郡立佐波農學校正門前を経て茂呂村大字今泉地内字張付場に出て、府縣道伊勢崎境線に合する路線を大正十一年中金貳千八百拾四圓を投して新設した、尤も敷地は全部關係地主の寄附であつた其の他の路線は未だ工事に着手せざるに先立ち郡制の廢止に逢ひ果さずして止むた、而して郡道中只僅に玉村、駒形線のみ府縣道に移管され他は悉く町村道たる運命に陥つたのである。

柏川の改修は、此れ亦沿岸町村多年の宿題で大正六年以降三ヶ年間に涉り縣土木吏員に囑託して調査したるも、巨額の經費を要するので容易に着手せられずして今日に及んで居る此の川は年一、二回は必ず不思議な程の大洪水があり、其の都度橋梁の流亡又は沿岸耕地の崩壞等多少の被害あるを常とする、此れ畢竟赤城山南面の大半に亘り降雨面積の廣き割合に川幅狭く殊に川身の曲折甚しく流水惡しき故である。



粕川の流水は沿岸水田の灌漑用に充てられ其の面積約五百町歩に及ぶ然るに平常の流水量甚た少く灌漑水の缺乏を訴ふることか度々である、現に大正十一年の夏は未曾有の旱魃で茂呂、殖蓮、采女境及新田郡世良田等の五ヶ町村は灌漑水に非常の缺乏を來し植付不能の田地が多かつた、境町の如きは全く一株の植付をも見ることの出来ぬ有様であつた。

元來本郡の旱魃は廣瀬川東の高臺地方に限るので、十一年中の郡内旱魃被害耕地は粕川筋其の他を合せて實に二百三十七町歩餘の廣さに達した之に反し廣瀬川西の低地半面は、利根川を水源とする天狗岩堰及廣瀬桃木兩堰の水利系統にあるので灌漑水は常に豊富である。

八坂堰は廣瀬桃木兩堰の餘水を引用し郡の中央なる三郷、伊勢崎、茂呂の三ヶ町村三百五十餘町歩に灌漑して居る、併し水路不完全の爲末流は毎年灌漑用水の不足に苦しみつゝある。

佐波新田用水耕地整理組合の組織、粕川沿岸の町村は上述の如く用水の缺乏に年々苦しむのか例て何とかして安全の水源を得べく舊幕時代より非常に苦心されたもので、其の計畫の如きも一再てないか自ら利害關係を異にするので、時に訴訟事件を惹起したこともあり、未だに成功を見ず相變らす用水の不安に泣いて居た、然るに大正十一年の大旱魃に遭遇するや、被害面積の廣大なる、計らすも利害關係の一致を見るに至り、茲に期せずして關係町村民結束して立ち新用水の計畫に奔走した、測量の結果既設八坂堰水路を改良して通水量を増加せは優に粕川筋水田に於ける從來の不安を一掃し得べきことを發見し、組合を組織して此の事業を遂行することに決し、通水上の基源なる八坂堰及廣瀬桃木兩堰の諒解を得、十二年三月十八日境町三樂座(活動寫眞館)に於て殖蓮、采女、剛

志、境及新田郡世良田の五ヶ町村に亘る水田面積五百餘町歩の地主千八百餘人の總會を開き佐波郡新田用水耕地整理組合を組織し佐波郡長を組合長に推し、事業費豫算參拾五萬八千餘圓を滿場一致を以て可決し、三月十二日知事の許可を受けた當時の豫定は十二年度よりの引水を目的として工事に着手の筈であつたか其の後工事を縣營とせは經費の百分の五十を國庫より補助すへき規程か發表されたので、其の規程の適用を得べく工事着手を十三年度まで延期と決した。

**六、衛生** 郡内各町村の衛生状態は餘り良好とは謂へないか他郡に比し決して劣つては居らぬ併し衛生の事は一日も忽にすへからざるものゝ常に絶へず適當の指導を怠らない、大正八年以降郡費を以て衛生講話會を開催して公衆衛生の普及を計り又大正十一年には衛生組合役員其の他關係吏員の講習會を開き、尙又郡醫師會町村青年會に囑託して全壯丁の「トラホーム」一齊檢診及治療を爲す等専ら衛生思想の發達促進を圖つた。

**七、郡有財産** 明治二十九年郡制施行の際郡有財産の増殖を計畫し、當時凶歉備荒積立金の蓄積千參拾七圓を基礎とし三十七年漸く千六百六拾六圓となつたか、郡の基礎を鞏固にする爲の基本金積立の方法としては甚た物足らぬので同年二月積立金設置並管理規程を設け向三十ヶ年間毎年郡基金として一戸當金八錢を特別分賦徴收することとし、之を郡制廢止に至る迄繼續し積立金總額金四萬百六拾八圓餘に達した、此れ即ち郡立農學校建設費の財源となつたのである、更に詳記すれば金參萬七千八百五拾八圓を農學校舍建築費に金貳千參百拾圓を郡長宅舎の購入及土木管區事務所用建物の購入費に充てたのである此等の建物は何れも郡制廢止と共に縣へ移管された。



# 第八章 交通通信

## 第一節 道路

地勢平坦にして其の位置か縣の樞要部である爲、從來國道、府縣道、町村道は縦横に通して車馬の往還頗る頻繁である、唯利根の大河か郡の西部を横斷し更に左折して島村を貫通南下し居る爲一部の交通には頗る支障かある然れと要所には船橋又は渡し船かあるのて非常時の外交通杜絶の虞はない、大正九年道路法の實施に依り縣の道路方針即ち所謂道路網も定まり、大正二十年迄には之か完成を見るべく計畫されたのて、利根川の鐵橋の架設せらるゝも決して遠くはないてあらう、今縣の道路網計畫に基く府縣道中郡に直接關係あるものを列記すれば左の通てある。

一、伊勢崎町を起點又は中心とする道路

- (イ) 前橋、館林線 前橋市を起點とし勢多郡木瀬村大字駒形を過ぎて宮郷村に入り伊勢崎町に達し(舊國道)更に殖蓮村及采女村大字上淵名を通過して新田郡綿打村に出て(田新道)太田町を経て館林町に向ふ。
- (ロ) 高崎、伊勢崎線及伊勢崎、桐生線 高崎市を起點とし群馬郡瀧川村より玉村町に入り利根川を越え上陽村宮郷村を経て伊勢崎町に達し、更に殖蓮村東村を通過して、新田郡飯塚本町に出て桐生市に向ふ。(未成道路)

(ハ) 伊勢崎、本庄線 伊勢崎町を起點とし宮郷村名和村を経て利根川を渡り埼玉縣本庄町に向ふ。

(ニ) 伊勢崎、大間々線 伊勢崎町を起點とし殖蓮村赤堀村を通過し勢多郡新里村に出て大間々町に向ふ。(已成道路)

(ホ) 伊勢崎、足利線 伊勢崎町を起點とし殖蓮村東村の南部を通過し新田郡綿打村に出て栃木縣足利市に向ふ。(未成道路)

(ヘ) 伊勢崎、大胡線 伊勢崎町を起點とし三郷村を経て勢多郡荒砥村に出て大胡町に向ふ。(未成道路)

(ト) 伊勢崎、境線 伊勢崎町を起點とし茂呂村剛志村を経て境町に達す。(舊國道)

(チ) 伊勢崎停車場線、新伊勢崎停車場線 共に伊勢崎町にある鐵道停車場と府縣道との連絡線である。(已成道路)

二、境町を起點とする道路

- (イ) 境、館林線 境町を起點とし直に新田郡世良田村に出て館林町に向ふ。(已成道路)
- (ロ) 境、本庄線 境町を起點とし剛志村豊受村を通過し利根川を渡り埼玉縣本庄町に向ふ。(已成道路)
- (ハ) 境、大間々線 境町を起點とし采女村東村を通過し山田郡大間々町に向ふ。(半成道路)
- (ニ) 境、太田線 境町を起點とし新田郡世良田村に出て太田町に向ふ。(已成道路)
- (ホ) 境、深谷線 境町を起點とし新田郡世良田村に出て利根川を渡り埼玉縣深谷町に向ふ。(舊國道)
- (ヘ) 境停車場線 境町にある東武鐵道停車場と府縣道との連絡道路である。(已成道路)



三、玉村町を起點とする道路

- (イ) 前橋、玉村線 玉村町を起點とし利根川を越へ上陽村を経て勢多郡下川淵村に出て前橋市に向ふ。  
(前橋より下川淵までは已成他は未成道路)
- (ロ) 玉村、新町線 玉村町より起り利根川を渡り多野郡新町に達す。(已成道路)
- (ハ) 玉村、倉賀野線、玉村、境線 群馬郡倉賀野町に於て國道より分岐し來りて玉村町に入り更に東して芝根村を通過し利根川を渡りて名和村豊受村及剛志村を経て境町に達す。(舊例幣使街道)
- (ニ) 玉村、大胡線 玉村町を起點とし利根川を越え上陽村を経て勢多郡木瀬村大字駒形に出て大胡町に達す。(未成道路、元郡道玉村駒形線の縣移管)

前表中には單に路線の認定のみで、未だ築造されぬ道路のあることは附記の通てあるか併し大正二十年迄には全部完成される筈である、之か愈完成の曉には非常に交通上の至便を得ることゝなる乃ち伊勢崎町には九線、境町及玉村町には各七線の府縣道か集るのである、又此の外に伊勢崎町境町及剛志村には鐵道の停車場かある、要するに本郡は地理的關係上此の恩恵かあると見ることも出来る、今二、三道路の由來を叙すれば左の如し。

一、例幣使街道 昔からの國道で群馬郡倉賀野町の中仙道より岐れて本郡に入り、玉村町を過ぎて芝根村に入り大字五料に關所を構へ利根川を渡りて名和村豊受村境町を経て、更に東し新田郡太田町を通過して栃木縣の日光山東照宮に達した道路である、往時徳川氏の治世朝廷幣を東照宮に賜はるの例ありて幣使の參向は必ず此の途に依つたもので例幣使街道の名ある所以である。

現に名和村大字柴町の街路に面する家屋の軒先は、槍を立掛るに便利な様造られて居るのにも昔の様か偲はれるのである、之を今の路線名で示せば玉村、倉賀野線、玉村、境線、境、太田線の延長か其れてある。

二、東京道 道路法の實施以前は本縣と東京との交通順路は高崎經由てなく伊勢崎經由てあつた其の道筋を今の路線名で示せば前橋館林線の内前橋伊勢崎間及伊勢崎境線、境深谷線の延長か其れてある、素と此の東京道は國道であつたか道路法の實施に依り府縣道に降格された。

三、古河街道 伊勢崎町より新田郡太田町を過ぎ栃木縣古河町に達するもので明治二十三年の開鑿て所謂太田新道か其れてある、部分的には通過地名に因みて淵名新道とも謂ふ此の道路は伊勢崎町より太田町迄凡そ四里殆と一直線である、恐らく縣下に如斯直線道は他にあまりある。

第二節 諸 車

道路の開通斯の如く殊に輓近漸次改良を加へられつつあるので、舊時物資の運搬を馬背に頼つたものか車輛の力に俟ち更に自動車に頼るに至つた今最近五ヶ年間の諸車の數を調査するに次の如くである。

佐波郡諸車表

年 次	馬 車		人 力 車	荷 車	自 動 車		自 轉 車	計
	乗用 四立	荷積 四立			貨物	乗用		
大正六年	八三〇	四	一三四	四、五八三	—	—	三、五六四	八、五九三



大正七年	八三〇〇	一四四	四、八一五	—	—	四、八九四	一〇、一六一
大正八年	七三〇九	一四四	五、〇九二	—	三	六、三四八	一一、九〇三
大正九年	六三二六	一三八	五、五九五	—	一	七、八九九	一三、九六五
大正十年	六三一六	一三九	五、五五八	—	四	八、九四三	一四、九六七

第三節 水 運

利根川は、利根の山中、上越國境を源とし利根吾妻勢多三郡の諸川を合せて南下し群馬勢多の郡境を過ぎて本郡に入る而も尙激漂飛湍の存するものかあつて舟楫には便でない、烏川を合するに及んで流勢は頓に緩舒となり河幅は倍加し時に三五の白帆を其の間に認むる事かある、往昔陸上の運輸か馬背によるに非されは人肩に頼れる時代に在つては、本縣と利根川流域の各地殊に江戸及其附近との交通は専ら水運に依つたのである、爲に沿岸到る處に廻漕問屋かあつた之を本郡の附近のみに見ても廣瀬川と利根川との合流地點なる平塚河岸には田部井など謂ふ問屋があり、又石島(今の境所在地)は伊勢崎藩主の荷揚場であつた、更に廣瀬川を溯つて伊勢崎城下迄舟便かあり今に其の名の存する川岸町には武孫平の先代か問屋業を經營して居た、現に永久橋の上手東岸の雜木中に在る古建物は當時の倉庫の一部であると謂ふ、又名和村の八斗島には小暮など謂ふ問屋かあり盛に前橋方面の物資を扱ひ、柴町から龍泉寺東を過ぎて田中に出て今村宿の中央を北上し、駒形町の東方で今の府縣道に合する大道路は當時往來頻繁の街道であつたと謂ふ而して利根本流の水運は本郡か終點であ

つたらしい、尤も支流烏川筋は高崎城下迄、荷舟か溯行された様である、乃ち右岸には八町河岸(埼玉縣神保原)新町河岸、左岸には岩鼻河岸、倉賀野河岸等か重なる問屋の所在地で、最近迄此の兩河岸には白聖の大倉庫か軒を並へ朽るに委せて昔に變る衰さを止めて居た、是に因つて之を見れば利根、烏の水運は當時決して本郡本縣と謂ふか如き狭いものではなくて、遠く碓氷の險を越えて信濃地へ三國、清水の高嶺を越えて遙に越後地への物資輸送路であつたのである、而して此の中繼的商業地は實に高崎であつたらしい、斯る有様で往時は如何に利根の水運か隆昌且必要であつたか、又沿岸地方か如何に殷盛を極めたものであつたかを知るへしてある、然るに徳川の幕政倒れて明治の維新となり世運は急激なる進展を見て鐵道の敷設となり、頓に水運業の滅亡を來し今や全く廻漕問屋は其の跡を絶つに至つたのである。

嗚呼榮枯盛衰は獨り人事のみではない、さしも殷盛を極めた利根の流も今は寂寞として顧る者なく唯僅に時々浮ふ昔なからの筏流しと反帆で動く石船、砂利船のみである、然れば近時人の目に映する利根川は徒に地方の交通と産業の發展とを阻害する厄介川であると謂ふ位らしい。

第四節 橋 梁

本郡を貫流する河川としては利根川あるのみ、廣瀬川、粕川あるも大なるものではなく其の外には川らしい川はない、そして利根川は餘りに大に過ぎて容易に架橋か出來ぬので所謂船橋あるのみである、其れも冬期の減水期丈で夏期の多くは渡船である、又他の小川に架したる橋梁としては廣瀬川の下流にある豊受橋か鐵杭鐵梁である外何れも木橋か然らされは土橋である。



第五節 鐵道

鐵道は鐵道省所管の兩毛線と株式會社東武鐵道の二線である、兩毛線は元、株式會社兩毛鐵道が敷設したもので、株式會社日本鐵道線の高崎と東北本線の小山とを連絡すべく明治二十一年の開通である、其の後明治三十九年政府に買収された、郡内の哩數七哩七分て停車場は國定、伊勢崎の二ヶ所に在る、又東武鐵道は明治四十三年中伊勢崎を起點とし東京淺草に達すべく敷設されたもので郡内哩數五哩三分、停車場は新伊勢崎、剛志、境の三ヶ所に在る、今郡内官私五停車場に於ける最近の統計を示せば左の如くである。

停車場名	年 度	乗客數	降客數	輸入貨物	輸出貨物
伊勢崎停車場	明治四十五年	一〇三、二六二	一〇二、六九七	二六、三三五	五、八六六
	大正元年	一二一、六五六	一二〇、九三八	二九、二七四	六、二〇七
	大正三年	一七五、七二四	一七四、六六三	三六、一〇六	八、一二一
	大正五年	二二九、四九〇	二二七、九一二	四〇、五一二	九、〇五二
	大正七年	三三一、六六〇	三二八、一六七	四七、三一四	一六、二二四
	大正九年	三九七、八四六	三九一、〇三八	五二、〇〇九	一二、五六一
	明治四十五年	三八、六八七	三六、七二八	一、八七四	一、〇〇一
	大正元年	三九、九二二	三七、八二二	一、〇二二	九八七
	大正三年	四〇、九四四	四一、七八八	二、四七三	一、三〇三
	大正五年				
國定停車場	大正七年	五八、二七九	五四、六二一	一、〇〇一	一、六三六
	大正九年	七四、二〇七	七三、二四〇	九九八	一、七二七
	大正十一年	八六、五四五	八七、四五八	一、五八九	二、三三八
	明治四十五年	四九、五五七	四八、八九七	五、六九九	二、五六一
	大正元年	四九、七九七	四九、二五〇	一一、三四七	一、九四七
	大正三年	三八、四六六	三八、三一五	一六、五〇六	四、四三五
	大正五年	五二、九三五	五二、四八六	一七、五七七	三、四九六
	大正七年	六七、〇一六	九六、七一六	六、四八二	二、五一六
	大正九年	七一、三三九	九七、六二三	六、三九〇	一、三三八
	大正十一年				

停車場名	年 度	乗客數	降客數	輸入貨物	輸出貨物
新伊勢崎停車場	大正七年	二五、一四一	二五、二二四	一六	一一
	大正九年	二五、五三一	二五、六二二	一九	一六
	大正十一年	一八、〇五三	一八、一二七	二七三	一三二
	明治四十五年	二七、六四八	二七、七五一	一八八	一三五
	大正元年	三二、九五二	三五、九二二	二八六	一一〇
	大正三年	三二、六五四	三一、三七七	三〇三	二四
	大正五年	六〇、九七五	六一、六七二	三、七七六	一、七四三
	大正七年	六六、二五六	六七、一五四	四、九七五	二、五六三
	大正九年	五五、九八七	五六、五八五	五、七四四	三、一五四
	大正十一年	七五、一六六	七六、四一七	六、五〇九	二、七〇六
剛志停車場	大正七年	九〇、四八四	九一、八三二	一三、五八〇	五、三二〇
	大正九年	九五、四三四	九六、三七八	一〇、二五七	三、九七一
	大正十一年				
	明治四十五年	六〇、九七五	六一、六七二	三、七七六	一、七四三
	大正元年	六六、二五六	六七、一五四	四、九七五	二、五六三
	大正三年	五五、九八七	五六、五八五	五、七四四	三、一五四
	大正五年	七五、一六六	七六、四一七	六、五〇九	二、七〇六
	大正七年	九〇、四八四	九一、八三二	一三、五八〇	五、三二〇
	大正九年	九五、四三四	九六、三七八	一〇、二五七	三、九七一
	大正十一年				
境停車場	大正七年	二五、一四一	二五、二二四	一六	一一
	大正九年	二五、五三一	二五、六二二	一九	一六
	大正十一年	一八、〇五三	一八、一二七	二七三	一三二
	明治四十五年	二七、六四八	二七、七五一	一八八	一三五
	大正元年	三二、九五二	三五、九二二	二八六	一一〇
	大正三年	三二、六五四	三一、三七七	三〇三	二四
	大正五年	六〇、九七五	六一、六七二	三、七七六	一、七四三
	大正七年	六六、二五六	六七、一五四	四、九七五	二、五六三
	大正九年	五五、九八七	五六、五八五	五、七四四	三、一五四
	大正十一年	七五、一六六	七六、四一七	六、五〇九	二、七〇六



郡内通過の鐵道は上記の通てあるか上陽村、三郷村及宮郷村の一部は兩毛線駒形停車場を利用し玉村町、芝根村、島村及豊受村の一部は元の日本鐵道線即ち今の省線高崎線の倉賀野、新町、神保原本庄深谷等の停車場を利用するものが多いのである、本郡より東京への鐵道は直通の東武線、小山廻の東北本線高崎廻の高崎線があつて至極便利である。

第六節 通信

郡内郵便局及其區域並に大正十一年各局扱ひの郵便物及爲替電信電話は左の通てある。

局名	等級	所在地	區域	備考
伊勢崎郵便局	特定三等	伊勢崎町一〇八番地	伊勢崎町、殖蓮村、茂呂村、三郷村、宮郷村、名和村	明治五年七月一日伊勢崎町新町九二七番地に設置 十五年十一月五日全町本町五六九番地に移轉和文 電報開始四月一日現在の地に移轉和文 轉電話交換開始於四十五年四月六日特定局に昇格
境郵便局	三等	境町大字境二九番地	境町、豊受村、采女村、剛志村、新田郡世良田村、綿打村	明治五年七月一日設置
玉村郵便局	三等	玉村町大字下新田一四一番地	玉村町、芝根村、群馬郡澁川村	明治六年七月一日設置
國定郵便局	三等	東村大字國定二〇一九番地ノ三	東村、赤堀村	明治四十二年三月二十六日設置
島村郵便局	三等	島村三三番地	島村	明治十年七月十六日設置

種別	局名及量													
	通常郵便物		小包郵便物		國內郵便物		爲替		電信		電話			
	引受	配達	引受	配達	金額	口數	金額	口數	發信	着信	自働電話	加入	入	話者計
伊勢崎局	七、三四四、三三五	三、八三〇、一七九	二二、五〇五	二六、二九六	一一、八四一	三一〇、九八四	一一、四九八	四三九、一二九	三四、一〇二	二九、六八六	一	二六五	二	二七〇
境局	一、四二二、二四〇	一、五〇三、二六八	五、八六七	一一、六九五	六、一四八	一六四、五四三	四、五四八	一一九、一六六	八、二二四	一〇、六四六		八七		八七
玉村局	四八九、五四六	五三三、四〇一	二〇八九	四、二五九	一、九〇三	五六、四五六	二、六六八	三七、六八一	二、八九一	三、七五八				
國定局	二二〇、〇五七	三九五、八九一	五五五	二、〇四二	一、一七七	二九、九九六	六四一	一三、一八七	一、一九八	二、一七二				
島村局	一一四、八八二	一一八、二六二	一、〇〇八	一、四〇一	六四二	一一、四三五	九一二	一九、三六三	一、一九三	二、六二七				



### 第九節 警察

#### 第一節 區劃及配置

本郡は素と伊勢崎警察署の所管であつたか、明治三十四年境分署か設置されたので、伊勢崎署の所管區域は伊勢崎町、三郷村、赤堀村、東村、殖蓮村、茂呂村、豐受村、名和村、芝根村、玉村町、上陽村及宮郷村の二町十ヶ村となり、境分署の所管區域は境町、采女村、剛志村及島村の一町三ヶ村である、而して署長は兩署とも最初は警部であつたか大正三年より分署長は警部補を以て當てられた今十一年末に於ける兩署員の配置を示せば左の如くである。

(イ) 伊勢崎警察署 署長(警部)一人、警部補二人、巡查部長三人、巡查三十一人、内譯刑事二人、内勤二人、特務三人、外勤二十四人である。

(ロ) 境分署 署長(警部補)一人、巡查部長一人、巡查九人、内譯内勤一人、特務一人、外勤七人である。

更に外勤巡查の町村駐在と其の受持區域を表示せは左の如し。

伊	駐在所名	受持區域	駐在所名	受持區域
三郷 巡查駐在所	三郷村全部	赤堀村ノ内大字今井、下觸、五日牛、堀下、市場	北今井 巡查駐在所	名和村ノ内大字山王道、北今井、垂塚、阿彌大寺
市場 巡查駐在所			堀口 巡查駐在所	名和村ノ内大字堀口、戸谷塚、下福島、柴、中、八斗島

勢	崎	警	察	署	境分署
野 巡查駐在所	赤堀村ノ内大字西久保、曲澤、間野谷、香林、野、磯、西野	東村ノ内大字上田、田部井、國定	東村ノ内大字馬見塚、上運沼、下蓮沼、國領、東飯島	長沼 巡查駐在所	下淵名 巡查駐在所
東小保方 巡查駐在所	東村ノ内大字東小保方、西小保方	殖蓮村ノ内大字上植木、八寸、大字下植木ノ内字書上、上飯玉、伊勢崎町ノ内字華藏寺、諏訪、壽町、宗高	茂呂村ノ内大字茂呂	馬見塚 巡查駐在所	伊與久 巡查駐在所
上植木 巡查駐在所	殖蓮村ノ内大字上植木、八寸、大字下植木ノ内字書上、上飯玉、伊勢崎町ノ内字華藏寺、諏訪、壽町、宗高	殖蓮村ノ内大字下植木、伊勢崎町ノ内字鍛冶塚、茂呂村ノ内大字今泉	豐受村ノ内大字馬見塚、上運沼、下蓮沼、國領、東飯島	豐受村ノ内大字長沼、下道寺、大正寺、除ヶ、富塚	井 采女村ノ内大字下淵名、上淵名、東新
下植木 巡查駐在所	上植木ノ内大字上植木、八寸、大字下植木ノ内字書上、上飯玉、伊勢崎町ノ内字華藏寺、諏訪、壽町、宗高	上福島 巡查駐在所	宮古 巡查駐在所	田中島 巡查駐在所	剛志 巡查駐在所
東小保方 巡查駐在所	東村ノ内大字東小保方、西小保方	芝根 巡查駐在所	宮郷村ノ内大字西上之宮、東上之宮、田中、宮古、今	宮郷村ノ内大字田中島、連取、宮子	剛志村全部(大字中島ヲ除ク)
殖蓮村ノ内大字上植木、八寸、大字下植木ノ内字書上、上飯玉、伊勢崎町ノ内字華藏寺、諏訪、壽町、宗高	下新田 巡查駐在所	芝根村ノ内沼之上、飯倉、川井、小泉、下之宮、箱石	宮郷村ノ内大字西上之宮、東上之宮、田中、宮古、今	宮郷村ノ内大字田中島、連取、宮子	島村 全部
東村ノ内大字上田、田部井、國定	上新田 巡查駐在所	玉村町ノ内大字上之手、角淵、上飯島	宮郷村ノ内大字西上之宮、東上之宮、田中、宮古、今	宮郷村ノ内大字田中島、連取、宮子	
東村ノ内大字馬見塚、上運沼、下蓮沼、國領、東飯島	上福島 巡查駐在所	玉村町ノ内大字下新田、南玉	宮郷村ノ内大字西上之宮、東上之宮、田中、宮古、今	宮郷村ノ内大字田中島、連取、宮子	
殖蓮村ノ内大字下植木、伊勢崎町ノ内字鍛冶塚、茂呂村ノ内大字今泉	芝根 巡查駐在所	玉村町ノ内大字上飯島	宮郷村ノ内大字西上之宮、東上之宮、田中、宮古、今	宮郷村ノ内大字田中島、連取、宮子	

### 第二節 犯罪

近年各種の犯罪を通して著しく減少し殊に賭博事件に於て著しい、然るに獨り傷害事件は大なる減少を見ない、此れ畢竟上州人の氣質は事に激し易き結果ではあるまいか、左に二十年間に於ける犯罪數及其の檢舉數を掲ぐ。

#### 犯罪及檢舉表



年次	殺人		強盗		窃盗		詐欺		賭博		其他		計
	件数	検挙	件数	検挙	件数	検挙	件数	検挙	件数	検挙	件数	検挙	
明治卅五年	1	1	26	26	190	190	75	75	4	4	9	9	376
大正元年	1	1	7	7	303	303	27	27	4	4	26	26	687
大正十一年	3	3	17	17	24	24	57	57	3	3	25	25	499

### 第三節 火災及消防

消防組員を中心とする、火防組合の普及發達と消防組の機械機具の進歩とに依り、著しく火災度を減少し近年殆ど大火災を見ざるに至つた。

火防組合は明治四十三年中郡内一齊に組織されたもので、各町村毎に住民全体を組合員とし規約を設けて火災の原因たるべき諸種の事項の共同排除を目的とするのである。

消防組は明治二十七年勅令の發布と同時に郡内一齊に組織したものである、其の後縣令改正の爲組員に多少の増減はあつたか而も順調に發達して現在に至つた、乃ち町村區域を以て一消防組を組織し之を便宜上數部に分つ、組には組頭一人を置き全員を統督し部には部頭(小頭を以てす)一人を置き部員を統督す、又部頭を補佐する爲小頭數人(小頭は消防手約十人毎に一人)を置く、一部の消防手は二十人乃至四十人である、而して此の人員に相當する機械機具を各部に備へ置くのである、今大正十一年の現在を町村別に表示せは左の如し。

### 消防組

町村名	組數	部數	役員		消防手	唧筒		水管車	消防費
			組頭	部頭		手押	瓦斯		
伊勢崎町	1	3	1	4	120	3	6	4,850	
三郷村	1	4	1	5	140	1	1	1,362	
赤堀村	1	7	1	4	372	1	1	1,012	
東蓮村	1	3	1	6	245	1	1	1,399	
殖蓮村	1	5	1	6	350	1	1	611	
茂呂村	1	8	1	6	200	1	1	3,549	
采女村	1	5	1	6	312	1	1	1,173	
剛志村	1	2	1	6	195	1	1	826	
境町	1	5	1	6	100	1	1	993	
島受村	1	9	1	7	167	1	1	731	
豊和村	1	9	1	7	167	1	1	690	
名根村	1	4	1	8	280	1	1	606	
芝根村	1	6	1	8	400	1	1	619	
玉陽村	1	6	1	8	490	1	1	1,588	
上陽村	1	8	1	10	288	1	1	1,273	
宮郷村	1	1	1	1	34	1	1	831	
計	16	99	16	99	3,489	10	5	22,113	



第四節 飲食店、藝妓及酌婦

飲食店中には、營業上警察の取締を受くるものと然らざるものとかある、即ち客毎に座敷を區別し又は客席に婦女を侍せしむるのは前者であるか然らざるものは後者である、又前者中酒席に酌婦を侍せしむると藝妓を侍せしむるとに由りて警察取締の程度を異にす、前者を乙部料理店と謂ひ後者を甲部料理店と謂ふ、乙部料理店は明治三十八年縣の内規に依り營業者數及酌婦數を制限したので格別の變化はない、其の他の營業者は財界の影響を受けて常に増減しつゝあるか近年著しく増加し、就中西洋料理店、支那料理店等の増加は一面に肉食者の増加を物語るものゝ郡民日常生活向上の證左である、左に二十年間の比較表を示さむ。

飲食店、藝妓、酌婦表

明治卅五年 大正元年 大正十一年	飲食店			藝妓	酌婦
	甲部料理店	乙部料理店	其他		
	五三	一	一六二	二一五	六六
	二四	四八	二五六	三二八	五一
	五一	三三	二二六	三二〇	四六
				一三〇	六三
					四九

明治三十五年頃は甲種、乙種の區別なきに依り總て甲部に掲ぐ。

第五節 結社、集會、新聞、雜誌

(イ) 郡内には政治上の結社はないか集會は年々増加しつゝある、併し政治に關するものは選舉時に於

て著しく増加するも、平常に在りては格別の差はない又政治以外の集會は農閑時に於て盛である、今三十年間の比較表を左に掲ぐ。

明治三十五年 大正元年 大正十一年	政治ニ關スル度數	政治ニ關セサル度數
	一	一
	二	二
	三	二

(ロ) 新聞雜誌の刊行は甚た少い計りてなく日刊新聞はなく皆週刊又は月刊である、大正十一年末現在を表示すれば左の如し。

新聞雜誌表

題號	發刊	新聞紙法ニ據ルモノ	出版法ニ據ルモノ
上州實業新聞	月六回	—	—
兩毛織物新聞	月四回	—	—
盛年	月一回	—	—
東時報	月一回	—	—
東部農蠶	月一回	—	—



立刀新聞	月二回								
伊勢崎商報	月六回								
空風	月一回								
角笛	月一回								
計		三							六

第六節 工場

工場は其の數多けれど其の大部分は小工場であるので工場法の適用を受くるものは少い、而して此等工場の多くは織物關係のものである。

今工場統計報告規則に依る大正十一年末現在工場を表示すれば左の如し。

工場表

工場總數	内				譯		工場法ノ適用ナキ工場
	織物工場	染物工場	繅絲工場	製絲工場	其他	工場法ノ適用ナキ工場	
二七三	三四	二二	三二	二	一八四	三一	二四二

第十章 衛生

(イ)大正十一年末に於ける開業醫師五十人、同齒科醫師九人、藥劑師八人、産婆二十九人、看護婦三十八人である、又鍼灸按摩術營業者は百五十六人である。

看護婦は 常に不足を告げるので郡醫師會は會の事業として年々之か養成に努力して居る。

近年賣藥營業者著しく増加し大正十一年末現在は藥種商十六人、製藥者十人、賣藥請賣人四百三十人である。

(ロ)衛生組合は 各町村に組織せられて傳染病豫防事務に従事するは勿論春秋二期の清潔法執行時は特に活動して居る、大正十一年現在組合數は百四十九、此の委員總數千百九十六人、之に對する町村費補助總額は金五百九拾貳圓餘である、之を各町村よりすれば補助額の最少は金拾八圓最多は金參百圓である。

(ハ)傳染病は極力豫防救治に努めて居るか、仲々減少しない計りてなく種類に依りては反て増加して來たのである、傳染病中デフテリアには自宅療養を許し他は原則として町村の傳染病院又は隔離病舎に收容治療して居る、從て町村の之に要する費用は年々少くない、今大正十年中に於ける町村別傳染病患者數及其の費用を左に掲ぐ。

傳染病患者數及傳染病豫防費

町村名	豫防費	赤痢患者	赤痢死亡	腸チブス患者	腸チブス死亡	バラチフス患者	バラチフス死亡	デフテリア患者	デフテリア死亡	猩紅熱患者	猩紅熱死亡
伊勢崎町	九、一二四	四	一	六五	六	一九	一	九	二	二	一
三郷村	六一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一
赤堀村	九六一	一	一	二	一	一	一	八	一	一	一



東	殖	茂	采	剛	境	島	豐	名	芝	玉	上	宮	計
村	蓮	呂	女	志	町	村	村	村	村	村	村	村	
二、三六九	二、六五四	一、五〇〇	六八五	九三六	一二九	五六一	一、三八二	一、八三九	四八九	九三五	五五六	九六五	三、一四六
													一三
													三一〇八
													一〇
													三五
													三
													四八
													七
													七
													一

(二) 虎眼は年に因りて多少の増減はあるか未だ著しい減少を見ない、殊に本郡は他郡に比して其の數が多い様である、而も壯丁に對しては特別檢診治療迄加へて尙且減少しないのは最も遺憾とする所である、今大正十一年の成績を左に掲ぐ。

トラホーム表

(大正十一年)

小	學	校	兒	童	檢診人員	患者	計	檢診人員	患者	計	檢診人員	患者	計	
					一、五三三	三、四五三	一、〇七二	四、四七九	二九、〇	九四	一三四	六	一四〇	一五、三
壯	丁	丁	丁	丁	檢診人員	患者	計	檢診人員	患者	計	檢診人員	患者	計	
					一、五三三	三、四五三	一、〇七二	四、四七九	二九、〇	九四	一三四	六	一四〇	一五、三

(ホ) 種痘は今や全く普及徹底し從て其の成績も非常に良好である、大正十一年中の種痘總人員五千九百四十二人、内善感五千三十五人、不善感七百二十二人、檢診未了百八十五人である、此の檢診未了者のあることは遺憾であるか種痘嫌忌の弊なきに見て此等未了者の大部分は善感と見做し得るのである、況んや公費種痘の行はれ居る際私費種痘者増加の傾向あるに於てをや。

### 第十一章 産業

#### 第一節 概論

本郡人口の稠密せることは縣下の郡中第一位である何を以て然るか曰く、地勢か平坦て而も林野が比較的少いのか其の一 養蠶業の旺盛なのか其の二 機業の發達せるか其の三 此の三つのものは人口増加の因をなす所以である、更に郡内現住人口に就て之を見るに其の多きは乃ち女子である女子の多きは養蠶と機業の活躍比年進歩の域にあるを證するものである、普通農業、蠶業、機業は本郡生産の根蒂であつて殆ど鼎足の形をして居る而も各業の間劃然たる區別もなく各一の連鎖に依



りて相繋るか如く普通農業者か養蠶家てあり將た又機業家たるか如きものか其の大部分を占めて居る此れ本郡の産業状態を窺はんとする者の先づ知らざるへからざる事である。

### 第二節 農業

本郡の地質は南及西半面は利根川流域の中流に位し、所謂四紀新層にして土壤の侵蝕冲積を縦にし最も農耕に適し不毛の地を見ない、又東及北即ち高臺の地は所謂四紀古層にして赤城火山系の影響を受け礫确にして耕地に適しない所も稀にはある、今耕地と他の土地との割合を見るに次の如し

地目	耕地		宅地	林地	野	其他	計
	田	畑					
比率	二七	四二	六九	七	二〇	四	一〇〇

更に本郡農業者の耕作する土地面積並其の戸當を調べて見ると次の通である。

地目	郡の全反別	他郡農業者にして本郡の土地を耕作するもの		本郡農業者にして他郡の土地を耕作するもの		差引本郡農業者の耕作する土地	全上農家一戸當り
		計	町	計	町		
田	三、五六三、六	八、三	一一、五	三、五六六、八	三、六		
畑	五、六四五、六	一四八、二	一七四、五	五、六七一、九	五、八		
計	九、二〇九、二	一五六、五	一八六、〇	九、二三八、七	九、四		

尙農業者の數及自作小作の別並耕作面積に依り區別した農家の數を見るに左表の通である又以て本郡農業の状態を窺ふに足らんか。

農業家數	農家自作小作別			
	専業	兼業	自作兼小作	小作
六、七六六	三、〇四五	九、八一	二、四九六	三、七四八
			三、五六七	九、八一

又耕作地の廣狹により區別せる農家の數は五段未滿三千三百六十四戸、五段以上三千二百五十三戸一町以上二千四百四十四戸、二町以上六百五十一戸、三町以上百十六戸、五町以上十三戸、合計九千八百一十戸である、乃ち知る細小なる農家の多きを又一面兼業者の多きを、他の章に述べてある如く大体に於て水利灌漑の便かあるのて田は一部分の湧水地を除くの外二毛作である、從て米の收穫には影響するか其の代り大小麥の收穫は多額である、晩秋の麥播種時と夏の田植時は男女共一家を擧げて屋外農業に従事する慣習である。

古來馬耕か盛て農家は概ね馬を畜ふ其の多くは奥羽地方から移入し地方産のものは未だ少い近年鮮牛を購入する者か漸く増加した、而して普通農業の主なるものは謂ふ迄もなく米麥作である、近年産額の増進、品種の改良、生産増加を目的とし、郡技術員の外町村農會に技術員を置き直接指導をして居るので採種圃の設置となり、米麥種子の塩水選、麥奴豫防、害蟲驅除、田稗の拔取り又は稻の正條植等を實行し、又綠肥の栽培、化學肥料の共同購入、共同配合等の方法を設けて居るか彼の世界大戰後經濟關係より馬の飼養者著しく減少し一面又勞働賃金の高價なるため自然生産費嵩み而も麥價下落の爲耕耘せずして麥の直播をなす者かあるのみならず全く耕地を捨てて願ぬ者も出來た地主も亦小作問題の煩累を避くべく耕地に竹木を植付けた者かある等、農業の前途甚た寒心に堪



えぬ何とか此の場合経済的農業経営の方策を樹つるの必要があるのて農事組合を組織して勞力の共同提供、畜力利用のため朝鮮牛の共同購入、其の他動力機械の共同購入等を実行して労働調節を計つて居る、現在農事組合の数は二十七、共同購入に係る耕牛の数は七十八頭、發動機及附屬改良農具は左の如くである。

町村名	發動機	脱穀機	穀摺機	精米機	大豆粕機	運搬車機	唐箕	畜力利用機
三郷村	八	八	八	一				
赤堀村	八	八	八	二				
東蓮村	八	八	八					
殖蓮村	三							
茂呂村	五			三				
采女村	一							
豊受村	四							
名和村	一							
芝根村	三							
玉根村	一							
宮郷村	五							
計	五九	六一	五八	六	四	五	三	一

米の段當り收穫は敢て他の郡に下らない然れとも收穫總量は平年八萬石内外で現任人口十萬人の食糧としては不足である、加之郡内に酒類醸造業もあるのて毎年移入額は一萬石を超えて居る麥は畑の主作物であり又田の裏作として栽培するのて平年九萬石内外の收量がある昔より麥は移出されて居たか近來一般の生活が向上して麥食するものか減少し一層移出量が増大した。  
 米麥以外の農産物特に蔬菜果實の栽培は近年長足の發達を來し、剛志村、東村、伊勢崎町の市場は收穫時非常の出荷がある。今最近十ヶ年の米麥及其の他の收穫高を表示すれば左の如くである。

年次	食料										農産物									
	米	麥	大豆	小豆	落花生	粟	稗	黍	玉蜀黍	蕎麥	甘藷	梅	桃	枇杷	梨	苹果	柿	葡萄	密柑	夏橙
大正二年	七四九二	八五三四	五二二	一五八〇	九三	九〇	二〇	三	四三	七二〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正三年	八六七七	九〇一七	四九五〇	一五九九	二三五	八九	二〇	三	四二	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正四年	八五二六	九六五七〇	三〇〇八	一三九九	二五一	九三〇	四	六	五六	五〇	一〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正五年	七九六九	九、五三八	三、四八五	一、二四三	三八九	八七六	一〇	六〇	七三	七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正六年	八二七二	八八二三七	三、三三三	一、二三五	六二四	八八一	七	四〇	七〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正七年	八、四三三	九、三六〇	二、八三六	一、一三三	一、二二七	五七九	三	四三	八〇	八二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正八年	八、四〇八	八、七九二	二、四六九	一、〇五五	一、八九〇	四一三	一	二七	七三	七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正九年	九、六二〇	七、七八九	一、二五三	九四六	二、二七九	三三三	一	一	七三	七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十年	七、五三〇	八、三七五	一、六四五	一、〇〇四	一、〇九四	二二六	一	一	七三	七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十一年	七、五二六	九、二六四	一、〇五四	六八〇	二、〇九五	二〇七	一	一	六六	六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一



年次	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年
甘藍	五,五〇〇	五,七八〇	七,五〇〇						一一,五〇〇	
蕃椒	二〇〇	二二〇	二三四	二六一	三三九	一七五	八三			
菜	二〇五	二四二	二二六	五七二	七五六	二〇六	一九四	四七三	三〇五	三〇四
胡麻	四九	三四								
花	二									
大農		四五	一〇〇	六						
實	一〇		九							
綿										
薄	一九五	二〇〇							四八〇	
荷										
楮										

年次	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年
其他柑橘	一七六三	七七八	七五七	七六三	一,一七六	七六〇	一,〇〇五	一,五九八	三,五〇〇	三,三三三
豌豆	六二	八二	七六	三三	八五	四八	四四	五八	六五	九七
蠶豆	一一	一〇六	一〇六	一〇六	一一九	一〇六	九九	一〇三	二二四	二〇〇
筍	三六〇	六八七	四三〇	四七	二二六	一〇				
菜	三	三								
菜豆	二七,〇六〇	二五,四四〇	二四,八五五	二四,一八五	二五,八三三	二五,九五九	一六,八六六	一五,九三三	九,九七八	五,七七九
胡瓜	三,八二七	二,八四〇	二,八〇五	二,八〇七	二,八二六	三,一五八	一五,九〇〇	一六,一〇〇	一三,九八〇	一三,二四〇
越瓜	三,八二七	二,八四〇	二,八〇五	二,八〇七	二,八二六	三,一五八	一五,九〇〇	一六,一〇〇	一三,九八〇	一三,二四〇
南瓜	三,八二七	二,八四〇	二,八〇五	二,八〇七	二,八二六	三,一五八	一五,九〇〇	一六,一〇〇	一三,九八〇	一三,二四〇
西瓜	二,九五〇	二,九七〇	二,九七〇	二,九七〇	二,九七〇	二,九七〇	二,九七〇	二,九七〇	二,九七〇	二,九七〇
甜瓜	五八,八〇〇	六四,八五八	六六,五九五	六六,五九五	六六,五九五	六六,五九五	六六,五九五	六六,五九五	六六,五九五	六六,五九五
茄	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇



## 第三節 小作争論

小作争論は大正十年に於て殆ど一時に郡内一般的に行はれた、尤も從來上陽村、芝根村、名和村其の他には小作組合の設立があつて屢小作料に關する争も部分的にはあつたか争議として見る程度のもては無かつた、然るに十年のは期せずして小作人側か各町村毎に或は大字毎に團結して地主側に迫り、地主側も亦團結し或は個人的に之と折衝した。場所に由りては双方の勢か猛烈に如何に成り行くことかと氣遣はれたこともあつたか、幸にも悉く圓滿に解決を告げて將來に問題を殘さず済んだ、元來小作争議の起りは國民思想の變化と一般經濟界の狀況に於て農業經營が頓に非常の不利益に陥つた爲であると言はれて居るか、尙其の外に一部地主の無理解より高率の小作料を食り同一地方にして著しく不均衡を來したので、耕作者が常に不滿不平の念を抱きつつあつたのか一原因である、併し此の不平は地主側の容るる處となつて地方的に小作料の均衡を保つべく、最寄々々に共同して基本調査を爲すこととなり、既に調査終了の町村もあるのて十一年は格別の小作争議を見ずして至極平穩であつた。

## 第四節 蠶業

人若上毛の地に入らむか、其の山麓地たると平野たるとを問はず見渡す限り桑樹の茂れるを見てあらう、實にや上州の名は夙に蠶業に依つて高く遠く知れ渡つて居る、彼の利根、烏兩川の沿岸に於ける大厦高樓の相接する處、所謂蠶業の本場は謂はすもかな僻陬の地、車馬の轍は通せずとも苟も人の住む所蠶兒を見ざるはない程である、上毛の蠶業の普遍的なる斯くの如く其の蠶業國を以て

名ある眞に偶然ではない。

明治維新の後、凡百の事皆面目を一新したか蠶業の如きは其の顯著なものである而して之か先鞭を着けたのは實に我か佐波郡の島村である。

島村の地や利根川を挟みて兩岸に連り比年浸水があつた、近年河川改修の工全く成り始めて水害より脱するを得たりと雖以前に在りては普通農業の經營は甚だ困難にして殆ど不可能なるに反し單り桑樹の栽培に好適し養蠶の技亦從て發達した故に舉村桑蠶の業を以て生業として居り人以て別境となした、田島彌平、田島武平等の清涼育は當時進歩的養蠶飼育術として其の名四方に高く其の教を乞ふ者常に門内に滿ちた、時に禁苑に召されて蠶事を督し或は勸業會社を起して當業者共同の範を示す等本邦蠶業の開發に貢獻する所かあつた、次て多野郡藤岡町に高山社起り熾に高温飼育を唱導して殆ど蠶業界を風靡し、本郡養蠶家中にも亦之に倣ふものか續出した、此の頃より利根、烏沿岸の斯業者に蠶兒飼育法の改良を謀る者競ひ起り互に派を立て社を結び組を設けて各其の特技を誇稱したものである、然るに何ぞ計らむ此の時に當つて當業者經營慘憺違蠶者續出し高温育の危険を痛切に感知したのである、是に於て更に折衷育か種々の名稱に由つて現れ、漸次清涼、高温兩飼育法に大なる改良を加へられ以て大正を迎へたのである、大正後は國及縣か各試験場を設けて研究する事となつたので茲に大進歩を見たのである、然るに世界大戰後は經濟界の脅威を受け飼育法の大革命となり、遂に極端なる粗放飼育法の流行を見むとし斯業者は五里霧中に彷徨した有様である而して舊時の養蠶は多くは春蠶に限られて居たか近年は秋蠶晚秋蠶の飼育か旺盛となつて而も桑樹の



栽植か之に伴はず桑葉の摘採其の度を失し延いては桑園の荒廢を招き桑價の昂騰亦從て臻る、識者は深く之を憂ひ、一時秋蠶掃立の制限説さへも傳へられたか沼々として勢の趨く所はいかてか之を防止するを得べき年一年と掃立を増加するのみであつた、特に、日露戰役の起るや國民の勤勞其の極に達し争て秋蠶の飼育に熱中し益其の狀勢を馴致した、爾來桑園を開拓し或は摘桑の緩和を促し大に力を秋蠶に注ぐ者あるに至つた、此れ蠶業經營上の一大變化て蠶業家の經濟に一生涯を開くに至つたのである、蠶の品種も往時は青白、又昔、白龍、赤熟、青熟、小石丸、白玉、蓮生、中巢、千代鶴、白鶴等主として飼育せられ、中にも又昔、青熟、中巢、千代鶴多く普及してあつたか、明治四十二、三年頃から品種統一の聲喧しくなり、大正元、二年の頃から角又或は試に支歐黃繭種を飼育する者もあつた國立蠶業試験場て一代雜種の宣傳をなすに際し本郡は卒先之か普及に努めた結果蠶品種は一變して大正六年頃から殆ど在來種は後を絶ち支歐及日支の交雜種となり春蠶は國蠶日一號×國蠶支四號、國蠶歐七號×國蠶支七號、秋蠶は國蠶日一〇七號×國蠶支八號、國蠶日一〇七號×國蠶支一〇一號、國蠶日一〇七號×國蠶支一〇一號に統一せられ、産繭の面目を一新するやうになつた、今最近十ヶ年の收繭は左表の如くてある。

年次	桑園反別	養蠶戸數	春蠶		夏蠶		秋蠶		計	
			掃立枚數	收繭額	掃立枚數	收繭額	收繭額	價額		
大正二年	二六三四二	六三三	二四五五	一〇七五三	二七三〇	一六七二	五九七九〇	三六九三	一、五〇八二八	
大正三年	二六三三九	六二七	二四九三	一一七〇三	二六五五	一六七五	四六四五二	三八四四	一、三三三〇七	
大正四年	二六八四六	六一六	二五八六	一九八三	二〇一六六	一四四五三	三六〇三二	三四三三	九九二七〇	

大正五年	二八七七七	七〇七	二六四二五	二四五三〇	三〇六六七	三二一五九	九八三七四	四六六九	二、四四〇四八
大正六年	三〇四〇一	七二八	二六五四四	二七〇三二	二九七七一	三〇六七四	一、二七四四四	四七六九六	二、九六一四四六
大正七年	三一一〇〇	七三三	二四三六〇	二五六六八	三三、三九	二四、七四一	一、七四九三三	五〇、八二	三、七三、〇二五
大正八年	三二二八四	七三四	一九〇四二	一八、九四二	三五、八八	二七、九七六	二、五三七八二	四六、八九〇	四、六六三、〇七五
大正九年	三二七三三	七三五	二二、九六六	一九、一七二	二八、五九	二二、一五〇	八七九九五	四〇、三三七	二、〇〇〇、六九三
大正十年	三三、五三〇	六七五	二二、〇五〇	二二、九九一	二二、五九	一九、五〇	九六六、五二五	四一、八〇一	二、五二六、四八四
大正十一年	三三、〇一九	七〇七	一六、六七	二五、五六二	二二、九一〇	一八、六四九	一、五八、五五〇	四四、〇〇五	三、七四九、六五六

大正十年夏秋蠶よりは收繭額は貫を以て掃立枚數は二十八蛾又は卵量二匁五分を以て一枚とし調査せしに付收繭額は十貫を以て一石に掃立枚數は百蛾を以て一枚に換算掲せり。

桑園は殆ど根刈仕立にて霜害の激甚な北部地方に中刈或は高木仕立を見るのみである、而して桑の品種は往時に在つては十文字、青木、佐市、市平、大伊達、群馬赤木等多く栽培されたか熱心なる桑の研究者に依り優良桑か數多選出されて漸次普及するに至つた、今其の主なるものの名稱と選出者を擧ぐれば左の如くてある。

長沼桑	豊受村大字長沼	高橋伴藏	小倉桑	三郷村大字波志江	小倉村次
富榮桑	剛志村大字小此木	岡榮藏	大島桑	同村大字太田	大島喜藏
清十郎	同村大字同	井上清十郎	采女桑	采女村大字上淵名	長沼市郎平

夏秋蠶の發達に伴ひ、桑園は著しく荒廢せんとする傾あるを以て郡は極力夏秋蠶専用桑園の設置を奨励し養蠶家も大に自覺して其の改植整理に努め又養蠶組合、青年會等て各地に模範桑園を設置して範を示し近時頗る桑園改良の實績顯著となるに至つたは喜ばしい現象である。



製絲所としては、明治の初年に於ては郡内に今の徳江製絲所の前身たる共研社があつたのみで、産繭の一部は養蠶家自身或は仲買人に依つて前橋の製絲家に賣却し中には遠く富岡製絲所と取引する者もあつた、一部は生繭にて販賣せず天日乾燥をなし農閑座繰に依りて製絲し所謂提絲を産出した者もあつて一時は可なり盛に行はれ且郡内各所に小規模の座繰製絲所か勃興し爲に境町に生絲市場さへ設けらるゝに至つた然るに信越線開通してより信州製絲家は上武地方に出買を始め本庄に店舗を設け、而も利根川沿岸の産繭は品質優良なる爲進んで買入れたる爲、本庄に集る繭は年と共に増加し遂に關東一の繭市場として名聲を轟かし殆ど繭は本庄に賣るべきものゝやうになり、加ふるに一面器械製絲の發達と伊勢崎織物の勃興とは、座繰製絲の致命傷となつて其の影を止めないやうになつた、以來養蠶家は皆生繭にて斤量に依り賣却するに至つたのである。

世は年と共に開け交通の便を得たる本郡には信州製絲家の入り込む者漸く増加し、殊に境町は四圍皆盛なる養蠶地にて産額多く品質亦優良である所から全地に開店購入する者年々増加した、殊に明治四十三年兩毛鐵道に東武線か連絡し交通至便になつた後は、優に本庄を凌駕し繭出廻期の如き車輛相接して市中を埋むるの盛賑を呈し、大正に至つては一層其の聲價を博し集散益多く又産繭額も増加し來れるを以つて、單に境町許りてなく伊勢崎、玉村、堀口等に買場か設けらるゝ様になつた。

大正二、三年の頃から原富岡製絲所か、養蠶組合に蠶種を配付し産繭は直接取引の方法を採つた茲に始めて共同販賣と謂ふことか行はるゝ様になり、郡内各所に其の實施を見たか組合員の訓練足

らす相場に掛引か行はれ、輸送に困難する等種々の支障があつて、圓滿な取引か出來す將に盛ならんとせし共同販賣も一頓挫を來した。

大正三年の秋本郡主催の下に東部五郡聯合物産品評會か境町に開設せられた、其れ迄は蠶業の先進地として誇つて居つた本郡か計らずも後進郡に優勝せられて面目を失墜した、是に於て蠶業關係の有志は大に覺醒し始めて蠶業技術員設置の必要を感じ翌大正四年より之を設置した、時恰も蠶業革新の機に際し蠶品種の如き在來種より外國系交雜種に一變せんとし、製造上に將た飼育上に一新紀元を劃し養蠶の經營も亦大に改善を要すべきの秋であつた。

其所て之か對策上共同團體の力に依るか最も適切且捷徑にして、養蠶組合の活動愈急なるに至つたから、郡農會は大正五年より之か設置を奨勵し組合は年と共に漸次普及され蠶業の改良發達か促進され、就中蠶品種の如きは蠶業試験場か優良種の研究と普及とに努められた爲に著しい進歩を示した又大正八年春伊勢崎町に群馬製氷冷蔵株式會社か創設せられ蠶業上一大裨益をなし、又境、伊勢崎兩町には煉炭製造所の設置せらるゝ等僅數年にして蠶業界の面目一新せられ、殆ど隔世の感あらしむるの状態となつた此の機に於て組合亦協同一致能く時代に順應して産繭の統一と共同販賣とを實施し、進むては製絲家と連絡して正量取引を行ふ者も漸次増加し、今や交水社、京都郡是製絲所、鐘紡製絲所、丸茂製絲所、徳江製絲所等との取引盛である。

又境乾燥所は大正五年に今村式、全七年に帶川式の各乾繭機を、九年に伊勢崎乾燥所は三光式乾繭機を購入し、國定驛前には東乾燥所か設立せらるゝ等購繭者に便益の途開けたので各縣から製絲



家の出張年一年と増加し産繭取引上大分有利となつた、然れども生繭賣買の事として未だ種々の弊害ありて堅實公正な取引の行はるゝに至らないのは何より遺憾である、佐波郡養蠶組合聯合會は常に之か研究對策を怠らないで當業擁護に努めて居た、大正十二年三月二十一日郡制廢止記念に生れた佐波郡養蠶同業組合は此の意志を継ぎ、方策を樹立して蠶業改良の根本を確立せむとしつゝある。

第五節 蠶種業

蠶業のある所必ず蠶種業のあるは自然の理である、而し蠶業の發達に伴ひ、斯業を營む者風土の異なるに由り利害の影響大なるものあるを知るや、次第に其の産出の地域を局限せられ漸次専門的となるに至つた。

本縣は古來蠶種の産出を以て名かある、此れ風土の蠶種製造に適するからである、安政年間横濱開港以來蠶種輸出の途か開け一時隆盛を極めた、當時上州烏村の名は海の内外に喧傳されて本郡の蠶種業か頓に勃興したか幾何もなく粗製濫造の弊に陥らんとするの傾かあつたので、田島彌平等卒先して烏村勸業會社を組織し之か矯正を謀つた蓋し此れ本邦に於ける蠶業結社の嚆矢である、明治五年玉村町に烏川組起り六年豐受村に長沼組の組織かあつた其の他各地に蠶業會社の創立を見たか蠶種の輸出か漸く減退するに及んで此等の団体は或は社名を變更し或は組織を改め更に内地に販賣する機關となり又一面養蠶法の改良を唱導した、爾來幾變遷其生産額に至つては常に縣下の首位を占め、比年精良の蠶種を産し全國蠶業地の需要する所となつて居る、而して社名の今に存するもの豐受到長沼社、益進社、采女に改進社かある、明治三十六年十月郡内同業者相謀り重要物産同業組

合法に依り佐波蠶種同業組合を創立し、益斯業の改善を圖り、更に時代の進運に伴ひ遺憾なき諸般の研究をなし以て其の隆興に努めて居る。今左に最近の統計を掲載する。

年次	佐波郡蠶種製造額						
	普通蠶種 (平付)		特別蠶種 (製)				
	春期越年	秋期越年	春期越年	秋期越年			
大正二年	八四九三	二二五七	一四九	六、九五七	一〇八七九	一七九	一七、一八四
大正三年	七三七〇	一四七六	五六	八、五五一	二七〇五五	二六	一五、四三三
大正四年	七〇七二	一五六一	七七五	八、七三三	七、八三〇	二〇三	二三、〇四七
大正五年	五五、三四四	一四、五四八	一九八三	七、一七五	一〇、四九八	一五、四一一	二六、〇三四
大正六年	三二、五五三	七、三六三	四、〇二四	四、九三六	一、六九三	一八、六四四	三三、一三五
大正七年	二、四四元	四四	七、四一七	二、七、二二四	九二二	三、一、六六一	五、七、二二九
大正八年	一、三、一八八	一、八一〇	八、四一〇	二、六、三三七	三、五、三六	一、九、九〇五	五、九、六、三三七
大正九年	九、七、四六	一、二、三三	四、九、九一	二、四、一、六八七	六、二、七四	一、六、六、七九八	九、七、二、七三
大正十年	六、六、九	四、〇一	四、三、二二	二、二、三、六五四	三、三、三	一、六、六、二五	四、四、〇、四九
大正十一年	六、六、五	八、〇	三、四、〇六	二、四、三、三〇	八七七	一、四、六、六七	四、六、七、二五二
合計							

若し一日の閑を得て本郡蠶種生産地の視察を試んか、鐵路前橋を發して新町驛に下車し、烏川の賃舟に掉せは對岸は佐波郡玉村町の地である大字角淵、南玉、下新田、福島皆蠶種を産出する大字角



淵か最も多く高山社分教場亦此處に在る流に隨て舟を下せば右に神流川の鐵橋を眺め左に廣漠たる桑園を隔て、芝根村の人家を望む、忽ち大河の北より來るに會ふ此れ即ち利根の本流である、白帆南風を孕んで之を溯れば船橋がある沼の上の渡と謂ふ、芝根村蠶種を産するもの下之宮を最とし川井、沼之上、箱石の各大字之に次く、右に望むのか名和村大字柴て亦優良蠶種の産地である、更に進めは河身漸く隘く流も愈急になる、下之宮の渡を越ゆれば十數町て又船橋を見る此か福島である、本郡の地域此所に竭き水流更に急となり容易に航行することか出來ぬ、軸を廻せば左岸は上陽の地て近時秋蠶種の生産を以て頭角を現はして來た。

一葦流水のまゝに河を下れば瞬間て烏川の落合に達する、流域は廣く水勢漸く緩く右岸は此れ埼玉縣の地、舟は暫く兩縣の間を駛る、既にして名和の境を過くれば河川屈して埼玉の地籍に入り仁手の一角を貫いて東に出つ、四望瀝如、左岸は豊受て前面に見ゆるのか島村である、豊受村亦屈指の蠶種の生産地て長沼、國領、上下蓮沼等其の名は著しい、島村は五小字から成り、利根川を挾んで高樓相連り白聖流水に映して居る、文豪頼山陽か遠山近水村舎の名は偶然でない、是に於て舟を捨て堤上に立ては茫茫たる桑園は青海原の如く他の一物の目を遮るものかない、北すること二十餘町て境町に達する、境町の西北采女村ても亦能く蠶種を産する、大字伊與久に改進社かある其他剛志茂呂、宮郷、三郷、殖蓮等にも皆二三の蠶種業者かある茲に本郡の生産地を一週した更に土性圖を調ふれば皆第四紀新層砂質若は礫質壤土に屬す、而して同一の地質ても其の沈積の新しいものか最も蠶種の製造に適するを見る、言ひ換へれば洪水の氾濫する處自然的に蠶種の生産に適して居る實

にや利根流水の附近優良蠶種を得るは天恵である、今や組合は専任技術者を置き學理的研究を重ね益優良蠶種の産出に努力して居る組合の發達斯業の進歩故あるかな。

以上各地より盛に産出せらるゝ蠶種は、蠶業取締法に依り病害の有無等最も嚴密なる検査を受けたるものに非されは之を販賣することか出來ない。

郡内蠶業取締所は、明治二十八年四月蠶種検査法の施行に當り伊勢崎町に群馬縣第三蠶種検査所を置き、佐波郡と山田郡の一部を管轄されたのか始である、三十三年蠶病豫防法の施行に依り伊勢崎蠶病豫防事務所と改稱し、館林町及境町に其の出張所を置き佐波、新田、邑樂の三郡を管轄された、更に群馬縣蠶病豫防事務所伊勢崎支所と改稱したか、四十四年三月蠶絲業法實施に依り伊勢崎支所を廢して采女村地内に群馬縣蠶業取締所境支所を設け、其の出張所を玉村町に置き佐波、新田の二郡を管轄した、大正九年四月玉村出張所を群馬縣蠶業取締所の出張所に改め、玉村及芝根上陽の一町二ヶ村は本所の直轄に移つた、九年十二月更に玉村出張所を支所に改められたから郡内に二つの支所を置かれ今日に及んだのである、二十八年蠶種検査法施行以來幾多制度も變遷し吏員も更迭されたか歴代の吏員は蠶病豫防法を勵行すると共に地方蠶業の隆興に盡力せられし所少くない。

## 第六節 林業

郡の東北隅赤堀村の北邊勢多郡に接する部分は、赤城山麓の終點て小丘陵を存し古來鬱蒼たる林野多く、又同村に隣接せる三郷村、東村、殖蓮村等には平坦林多く存在し其の他の地方に在つても林野點在するを見る林野は主に民有地て國有林も稀にあつたか其れも明治三十年頃概ね拂下けて民



有となつた。

輓近人口の増加は耕地の不足を告げ、殊に養蠶業の急激なる發達から桑園の擴張を迫られ林野の開墾を餘儀なくされ既に耕地となりたるもの多くして、昔日の如く老木の繁茂せる森林を見ることを得ざるに至つた。

松は建築用材として愛用され雜木は燃料に充てられるか、林野の減少に伴ひ益缺乏を告げ用材は勿論燃料も他地方よりの移入品甚だ多き狀況である、竹は林地が狭少なるか故か現在の生産品は概して良好でない竹林の肥培管理に就ては識者の注意を促し漸次實行を見るに至つた、一般林業に關しても獎勵怠らざる所なるを以て近く改善の實を擧ぐるであらう、大正十一年末現在に於ける山林面積は針葉樹林六百七十三町、闊葉樹林七百六十六町、同上混淆樹林千五十五町、竹林九十六町、合計二千五百九十町歩て之を耕地面積に對比すれば其の約四分の一である、大正十一年中に於ける伐採高及副産物は左の通りである。

種別	數量	價額
松	一、〇一五石	八、一二〇圓
薪炭	五、四八三捆	八〇、三七八
苦竹	五、五五五束	八、三三三
樹實其他	—	六三、六八六
計	—	一六〇、五一七

### 第七節 漁業

郡内には河川溝渠又は池沼の類多きも漁撈に適するものは利根、廣瀬の兩河又は其の支流に限られて居る、郡の東北部は所謂高臺地方にして往々渴水する爲魚類の棲息に適さない、此の地方には小なる淡水魚が僅に存するのみである、池沼は舊時田用水を貯へる爲に造られたもので、年々貯水を利用し春季鯉魚を放ち秋季まで養殖し、其の渴水時に於て漁客をして一齊に捕獲せしめるのである、此の施設は水産養殖と共に自然池沼の泥浚か出来るので一舉兩得の便法である、又其の一齊捕獲の狀況は極めて勇壯の觀を呈し、田園娛樂の一と數へられる。

漁業權を得たものは三郷村池沼三箇所の區劃漁場と上陽、宮郷兩村を流る、藤川筋の梁張二箇所である、前者は渴水に後者は洪水に艱まされ十分の成績を擧ぐるに至らない。

漁業者は之を専業と爲すものは、僅に利根廣瀬兩河の沿岸に存するのみ多くは農業又は工業者の娛樂的副業に止まり、漁具は釣、投網を主とし大規模のものは殆どない、大正十一年漁業者の數と漁獲物とを示せば左の通りである。

本業	副業	本業	副業	漁撈者ノ收穫高	養殖者ノ收量	價額	價額
二六	九六	五	二	七二五	二四四	二四四	二〇、七五〇



第八節 畜産業

本郡は地勢平坦、土地肥沃、人口稠密にして農事夙に開けたる上に機業、養蠶業等の副業が甚た盛である牧場は更になく大家畜の畜産業的飼養困難なる關係からして、斯業の發達は遅々として振はぬ状況にあるのである。

馬は往時農家の耕作用、乗馬用、荷物運搬用として珍重されて居たか、交通機關の發達は乗馬又は鞍馬の需要を著しく減し、國防上農事振興上甚た遺憾であるので農閑競馬會が獎勵された、此の施設は愛馬觀念を養ふと共に多衆か一時に樂を共にする唯一の機關とされて居る、競馬場は舊時直線であつたか現時では楕圓形にして外側に柵を設け、又棧敷を作つて觀覽の便に供し中央に賞品を陳列する乗馬は附近は勿論遠く他府縣よりも名馬出場し實に數百頭の多きに達するのである、而して斯く競馬の趣味を以てしても馬は經濟方面より見ても増加し得ぬから、近時勞力節約を目的として朝鮮牛の飼養獎勵を圖り、郡農會に於て大正八年以來其の共同購入を斡旋し既に六回を重ね七十八頭に達した、養鶏は曩に縣農會の養鶏組合設置獎勵と俟て郡農會は之か指導に努め又養豚に付ては種豚を購入し無料種付をした、養豚組合は大正八年に三組合の新設を見漸次増加して十一年末には十七組合の多きに達した、養豚組合の組織も勃々計畫がある、此の状況を以て進めは近き將來に於て豚鶏共に從來の移入を一轉して移出を見るに至るであらう、今過去十年の統計を示せば左の如くである。

年次	牛		馬		豚		山羊		戸數	成鶏	雌	戸數	成鷺	雌
	牝	計	牝	計	牝	計	牝	計						
大正二年	九〇	一一〇	一八四	二四九	一七二	四六	七三	四九	四、五〇六	一、五〇三	三九九	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正三年	一〇六	一二一	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正四年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正五年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正六年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正七年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正八年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正九年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正十年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正十一年	一〇九	一二四	二〇七	二七二	一八五	五八	一〇八	三二	四、三〇〇	一、四三九	三七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第九節 商業

本郡に於ける商業の中心地は伊勢崎町を第一として境町、玉村町之れに次ぐ、其の他の村落に點在する商店は概ね所在地附近に日用品を供給するに止まり、商業として誇るに足るものはない商業の主力は所産織物を最とし其の盛衰は一に之と終始して居る伊勢崎町の如きも一般商家は比較的發展の遅々たる觀あるは、帝都と近接し加ふるに交通の至便なる爲直接購買を爲す者あるか其の因てはあるまいか、故に農家を華客とする肥料及米穀商は孰れも相當に活躍を試みて居る、近時一般商業も漸く時代に目醒めた如くであるか、未だ以て他地方に販路を求むる程の大規模なるものは少い、今各町村に於ける商業戸數を掲げ以て斯業の大勢を窺ふの便とする。



町村名	仲買	小賣	仲買兼小賣	計	町村名	仲買	小賣	仲買兼小賣	計
伊勢崎町	四〇	七四〇	三〇〇	一、〇八〇	境町	五〇	五〇〇	二五〇	八〇〇
三郷村	一三	二七	一六	五〇	島村	二	一九	一	二二
赤堀村	一四	八三	一二	一〇八	豐受村	二	二七	一	三〇
東蓮村	一四	五四	一九	八七	名和村	九	二二	一	三九
殖呂村	九	六五	一〇	八四	芝根村	一	八	二	一〇一
茂呂村	一三	八〇	一二	一〇五	玉村	一	八	一	一〇一
采女村	三〇	一〇〇	三	一三三	上陽村	四	二四	五	一四三
剛志村	六	八一	一	八八	宮郷村	三	四六	四	五三
						五	四一	一〇	一五六

郡内十六ヶ町村の中商業を本業とするものは伊勢崎、境の二町て其の他玉村町の如き商人の出入ありと雖商業專業て並脚するものは少い、其の他の村落では土地の需要に應ずる小賣店て隨て其の土地に限定された顧客を對手とするに過ぎない。

郡内に集散する商品の主なるものは織物を第一とし繭、肥料之に次く逐年交通通信機關の便に伴ひ漸次商業も敏捷となり世運の進歩と共に愈發展の徴あるは争はれぬ事實である、更に移出入品の主要なるものを採録して物資集散の状況を視んか。

種別	輸			出		
	數量	價格	入	數量	價格	出
米	八〇〇〇石	二六〇〇〇円	一三五〇石	一三五〇石	一三五〇〇〇円	一三五〇〇〇円
大豆	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
加工麥	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
小麥粉	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
繭	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
織物類	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
絲類	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
肥料類	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
蠶種	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
酒類	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円

種別	輸			入		
	數量	價格	出	數量	價格	入
醬油	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
砂糖	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
乾物魚類	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
鹽	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
油	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
茶	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
紙	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円
刻煙草	一〇〇〇石	一五〇〇〇円	一〇〇〇〇石	一〇〇〇〇石	一五〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円

第十節 工業

本郡主要物産たる織物は舊來の家庭的工業から進んで今や工場組織に移らんとするの傾向を示し所謂生産組織に一大革命を爲すへき機運に會しつゝある、現在織元業主千餘名、賃織業主六千餘名機臺數力織機千八百八臺、其の内譯は西野式四百六十二臺、津田式二百五十四臺、高松式百臺、石田式二百臺、市川式三十三臺、村田式百二十六臺、近藤式十八臺、伊勢崎鐵工所製十五臺である、其の他手織機一萬三千臺て大正十一年中に於ける生産額は内地品百五十五萬九千六百三十一疋、價格參千貳百七拾五萬貳千貳百五拾壹圓の巨額に達し、海外輸出織物二千七百五十七疋此の價格拾六萬六千四百五拾貳圓を算した、今や時代の要求は資本の合同を理想となし同業者相謀り株式組織の會社を創立し機臺の改善と共に製産能率を増進し工費の遞減を謀つて居る已に會社組織の織物業者十



四に達した、又電動力を使用する機業家二十五、使用電力百四十六馬力である、本郡に於ける織物工場中上毛織物株式會社及伊勢崎織物株式會社を最とし各年額二萬五千疋乃至三萬疋を製織する。染色工業は人員百五十名に達し此れ亦株式組織の工場あり、伊勢崎染色株式會社其の他二三の株式會社である。

撚絲業戸數は三十七戸で總鍾數二萬七百五十六鍾である上毛撚絲株式會社は伊太利式の精巧な器械を有し委託賃撚を業とし更に織物の製造を營んで居る、其の他は阪東式八百四十鍾、八丁式三千九百九十鍾で佐藤工場、板垣工場等か優なるもので伊勢崎織物の原料を撚出して居る。

醸造業も亦本縣中誇るべく、群馬縣統計書の示す所によれば清酒の産額は本郡を最として居る玉村町境町は各二千石を超え伊勢崎町之に次ぎ其の他三郷、赤堀、殖蓮等は百石乃至四百石の間にある而して總石數六七千石内外で需用地は群馬、埼玉の一部は東京に仕向けられて居る、醬油醸造に至つては伊勢崎町を最とし境町之に次ぐ味噌は伊勢崎町に産するか其の量三萬貫内外である。

製絲業は本郡の如く生繭の多額に産出せらるゝに係らず、生繭のまゝ縣外に搬出せられ製絲工場のなきは遺憾である、獨り伊勢崎に徳江製絲工場あり逐年發展の域に向ひ、現在釜數二百八十八、男女工二百七十餘名、年額五千四百餘貫を産するは本郡の爲めに聊か意を強ふするに足る、嘗て境町に關東製絲工場あり釜數八十を有し男女工九十二名年額千四百六十貫を産したか今は休業中である要するに絹絲の需用地たる本郡にして單に繭の生産地たるに止まり、製絲業經營者の簇出せざるは抑何故であらうか。

精米麥、製材、製綿、製紙、印刷の諸工場も電力の供給に依り近時創設せられ日に隆興するの傾向を來せるも、要するに斯業の盛衰か一に纖維工業の消長に支配せられて居るのは事實である。

### 第十一節 産業組合

我が國に於て産業組合に類似する組織で廣く行はれたものか三つある、三倉制度（常平倉、義倉社倉を云ふ）頼母子講、報徳社である、明治維新の後伊勢崎町細野時敏唱導して三倉制度に依り、凶歉に備ひ穀價の調節を圖り窮民施與の爲米券を發行して共同貯蓄をなしたりしも、未だ共同並慈善の觀念乏しかりし時代とて發達を見さりしは遺憾である、頼母子講には戎講、無盡講、日掛講融通講などありて、昔時より各地に廣く盛に行はれ資金の融通上便利を得産業の發達に裨益する所も少くなかつた報徳社は本郡には普及されなかつたやうである。

産業組合は明治二十五年故品川子爵平田子爵の唱導に基くもので、同三十三年三月法律第三十四號を以て發布され漸次普及發達したものである、大正十一年末現在郡内産業組合數は左に掲ぐる二十三、其の種別は信用四、利用一、信用購買八、信用購買販賣八、信用購買販賣利用二、其の數に於て未だ決して多からず又設立は古きものにも僅に第十九事業年度を経過したに過ぎない抑産業組合の如きは之を善用せば徳を養ひ産を治め地方振興上之に過ぐるものなきに反し、一旦運用を謬らんか容易に拾收し得ざる事態を醸すの虞かある組合は互に提携して研究の機關たるべく明治四十四年佐波郡産業組合協議會を組織し、講演會の開催、法規の研究、優良組合の視察等の事業を行ふて居る又購買事業の發達を期すべく佐波郡購買組合聯合會の設立に奔走中であるから近く實現を見











天狗岩堰  
普通水利組合

組合は高崎市に在り、群馬郡古牧村坂東橋の下方右岸より利根川を引き入れ、利根川に沿ひ群馬郡を北南に貫流し、岩鼻村に至り烏川に合す

群馬郡古牧村坂東橋の下方右岸より利根川を引き入れ、利根川に沿ひ群馬郡を北南に貫流し、岩鼻村に至り烏川に合す

玉村町、芝根村

五四〇、三五〇〇

元來郡内十六ヶ町村中剛志、島兩村は水田なく他の十四ヶ町村中伊勢崎町、茂呂村、豊受村、名和村、芝根村、玉村町、上陽村、宮郷村の全部と三郷村の大半は前記三組合に包容されて灌漑水は殆ど安定である、此れ以外即ち赤堀村、東村、殖蓮村、采女村、境町及三郷村の半部が常に灌漑用水の不安を感じつゝあるのである、此の不安地域内でも粕川、早川の沿線は水利組合法に依らずして引水灌漑してゐるので比較的稍安全の部分もある、併し此の兩川は平常の流量極めて僅少なので安定區域も亦從て廣くはない、其れ故に不安地域は古來溜池を設けて雨水泉水を貯溜し田用に供して居る、波志江沼、華藏寺沼、伊與久沼等は其の大なるもので小なるものは到る處にある、此等の天水地は時に挿秧の時機を失し或は水田全く枯渴して不毛に歸することかあるので水利の問題は絶えず當路者を悩まして居る。

新用水組合の組織、大正十一年前古未曾有の大旱魃に遭遇し、上記灌漑水不安地域の全部は殆ど挿秧を爲し得ず或は稲苗枯死し只雜草の繁茂に委すの外なき慘狀を呈したので、粕川沿岸の町村は期せずして共同的水利問題研究の議か起り、先づ采女村、境町及新田郡世良田村に由りて高唱せられ、之に殖蓮村、剛志村(新開田)の参加を得て茲に水田五百餘町歩の所有者一團となり、以て已に伊勢崎町、三郷村及茂呂村に由り組織せられ、八坂堰水利組合の了解を得其の用水路を改修増築し通

水量を豊富ならしめ其の末流を引用して兩者共に絶對的灌漑水の安定を計ることに決し、之か工事は耕地整理法に據り施行すべく、大正十一年九月二十六日始めて知事に願書を提出し、十二月十二日設立委員會を開き佐波、新田用水耕地整理組合と稱し、佐波郡長安間喜太郎を委員長に擧げ翌十二年三月十二日設立の認可を受け、十八日境町三樂座に組合員千三百七十一人の總會を開き、總經費參拾五萬八千五百圓大正十二年度工事費豫算拾壹萬參千五百圓を萬場一致可決し組合は成立したのである。

第十三章 教育

第一節 維新以前の教育

我が國上古の教育は之を詳にせずと雖敬神尊皇のこと祖先の遺業など専ら口述に依り老者より幼者に語り傳へて互に相誡め能く祖業を紹述して忠孝の觀念を涵養し又歌舞狩獵等に由りて尙武の氣象を養つたのであらう、後、應神天皇の御代漢學渡來し欣明天皇の御代佛教傳來し、推古、舒明の兩朝以後使者を隨唐に派遣し其の交通の開くるに従ひ盛に彼の地の文物か邦土を賑はすに至つた、天智天皇の御代始めて學校を創設し文武天皇の御代に至り其の學制を完備し平安朝時代には貴族の私學勃興して何れも其の氏族の子弟を教育せしも其の及ぶ所は上流の一局部に止まり普通教育と稱するものは絶無の姿であつたらしい武家時代となりては官學私學共に荒廢して學問教育のこと亦顯る者なきに至つた、就中戰國時代に在りては文教のこと一に僧侶の手に歸し僅に其の命脈を維持せし



に過ぎない、故を以て文、不文の懸隔著しく上下の差亦甚しかつたのである。

徳川時代に至りては學問教育のこと單に上流に限られず廣く全國各藩に及び又學に就く者管に士人以上のみに止まらず平民男女の修學漸く普及するに至つた、當時幕府は昌平校學問所を設け高等教育機關となして經學を講究し和學所、開成所、醫學館、講武所等を設けて各専門の學を講じたるを以て全國の諸藩亦之に倣ひ各藩學を設けて子弟を教育した。

元和元年酒井氏伊勢崎に封せられて領主たりしも忠寬、忠告の二代未だ學を起すに暇あらず、安永三年忠溫の代となりて學堂を設け浦野知周を教授と爲し大夫より以下下士に至る迄學に學に入らしめた、四年學堂を擴張して學習堂と名付け更に小松原醇齋を招いて教授と爲し關重巖を學長とした又演武場を前庭に設けて禮節、書數、弓馬、槍刀、打拳の事皆之を習ふたのである、猶藩内邑民の學堂を建てんことを請ふもの漸く増加したるを以て藩侯之に命名し且藩の學者を教官として日を定めて派遣し教授に當らしめたるものは左の通てあつた。

創設年月	學堂名	所在地
文化元年二月	三孝舍	伊勢崎町本街北側
文化五年三月	五惇堂	伊與久村(采女村)
文化五年十月	嚮義堂	樋越村(上陽村)
文化八年六月	遜親堂	茂呂村(茂呂村)
全	會輔堂	安堀村(三郷村)
全	正誼堂	下植木村(殖蓮村)

全 十年六月

遊悌堂

山王道村(名和村)

延いて藩領の邑民亦僧侶、儒者、浪人等に由りて所謂寺子屋なる私學舎を建て、子弟を此所に學はしめた然れば國民一般の智識は俄に向上して次第に進歩したのである。

### 第二節 維新以後の教育

#### 一、概 説

明治維新の際、五箇條の御誓文を宣し給ひ教育の方針も亦茲に定まるを得た、而して當時に於ける教育の状態は京都に皇立の學習院あり、江戸に幕立の昇平校あり、諸侯に各藩校あり民間には學者の塾あり、又寺子屋ありしと雖未だ其の舊態を改めず、教育行政、教科の改善統一全く不備にして今日より之を見れば實に幼稚のものであつた、明治二年大學を設けて全國の教育事務を統へ四年改めて文部省を置き江藤新平大輔となり次て大木喬任文部卿に任せられた、此の年十一月文部大丞田中不二麿理事官となり岩倉大使に従ひて歐米諸國に至り始めて外邦の教育制度を調査した。

明治五年に至り始めて學制を全國に頒ち教育制度を統一するの基礎茲に開け、漸次發達を遂げ以て現況を呈するに至つた。

#### 二、小 學 校

(一)學制時代 明治五年八月學制を頒布し大中小學區の制を定め小學區は約六百人を以て一區となし各區に一小學を設け六歳以上の子弟を入學せしめた此の學制に依れば全國を八大學區に分ち各區に一大學を設け又大學區を分ちて各卅二中學區となし每區に中學を設け更に中學區を分ちて二百十



小學區とした故に全國に八大學、二百五十六中學、五萬三千七百六十小學を設立する計劃であつた。此れ主として佛國の制度に則つたものである、次て佐位、那波の兩郡には約四十餘小學校の簇立を見るに至つた。

當時の教育方針は太政官第二百十四號被仰出書に依れば第一に「邑に不學の家なく家に不學の人なからしめん事を期す」と教育普及を主眼とした、第二に「幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるは父兄の越度たるへし」と義務主義を採つた、第三に「學問は身を立つの財本とも謂ふべきものにして人たるもの誰か學はずして可ならんや」と實利主義であつた、第四に「凡そ人の營むところの事學あらざるなし人能く其の才あるところに應し勉強して之に従事し而して初めて生を治め産を興し業を昌にするを得へし」と主知主義であつた。此れ其の當時は實に階級打破、自由民權の思想充滿し一面維新以前の教育が餘りに非實利的、人文的、裝飾的なりしに對する反動的改革であつたとの當時の教育思潮亦唯物的、實利的、經驗的なりし歸結として「ベーコン」の「知識は力なり」を其の儘に表したものと考へられる、又教授法は米國流の影響を受くることか最も多かつたか實際は暗誦訓話を主とする寺子屋教授と大差なきものであつた。

(二)教育令時代 此の時代は歐化熱の全盛、自由民權思想の極致を來せるを特色とする隨て我が國の状態は社會上に於ては歐化主義の狂奔、政治上に於ては民主主義の勃興倫理上に於ては功利的個人主義の隆興を來し小學校教育も亦其の影響を受けた。

明治十二年九月政府は從來の學制か全國劃一にして自治、自由を無視し且國情に適切ならざるを

察し之を改めて簡便なる教育令を發布した、即ち從來の學區を全廢し小學校の就學期間八ヶ年なりしを一年四ヶ月とした、然るに翌十三年十二月忽ち此の教育令か餘に放任的なりしを以て教育事業の萎靡せんとする傾向ありとし改正教育令を發布し、再ひ其の取締を嚴にし義務教育年限を三箇年として就學を督勵し町村は獨立又は聯合して小學校を設立することとした。尋て小學校教則大綱を定め之に準據せしめた、而して前學制頒布時代の教育方針か餘に主知的實利的たりしに鑑みて德育中心主義を採つた。十四年六月國會開設の詔下り政論の影響は學校教員に及ぼすこと少からざりしを以て時の文部大臣福岡孝悌は時弊を察し小學校教員心得を定めて之を訓諭し尊皇愛國主義の鼓吹に勉めた。

十五年一月勅命に依り侍講元田永孚をして洋學綱要を編纂せしめ之を全國の學校に頒布し忠孝を本とし仁義を先にすべきを訓へ給ふた、十八年八月教育令の改正かあつた。始小學校の經費は町村費及國庫補助に由りて維持せしを、十四年補助金を廢し専ら町村費に依りて支辨するの制となりしも當時經濟の變動甚しく物價騰貴し民間經濟漸く困難を生せしを以て新に授業料を徴收して町村費の節約を計つた。當時郡内各町村聯合戸長役場の廢合分立履行はるゝに伴ひて小學校も亦廢合分立常なきの感かあつた。

此の時代の教育思潮は實利主義、主知主義より一步を進めて經驗的理性主義、自然科學的個人主義となつた、教授方法上に於ては高嶺秀夫、伊澤修二等の開發教授か時代的のものとして行はれ自然科學殊に博物の研究實物教授問答等を主とした、此れ實に我が國教授上の一大改革であつたのである。



(三) 學校令時代 明治十八年十二月中央政府の官政改まり各省に大臣を置き内閣を組織すること、なり森有禮文部大臣に任せられた、森文部大臣は常に抱負せる教育意見に基き大英斷を以て根本的に學制の刷新を圖つた、明治十九年四月教育令を廢し更に小學校令、師範學校令、帝國大學令を發布すると共に各種學校通則を定めた、又視學官を文部省に置き全國の學事を監察せしめた、是に於て我が國教育の基礎か始めて成立したのである、其の要點を摘記すれば、小學校を分ちて尋常高等となし各四箇年を修業年限とし兒童滿六歳より十四歳に至る迄を學齡となし、父母後見人は兒童をして國民教育を受けしむるの義務を負はしめ年限を四箇年とした、五月文部省令第八號を以て小學校の學科及程度を定めた其の學科目を左に記す。

尋常 修身、讀書、作文、習字、算術、體操の六科とし土地の狀況に依り圖畫、唱歌の加設を許した。

高等 修身、讀書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(女子)として土地の狀況に依り英語、農業、手工、商業の一二科を加ふることを許した。

此の結果として郡内尋常小學校は佐位郡十三尋常小學校、那波郡六尋常小學校に統一せられ高等小學校は伊勢崎町に佐位那波高等小學校設立せられ國定村に第一、下武士村に第二、玉村町に第三分教場を置いたのである、又小學校教育の振策として教員養成の爲に師範學校を振興せんとし各府縣に之か設立經營完備を要求し、生徒の人格向上に意を注ぎ兵式體操を課し寄宿舎生活をなさしめ師範學校を以て縣内教育の中心とし校長を以て府縣學務課長を兼ねしめた。

明治二十二年地方自治制度の實施に伴はしめんか爲に小學校令を改正した、此の改正は範を獨逸の制度に採りたるものにて從來の制度に比すれば一段の進歩を示した、其の第一條に「小學校は兒童身體の發達に留意し道德教育及國民教育の基礎並其の生活に必須なる普通の智識技能を授くるを以て本旨とす」と定めた、時恰も本郡の町村自治體は佐位郡十箇町村那波郡六箇町村に編制せられ而も十六箇町村共一舉に一町村一小學校の制を定め十六尋常小學校とした、此れ當時に於ける當事者の大英斷として推稱せねはならぬことである、次て郡に視學を置いて學事を監督せしめた又市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料に關する制を立て、其の保護優待に勉めた。

明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を時の文部大臣芳川顯正に下し給ひ、之か謄本を全國の學校に頒布した是より先本邦教育者の思想は一時實利主義に昏睡せしも漸く弊害の生ずるに至り之か反動として道德主義現はれ神、儒、佛、耶の各道德に關し論駁徒に喧しく其の極まる所を知らざりしか是に於て德育の方針儼然として一定するに至つた。

明治二十四年小學校教則大綱を定め其の方針を示した、第一條に「徳性の涵養は教育上最も意を用ふべきなり故に何れの教科目に於ても道德教育國民教育に關する事項は殊に留意して教授せんことを要す、故に常に生活に必須なる事項を選びて之を教授し反覆練習して實用に適せんことを務むべし」と其の他各科目に對しての方針を説くこと切實であつた、斯くて小學校教育は智識を擴むるのみならず人格教養上に重きを置くことか明になつた文部大臣井上毅森氏に更るに及びても儒教主義、國語重視、女子教育獎勵、體育獎勵に努力する所かあつた。



當時の教育思潮は國家主義の確立と共に從來の英米佛の歐米化が一轉して獨逸的の歐化に變遷したるは注意すべきことである、蓋し英、米、佛の思想文化は經驗的個人主義なるに反し獨逸の思想文化は國家主義であつたのである、從て教授の方法も亦獨逸「ヘルバルト」派の興味中心主義の五段教授か我が國を風靡したのである。

(四) 日清戰役後 日清戰役は維新後の我が國に於ける一大試金石であつた、而して國家主義尊皇愛國の精神が一層強固に一層鮮明となつて來た。

小學校の教科書は明治大帝の御軫念あらせ給ひし所にして、曩に洋學綱要を編纂せしめ給ふた而して文部省に於て修身書、讀本等教科書を編纂し全國に使用せしめたか、民間教科書の發刊も漸く多くなり之を使用するものも亦多かつた因て小學校用圖書審査採定の制を設け以て教科書の採定を行はしめた、然るに明治三十三四年頃惡弊簇出し輿論亦其の制度の不可を認めたるを以て、遂に三十六年に復小學校令の一部を改正して所謂國定教科書制度を發布した、二十七年に教員年功加俸の制を設け、三十年に府縣に視學を置き、三十二年に道廳府縣に視學官を置きて視學機關は完備され又學校醫を設置することゝなつた、三十三年小學校令を改正し新に小學校令施行規則を定めた此れ現行小學校令の基礎である、斯くて三十五年郡内伊勢崎外五ヶ村組合、赤堀東組合、毛陽五ヶ町村組合、玉村外二ヶ村組合の四高等小學校廢止と同時に各町村に高等科を併置して十六尋常高等小學校の成立となり茲に一町村一學校の制が全く成つた。

當時の教授方法に關しては開發主義は教師が主となつての兒童の活動であり、又天下を風靡した

「ヘルバルト」の興味中心主義は兒童の活動が受納の一面のみて兒童の能動的自己活動を認めないもので共に未だ眞の開發、興味に達しないとの理由で茲に一新せる教授思想が勃興した、其れは樋口勘次郎の活動主義の教授法であつて米の「パーカー」の思想を移入したもので現今の自主的學習の思想と其の軌を一にするのである。

(五) 日露戰役後 我が國民は日露戰役に由つて愈徹底的に自覺するに至り同時に種々の新思想亦生ずるに至つた、就中理性の批判、價值判斷をさへ無視する戰後物質的享樂の希求と自然科學進歩の影響とに依り一種の頽廢的氣分を來し寒心に堪へざるものかあつた、四十一年十月戊申詔書煥發せられ大に頽廢的思想の矯正に努めた之に伴ひて報德主義等保守的思想の再興を見るに至つた。

義務教育の延長は多年教育界の宿題なりしか、政府は戰後の時勢に鑑み四十年小學校令の一部を改正して四ヶ年の義務教育を六箇年に延長した、四十四年教員加俸令及小學校教員俸給令を改正し其の待遇を厚うし恩給法を改めて之を高むることゝなつた。

明治四十四年六月時の知事神山閏次は本縣教育の趨勢及其の將來に付大に考慮し教育の方針四綱領を示した。一、學齡兒童就學出席の成績を良好ならしむべし、一、小學校基本財産の増殖を計るべし。一、内容の充實を期すべし。一、小學校を以て教化の中心たらしむべし」と是に於て郡及町村並小學校相競ひて大に教育の實績を擧ぐるに努めた、當時の教育思想は社會的教育學說か最も頭角を表した、熊谷五郎は獨逸の「ウイلمان」氏の科學的社會的教育學說を基礎として明治二十九年頃より之を唱導し、樋口勘次郎三十六年に國家的社會主義新教育學を著し、三十七年文學博士







村 島 鳥村 <small>(六年)</small> 小學校	町 境 境可比小學校	村 志 剛 小此木 <small>(六年)</small> 小學校 武士 <small>(七年)</small> 小學校	村 采 早 早川 <small>(七年)</small> 小學校 伊與久 <small>(七年)</small> 小學校 女 <small>(七年)</small> 小學校 淵名 <small>(十一年)</small> 小學校
	上武士 <small>(九年)</small> 分 <small>(分)</small> 校 下武士 <small>(十八年)</small> 分 <small>(分)</small> 校	境可比 <small>(十八年)</small> 分 <small>(分)</small> 校 小此木 <small>(十八年)</small> 分 <small>(分)</small> 校 全上武 <small>(十八年)</small> 分 <small>(分)</small> 校 全下武 <small>(十八年)</small> 分 <small>(分)</small> 校	廢止 <small>(十七年)</small>
佐位第十三 <small>(十九年)</small> 尋常小學校 鳥村尋常小學校 毛陽組合高等小學校 <small>(三十五年)</small> 解散	佐位第十二 <small>(十九年)</small> 尋常小學校 境町尋常小學校 毛陽組合高等小學校 <small>(三十五年)</small> 解散	佐位第十一 <small>(十九年)</small> 尋常小學校 剛志尋常小學校 毛陽組合高等小學校 <small>(三十五年)</small> 解散	佐位第九 <small>(十九年)</small> 尋常小學校 佐位第十尋常小學校 采女尋常小學校 <small>(二十二年)</small> 毛陽組合高等小學校 <small>(三十五年)</small> 解散
鳥村尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>	境尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>	剛志尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>	采女尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>
現時	現時	現時	現時

村 呂 茂 廣瀬川 <small>(六年)</small> 小學校	村 蓮 殖 箱川 <small>(七年)</small> 小學校 上植木 <small>(九年)</small> 小學校	村 東 小保方 <small>(五年)</small> 小學校 國定 <small>(九年)</small> 小學校 田部井 <small>(九年)</small> 小學校	村 堀 赤 赤今井 <small>(五年)</small> 小學校 西久保 <small>(七年)</small> 小學校
柏川 <small>(十八年)</small> 小學校分校		小保方 <small>(十二年)</small> 分校 小保方 <small>(十二年)</small> 分校	
佐位第八尋常小學校 <small>(十九年)</small> 伊勢崎組合高等小學校 <small>(三十五年)</small> 解散	佐位第七尋常小學校 <small>(十九年)</small> 植木尋常小學校 <small>(二十一年)</small> 小保方校運動分校 <small>(二十二年)</small> 殖蓮尋常小學校 <small>(二十二年)</small> 伊勢崎組合高等小學校 <small>(三十五年)</small> 解散	佐位第六尋常小學校 <small>(十九年)</small> 佐位第五尋常小學校 <small>(十九年)</small> 國定 <small>(二十二年)</small> 分校 東尋常小學校 <small>(二十二年)</small> 東小保方分校 <small>(二十二年)</small> 靜修高等小學校 <small>(三十五年)</small> 解散	佐位第三尋常小學校 <small>(十九年)</small> 佐位第四尋常小學校 <small>(十九年)</small> 赤堀尋常小學校 <small>(二十二年)</small> 赤堀尋常小學校 <small>(二十二年)</small> 赤堀尋常小學校 <small>(三十五年)</small> 解散
茂呂尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>	殖蓮尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>	東尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>	赤堀尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small> 赤堀尋常高等小學校 <small>(三十五年)</small>
現時	現時	現時	現時



學 學 名	學 級 數	兒 童 數		教 員		代 用 員	計	經 常 費
		男	女	正 教 員	專 科 正 教 員			
伊勢崎尋常高等小學校	三三	一〇三	一〇三	二二	二	三	六	四、九八四
三郷尋常高等小學校	一一	二二七	二二七	二二	三	三	三	一、三六〇
赤堀尋常高等小學校	二四	四三三	四三三	二九	一	三	二	一、八九六
全 西 分 教 場	一	四	二七	一	一	一	一	一
東 尋 常 高 等 小 學 校	三三	三三三	三三三	二八	一	三	三	三、〇二九

(八) 大正十一年に於ける小學校概況

村	學 級 數	兒 童 數	教 員	代 用 員	計	經 常 費
上 日吉 (六年) 小學校	一					
陽 刀灣 (六年) 小學校	一					
村 福島 (六年) 小學校	一					
宮 連取 (六年) 小學校	一					
宮 日登 (六年) 小學校	一					
鄉 宮郷 (六年) 小學校	一					
村 今村 (六年) 小學校	一					
村 宮子 (六年) 小學校	一					
上 日吉 (六年) 小學校	一					
陽 刀灣 (六年) 小學校	一					
村 福島 (六年) 小學校	一					
宮 連取 (六年) 小學校	一					
宮 日登 (六年) 小學校	一					
鄉 宮郷 (六年) 小學校	一					
村 今村 (六年) 小學校	一					
村 宮子 (六年) 小學校	一					

町	村	學 級 數	兒 童 數	教 員	代 用 員	計	經 常 費
芝 沼上 (六年) 小學校	一						
根 川井 (八年) 小學校	一						
村 谷川 (八年) 小學校	一						
玉 玉村 (六年) 小學校	一						
村 南玉 (七年) 小學校	一						
村 角淵 (十二年) 小學校	一						
芝 沼上 (六年) 小學校	一						
根 川井 (八年) 小學校	一						
村 谷川 (八年) 小學校	一						
玉 玉村 (六年) 小學校	一						
村 南玉 (七年) 小學校	一						
村 角淵 (十二年) 小學校	一						
名 山王道 (七年) 小學校	一						
和 城陽 (七年) 小學校	一						
村 柴小 (七年) 小學校	一						
豐 運沼 (七年) 小學校	一						
受 六川 (九年) 小學校	一						
村 富塚 (九年) 小學校	一						
長 沼 (七年) 小學校	一						
一ツ松 (七年) 小學校	一						
芝 沼上 (六年) 小學校	一						
根 川井 (八年) 小學校	一						
村 谷川 (八年) 小學校	一						
玉 玉村 (六年) 小學校	一						
村 南玉 (七年) 小學校	一						
村 角淵 (十二年) 小學校	一						
名 山王道 (七年) 小學校	一						
和 城陽 (七年) 小學校	一						
村 柴小 (七年) 小學校	一						
豐 運沼 (七年) 小學校	一						
受 六川 (九年) 小學校	一						
村 富塚 (九年) 小學校	一						
長 沼 (七年) 小學校	一						
一ツ松 (七年) 小學校	一						







茂呂村全	七五	五、一五	五	學用品給與
采女村全	四六	五四、八九	一四	學用品給與、辨當料支給
剛志村全	八三	八七、八〇	二八〇	學用品給與、特別教授、トラホーム児童保護
境町全	六〇	五〇、〇〇	二〇	學用品給與、雨具貸與
島村全	八〇	四一、九七	三六	學用品給與
豐受村全	五三	二〇、〇〇	三〇	學用品給與
宮郷村全	一六〇	六〇、九五	二五	學用品給與、雨具貸與
計	一〇	七〇四、五七	七〇〇	

第五、特別教授

小學校令第三十六條但書及明治四十四年六月群馬縣訓令甲第三十七號に依りて、學齡兒童中年長又は極貧にして一定の期間若は時間に於いて就學すること能はざるものには、便宜特殊の教育を施すの途を開いて各町村小學校に特別學級を設置して義務教育を完了せしむるに努めたか漸次廢止するに至つた、現在は學齡兒童保護會と工場とに於て僅に之を適用するに過ぎない、今其の狀況を舉ぐれば左の通りである。

計	工場 其ノ他	簡施行 所行	兒		童		一ヶ月間		全上教授		教授科目
			尋常小學校ノ 科ヲ修ムル者	本年尋常小學校 ノ教科ヲ卒ヘタル者	多キモノ	少キモノ	多キモノ	少キモノ			
六	二		男 四三	女 二四	男 一	女 三	多 二〇	少 一二	多 三	少 二	一般ニ教授其ノ他ノ スル科目目 修身、國語 算術、國語 裁縫
四三	四		男 六〇	女 一〇三	男 三	女 一一	多 二五	少 二〇	多 四	少 二	ナシ
八四			男 一二七	女 三	男 一四	女 一七	多 二五	少 一二	多 四	少 二	

第六、小學校基本財産

教育の事業進展するに従ひ經費多端となり資金積立の必要を感じるに至つた、偶明治卅九年十二月本縣に於て學校基本財産蓄積並管理規程準則を示して蓄積を奨勵し同四十四年六月本縣又教育方針四綱領に關する訓令を公布して小學校基本財産の増殖を眼目となすに至るや、本郡亦極力奨勵を加へ各町村に於ても篤志家の指定寄附金、兒童報恩謝金、農産物品評會出品物賣却金並町村費豫算を以て積立を行ひ、奮て學校基本財産の造成を圖りつつあるも現在郡内に於ける蓄積高は未だ金拾參萬九千貳百參拾圓である。

第七、小學校教員住宅

時勢の進運に伴ひ教育事業亦大に發達して有資格教員の需要益急を告ぐるに至つた、是を以て自然他郷より之を聘するの己むなきに至り住宅の不足を感じると同時に教員優遇の一法として、明治



四十年勅令並省令を以て教員住宅費補助の規程公布せられ、四十二年九月本縣亦市町村立小學校教員住宅費補助規程を發して之か設置を奨勵した、郡内各町村亦町村教化の事業は小學校教員に委ねざるへからざる事情の存するを以て、喜て漸次建設を見るに至り或は各部落に教員の居住する所もあるに至つた、或は建設に至らざるもの及住宅不足のものは住宅料を給して借家の便を計つて居る目下住宅を設置せしもの赤堀、東、殖蓮、茂呂、島、豊受、名和、芝根、玉村、上陽の十ヶ町村にして其の住宅戸數二十三、住宅料を支給するもの伊勢崎、三郷、東、殖蓮、采女、剛志、境、豊受、玉村、上陽、宮郷の十一ヶ町村にして教員數は六十九名である。

第八、實業補習學校

明治二十六年文部大臣井上毅文教に力を注ぎ又實業教育を奨勵し實業補習學校の設立を促した更に明治三十五年一月文部省令第一號を以て實業補習學校規程公布せられてより、郡内各町村に於ても漸次之を設置するに至つた、日露戰役後の輿論は大に國本を培養し國運の發展に資せざるへからずとし實業思想養成を鼓吹するに至りしかは上下一致實業教育の必要を感じ且當局の勸奨ありし爲殆ど設立せざるものなきに至つた、殊に女子補習教育の青年補習教育と共に忽にすへからざるを認め、其の經營困難なりしに拘らず之を設置するもの漸次多きを加へた、伊勢崎町に於ける補習學校男子部は伊勢崎商業學校に、女子部は實科女學校となり現在の高等女學校に昇格したのである、今大正十一年四月現在を表示すれば左の通りである。

學校名	修業年限		生徒數		計	教員數		經費
	男	女	男	女		專任	兼任	
三郷實業補習學校	六	四	一一〇	三一	一五一	二	一〇	一〇七、二〇〇
赤堀實業補習學校	二八	八	二一三	四六	二五九	三	一六	一六九、二〇〇
東 實業補習學校	七	六	一五八	五三	二一一	一	一七	二、三五三、〇〇〇
殖蓮實業補習學校	六	六	一〇三	三八	一四一	一	一	六一八、〇〇〇
茂呂實業補習學校	五	五	一四三	二一	一六四	二	九	七、一六〇、〇〇〇
采女實業補習學校	七	七	一四五	四九	一九四	一	一五	一、九七六、〇〇〇
剛志實業補習學校	八	六	九四	四五	一三九	一	〇	二、四九九、〇〇〇
境町實業補習學校	七	七	六八	九三	一六一	一	〇	一、二七九、〇〇〇
島村實業補習學校	七	七	四三	五	四八	一	九	一八八、〇〇〇
豊受實業補習學校	七	七	二〇三	四四	二四七	一	一四	一、四二九、八〇〇
名和實業補習學校	七	六	一五二	一	一五二	一	一	一、一六一、〇〇〇
芝根實業補習學校	八	七	六八	二五	九三	一	九	二、七八五、〇〇〇
玉村實業補習學校	三八	七	一一四	一八	一三二	一	一	一、八六五、〇〇〇
上陽實業補習學校	七	七	一三六	三四	一七〇	一	二〇	五、三〇〇、〇〇〇
宮郷實業補習學校	六	三	一九六	三四	二三〇	一	九	五、五九〇、〇〇〇
計 (一五)	—	—	一、九五六	—	—	一六	一八一	—



日露の戦役以來殊に世界大動亂に際し外來思想の影響を受くること夥しく、一面青年の讀書慾高まりたるを以て適當なる圖書の選定指導を要するに至つた、恰も善し大正十年四月縣令第四十四號を以て圖書館費補助規程發せられたるに依り本郡亦之か獎勵に努めたるに漸次其の設立を見るに至つた、大正十一年度に於ける圖書館の狀況を表示すれば左の通てある。

公立圖書館

名	稱	位	置	創立年月	圖書冊數 和漢書 洋書	開館日數	閱覽人員	經費
伊勢崎圖書館	伊勢崎町	大正十年四月	三、八五三	五九	二七九	一九、三〇七	一、六七一	

私立圖書館

名	稱	位	置	創立年月	圖書冊數 和漢書 洋書	開館日數	閱覽人員	經費
三郷圖書館	三郷村	大正十一年十月	二二七	一四	一八〇	四三〇	三三〇、〇〇	
芝根圖書館	芝根村	大正十一年十一月	一四〇	一	一五一	二一一	六〇、〇〇	
玉村町圖書館	玉村町	大正十一年四月	三九四	一	三六五	三二五	八一、〇〇	
上陽圖書館	上陽村	大正十一年七月	七九五	二	一九二	三、五七二	一五〇、〇〇	
宮郷青年圖書館	宮郷村	大正十一年十二月	一六四	一	九〇	六六六	二五〇、〇〇	
計	(五)		一、七二〇	一六	九七八	五、二〇四	八七一、〇〇	

第一〇、中等教育

維新以降約三十年間公設の中等教育機關は郡内になかつた、併し維新當時より約廿年間舊伊勢藩の儒者新井雀里私塾南淵塾を伊勢崎町宇宗高に設け、漢籍の教授を爲し大に人物の養成に努むる所があつた、果せる哉明治後半期に於ける本郡有爲の士たりし者は殆ど此の塾に學ひたる者であつた、次て明治十七年以降數年間伊勢崎町石川泰三私塾回天義塾を伊勢崎町に設けて、帝大卒業生又は前橋在留の外人宣教師を聘して英學を修めしめた、此れか青年の發憤力を喚起したこと本郡の文化に貢献したことは大なるものであつた、當時小此木村(剛志村)に天田辨藏の愛性義塾ありて漢籍を授け、木島村(采女村)に小暮貞啓の三餘義塾ありて普通學を授けて居た。

群馬縣立工業學校 明治二十三年伊勢崎織物組合の創設せる染織講習所に濫觴し、同二十九年四月其の組織を變して徒弟學校とし伊勢崎染織學校と改稱し、三十二年四月更に工業學校程度に高め翌三十三年組合立か縣立に昇格して縣立伊勢崎染織學校と改稱した、三十八年本校は縣立桐生織物學校に合併されたか同時に校舎及設備器械等は縣立工業試驗場に襲用された、四十三年三月再び其の組織を改め修業年限四ヶ年の新設工業學校となり、群馬縣立工業學校と稱した、大正二年四月縣立桐生織物學校の廢止せらるるや同校生徒を本校に收容した。

佐波農學校 (第七章 郡治 第四節 事業三教育の部參照)

伊勢崎高等女學校 (後編 第一章 伊勢崎町 第八節 教育の部參照)

伊勢崎商業學校 (同前)



私立佐波中學館 明治三十四年十一月星野源左衛門外二名の發起に依り、佐波郡學術研究會を起して中島雄太郎を主事とした、三十五年私立佐波中學館と改め、而して中學校、師範學校の入學豫備門の態となつた、三十八年學則を變更して修業年限を三ヶ年とし中等學校の學科に準して授業を行つた、三十九年一月中島雄太郎學館長となりて之を經營した、當時縣下に中等學校の數少く入學不能者の入りて學ぶ者多きを以て、郡は明治三十九年以降大正十一年迄補助金を交付した、大正十一年校舎を字立花町に新築して之に移つたのである。

斯くて、佐波農學校は大正十二年度を以て縣立に昇格し、伊勢崎高等女學校の縣立昇格も亦近きにあらう。

## 第十四章 財政經濟

### 第一節 郡の財政

其のものの活動と謂ふことは其のものの財力と謂ふこと、離して考察することは出来ぬものである、隨て郡財政の變遷は、やかて郡の活動を物語るものである、今郡制施行の第一年たる明治二十九年の歳入出を見るに實に微々たるもので總計僅に五百圓である、尤も此の二十九年は年度の中途より施行されたので全一ヶ年度分には無いか、翌三十年度の經費を見ても僅に千七圓にしかなく居ない、而も郡制最後の大正十一年度は實に一般會計九萬貳千六百九拾八圓、特別會計參千六圓、合計九萬五千七百四圓餘て、之を三十年度に比較すると九十五倍以上に達して居る。

一、收入 郡制第八十九條には郡は其の必要な費用及法律勅令に依り郡の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふ、前項の負擔は財産より生ずる收入及其他の收入を以て充つるものの外、之を郡内各町村に分賦すへし、と規定してある、此の第二項の規定か町村や府縣と異つて居る所である。

(イ) 財産收入 明治二十九年九月二十日現在即ち第一回の郡會に提出した豫算に添付してある郡有財産明細表には左の如く記載してある。

科	目	一ヶ年ノ收得	摘	要
現金千六圓參拾貳錢貳厘	金六拾圓參拾六錢		因豫備積立金償還金宮内省衛生賜金及郡役所家賃ヲ蓄積シタルモノニシテ年利六分ヲ以テ伊勢崎銀行へ定期預ケトス	
現金參拾壹圓六拾七錢壹厘	金壹圓七拾壹錢壹厘		明治二十九年郡役所家賃及定期預金ノ利子ニシテ伊勢崎銀行へ年利五分五厘二毛ニテ當座預ケトス	
木造平家萱葺建家一棟五十五坪板葺	金七拾貳圓		現在郡役所に使用	
木造平家板葺建家一棟二十二坪			現在郡役所人民控所に使用	
木造平家瓦葺建家二棟六十八坪五合			現在前橋區裁判所伊勢崎出張所に使用	

郡制第一年度の財産收入は金百參拾四圓七錢壹厘であつたか（尤も豫算は年度の半に於て編成されたので其の後の分のみ計上してある）爾來其の收入は増加したのである、明治三十八年度より基本積立金を一般會計より分離したので同年度より一般會計に屬する財産收入は減した。之は管理を移した結果である、其の後差したる變化を見なかつたか大正十年度農學校の建築の爲に基本金を



處分せしを以て、郡制廢止の際に於ける一年の收得は僅に百參拾貳圓に過ぎない、要するに財産收入は郡の第一の財源であるか郡制實施の期間の短かつた爲に、充分基本財産の増殖をなすことか出來ず、財産收入の最も多き年度に於ても猶且一年度の收得貳千圓に達し得なかつた。

(ロ) 財産以外の收入 財産以外の收入としては雑收入縣補助金かあるか前者は掲記する底の計數でない、縣補助金は始めて四十三年度に百圓を計上してある、之は准教員養成講習會に對するものである、超えて大正七年度より百五拾圓の縣補助金か計上されてあるのは技術員設置に對するものである、更に大正七年度よりは金四百八拾參圓の計上をしてあるのは養蠶組合獎勵費に對する補助金を加へられた爲である、尙大正十年度の縣補助金は參千六百貳拾四圓増加して居るのは、佐波農學校費並採種圃補助に對するものを加へられたるに因るのである。

(ハ) 郡費分賦 郡の收入は手数料、使用料、財産收入に據るのを本体とし、尙足らざるとき分賦に依るべき筈であるか、實際は此の分賦か郡費收入中主位に居るのである、而して郡費の分賦は町村か前々年度に於て徵收したる國縣稅に比率してなすを原則とし、然らざる場合には其の筋の許可を得て別の方法に依ることか出來るとされてある、本郡の分賦も一般會計に屬するものは原則に依り分賦し、唯特別會計に屬するものは其の年四月一日の現住戸數一戸に付八錢を分賦した。

二、支出 郡制施行中に於ける支出を見るに始は只事務的經費を支出したのみであつたか、後積極經費の計上を見るに至つたか其の詳細は郡の事業に記してあるから此處には省くこととする。

三、郡の財政と町村財政 郡の財政は町村財政と離るへからざる關係に在るものである、左に郡

制施行中に於ける町村の財政を知るに足るべき數表を參考として掲記する。

町村民負擔表 (大正十一年度)

町村名	區別	國稅	縣稅	町村稅	合計	現住人口	現住戸數	現住人口一人當納稅額	現住戸數一戸當納稅額
伊勢崎町		一六五、二七〇	一一一、九五〇	一七二、七四四	四四九、九六四	一六、一四五	三、二二六	二七、八七	一四三、九四
三郷村		二二、五四六	二二、五六二	三三、〇二〇	六七、二一八	四、〇〇五	六八六	一六、七六	九八、七三
赤堀村		二五、二二六	二六、四三七	三六、八八八	九〇、五五三	六、八七七	一、〇六四	一三、一七	八五、一一
東蓮村		二二、〇三二	二二、八七六	三六、一一二	七一、〇二〇	六、六五三	一、〇三三	一〇、九八	六八、八二
殖蓮村		二〇、一一一	二二、七三〇	四六、五五四	九〇、三九五	五、四八〇	八九〇	一六、五〇	一〇一、五七
茂呂村		一四、六〇八	二一、八五七	三六、八〇七	七三、二七二	五、四六七	八六一	一三、四〇	八五、〇五
采女村		一五、四四一	二六、六九八	四〇、九四八	八三、〇八七	六、八〇二	一、〇七五	一二、二二	七七、二九
剛志村		一六、〇二四	一八、三〇七	三〇、七七五	六五、一〇六	五、五二九	八八〇	一一、七八	七三、九八
境町		二二、三〇九	二七、五五四	四四、四三〇	九四、二九三	五、四二四	一、〇六一	一七、三八	八八、八七
島村		三、九〇一	五、三六八	一三、三六一	二二、六三〇	二、一九三	三三九	一〇、三三	六六、八三
豐受村		二二、六四三	二八、八一四	四二、三三七	九四、八〇四	七、五三二	一、二八〇	一二、五九	八〇、三四
名和村		一六、七三六	二六、六一三	三三、三七四	七五、七二五	六、四六六	一、〇六五	一一、七一	七二、一〇
芝根村		九、三三三	一六、二五五	一九、八七一	四五、四九九	三、八〇四	五五六	一一、九六	八一、八三
玉村町		一九、三四六	二九、〇二三	四四、一一八	九二、四七七	五、七六九	九八一	一六、〇三	九四、二七
上陽村		一六、七三九	二四、五九一	二五、二九八	六六、六二八	四、四二三	六九六	一五、一〇	九五、四六







收入合計	宮上	芝名	豐島	境剛	剛志	采女	茂呂	殖蓮	東村	赤堀	三鄉	伊勢崎	各町村分賦額	郡寄附金	縣補助金	國庫補助金
六三九〇	三六九	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三
五三三三	四六四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
一四三七七	八七五	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七
七五八二	六七三	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇
二、四九九	九二	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八
一、三三四	九九二	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八	七九八
二、二七九	一、一〇〇	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八	七六八
二、八六二	一、〇一四	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九	七六九
一、六、五、六〇	一、三、五、二	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三	一、〇、三、三
二〇、三、三	一、六、三	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八
一〇、一、八〇九	三、三、七	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇	二、五、〇〇
七〇、四、三	四、三、一〇	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八	三、三、八
九、二、六、九八	六、二、七	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三	五、一、三

佐波郡費支出額調

科目	明治二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二
會議費	二八	八九	六七	一六三	二八	一六四	二三四	三〇四	四〇	一六五	一九二	三三	三六	一九六
郡費取扱費	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
郡視學費郡吏員費														
郡事務費														
選舉費														
徵發諸費														
財產維持費	一三	一九四	三七	七〇	六	九	四	四	三	三	九	一	五	四
財產増築費		五二九		一三九	七	六	八	四	三	五	八	一	六	四
積立金	五	二		八	九	一〇	一六	二七	九		九			
郡債費														
神積費														
財產積戻費														
衛生費														
郡事業調査費														
交通治水調査費														
用水路調査費														
道路調査費														
道路橋梁費					八									
御眞影奉安所費														



科目	年度	支出合計													
		明治四三	四四	大正元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	
青年會補助															
佐波教育會補助															
私立學校補助															
高等女學校費補助															
商業學費補助															
農業科講習費補助															
教育品展覽會費															
工業學建築費寄附															
農學校費															
農學校建築費															
旌表費															
地方改良費															
在鄉軍人分會補助															
會聯合分會補助															
尙武會費補助															
出獄人保護費補助															
自治講習會費補助															
學校醫會費補助															
神職會費補助															
支出合計		三九七	九三五	一三三三	一四九九	一〇五八	一四六五	一二二八	一八五六	一五八九	一七三五	二二〇四	二六五四	一九一九	三二六〇

科目	明治四三	四四	大正元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
神社費制服調製費													
臨時給與費													
技術員費													
產業主事補助費													
採種圃獎勵費													
養蠶組合獎勵費													
農事獎勵費													
郡農會補助		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
町村農會補助													
產業組合協議會補助													
耕地整理費補助													
物產品評議會補助													
府縣聯合補助													
共進會協會補助													
織物同業組合補助													
繭絲同業組合補助													
蠶種同業組合補助													
教員講習費			三五										
教員養成費				一八									
就學獎勵費				五〇	二〇四								
學事獎勵費					五〇	五九							
學事調查費							四七	九					
實業教育獎勵費													
夜學會費補助													











の増加と麥食の減退とに依り、輒近郡内の食料を充たすに足らない、其の栽培のことたる頗る勞力を要し且高價なる肥料を施さるへからざるを以て往々收支相償はぬ場合もある、又旱害水害其の他の理由に基く不作も免れない、故を以て勞力資本の運用、水利の便、施設の改善、技術の向上に努め生産額と収益との増加を圖らねばならぬ状態にある、養蠶は普及發達して桑園の面積に於ても畑總面積の半を過ぐるの状況にして、隨て蠶種家養蠶家の盛況を窺ふに足るも、之か飼育亦天候の爲に支配せられて慘害を被り勞銀高きを以て經營法と飼育術とに一段の工夫を要する、殊に絲價變動の爲生繭の價格を低下し悲境に陥る場合も少くない、加之當地方に於ては生繭販賣の慣習なれば商人の爲に利益を壟斷さるゝ虞あるを以て、直接製絲業者と正量取引の途を普及して利得を失はざるやうに努力せねばならぬ、織物工業は舊時伊勢崎町を中心として起りたるものであるか、今日に於ては郡の内外に普及せられ企業家は勿論農業家の副業として、之に關する賃織雜工により婦女子も能く相當の收入を得地方經濟を潤澤ならしむること頗る多い、但し一朝財界の不振又は生産過剩或は生産品の時好に合はざる場合は忽ち恐慌を來して、其の影響する所甚大なるものである。

是を以て各種當業者は常に之に處する施設經營に腐心し當業者を戒飾して斯業の進展と聲價の發揚とを意としつゝあれば、大戰後の變調に際しても差したる動搖を感せず極めて順調を維持して富力も着々増進の趨勢にあるので、隨て銀行預金又は郵便貯金の増額を示しつゝあるは其の一斑を窺知するに足らん乎。

貯金額表

(大正十二年三月三十一日現在)

預入場所	預入人員	預入金額
郡内七銀行	二六、二三〇	八、八四四、七五九、二二八
郡内五郵便局	三九、四八四	一、〇七八、一〇〇、三六五
計	六五、七一四	九、九二二、八五九、五九三

由來本郡は耕地狭く僅に山林あれとも地味に於て開墾に適せざるもの多く、況んや用薪材に乏しきを以て新に農業の一要素たる耕地を廣むることは難事である、而も農蠶業は生業の中堅たるを以て農業教育の普及、交通水利の改善、優良種子の配布、經濟的肥料の供給、農業倉庫の建設、販賣機關の設置を始めとし施設經營其の宜を得は、將に萎靡せんとするの斯業を鼓舞し復興せしむることか出來やう、次に工業方面に於ては伊勢崎織物を以て最とし原料染料着尺等検査を嚴にし、共同一致銳意品質の改善に販路の擴張に努めつゝあるも、常に能く逆境に於けるの心を以て心となし現時の如く生産費を増さすして供給を増すの策を採つて息まされは彌隆昌を來し、絶好なる農家の副業として愈地方經濟の圓滑を良好ならしむるてあらう、尙製絲製粉事業の改善擴張を計るのみにても其の利得蓋し尠きものてはあるまい。

其の他生産物の共同販賣、需要品の共同購入、金肥の自家配合又は冗費の節約に努め、施設經營の研鑽を積まは拾ふへく捨てざるの利得亦大なるものであらう。



共同心の勃興は團體の組織に表はれ組合又は會社の基礎を鞏固にし、信用を高め資本を増大して地方産業に貢献する亦大を加ふるものである、而して資金の融通に任ずる銀行は本郡に本店を有するもの、二支店を設くるもの五、其の金利歩合は左の如くて其の貸付金並預り金高は、別表の通りある。

大正十一年銀行金利歩合表

(上段ハ上半期下段ハ下半期)

銀行名	貸付金(年利)		當座預金貸越(日歩)		割引日歩		當座預金(日歩)		定期預金(年利)		貯蓄貯金(年利)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
伊勢崎銀行	二〇〇	八〇	二〇〇	二六	三〇	二四	二一	一九	七五	七五	四八	五四
全東支店	二〇〇	九〇	二〇〇	二六	三〇	二五	一〇	一五	七五	七五	四八	五四
明治商業銀行伊勢崎支店	二〇〇	九二	二〇〇	二六	三〇	二六	一三	一三	七三	七三	四八	四八
足利銀行伊勢崎支店	二一五	八七	二一三	二六	三三	二五	一八	一五	八〇	八〇	四八	四八
玉村銀行	四〇	三五	四〇	三三	三八	三〇	一四	一四	七〇	七〇	四八	四八

銀行名	貸付金		當座預金		定期預金		貯蓄貯金	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
伊勢崎銀行 境支店	二〇〇	一〇〇	二二	三〇	三三	二八	一三	一三
明治商業銀行 境支店	二〇〇	九五	三〇	二六	三五	二五	一〇	一〇

大正十一年銀行貸付金並預り金高

銀行名	貸付金		當座預金		定期預金		貯蓄貯金	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
伊勢崎銀行 (支店分ヲ含ム)	一八二、四四五	一四、七四三、九四	九三、四一九	一四、六三四、九〇	三、五〇三、九	六八、八五二、六	六九〇、四一七	一、八六〇、五
玉村銀行	四一、八六一	一九、二〇五	七、八〇三	一、五九六、五	八、七九二	二、九一四、八	三、七七〇、五	二、九四〇、〇
足利銀行	二、二九五、六三	二、三九五、六三	八、五二九、九	二、三九五、六三	一、〇〇四、四	四、一四八、四	二、八二四、四	二、四八八、四



(伊勢崎支店)		明治商業銀行 (伊勢崎境兩支店)		合 計	
當座預金 越	計	當座預金 越	計	當座預金 越	計
五九〇〇九	一三五四九、四三	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、六四九、一〇七	一、六四九、一〇七
六三、七八八	一四〇九〇、二九八	五、三三三	三〇、七七八、三四七	一、六三、七八一、四	一、六三、七八一、四
五〇、七四四	九〇、三六三	七、七〇五	二、五五五、八三三	一、三、四九、五三	一、三、四九、五三
計	計	計	計	計	計
一〇、二八二、七六	一〇、六九八、二二	一、九五〇、五二四	一、九五〇、五二四	六、八、四一、四四七	六、八、四一、四四七
一〇、二八二、七六	一〇、五四四、九八三	二、〇七〇、一〇	二、〇七〇、一〇	六、六、六六、一七九	六、六、六六、一七九
三、七、三五五	五、八、六三〇、七	一、三、九六、六五	一、三、九六、六五	一、〇、四七、三、九八五	一、〇、四七、三、九八五
公 金	公 金	公 金	公 金	公 金	公 金
計	計	計	計	計	計
二、八、五九、三三	二、八、五九、三三	二、八、五九、三三	二、八、五九、三三	二、八、五九、三三	二、八、五九、三三
六、八、〇、七	六、八、〇、七	六、八、〇、七	六、八、〇、七	六、八、〇、七	六、八、〇、七
一、八、七、三	一、八、七、三	一、八、七、三	一、八、七、三	一、八、七、三	一、八、七、三
二、八、七、九、三六	二、八、七、九、三六	二、八、七、九、三六	二、八、七、九、三六	二、八、七、九、三六	二、八、七、九、三六
七、五、七、五、九一〇	七、五、七、五、九一〇	七、五、七、五、九一〇	七、五、七、五、九一〇	七、五、七、五、九一〇	七、五、七、五、九一〇

備考 本表ニハ代理店ノ名義ヲ以テ貯蓄預金ヲ爲シタル分ハ包含セス

### 第十五章 救 恤 慈 惠

#### 第一節 救 恤

一、濟貧恤窮 貧困を救済し困窮を恤救するは隣保相扶の途であるか、無告の窮民に至りては夙に國に於て恤救規則を設けて救助することになつて居る、又町村に於ても毎年度豫算を設け救済の途を講じて居る、近時労働賃銀の高騰は婦女子と雖容易に伊勢崎織物に關する諸工賃を得べきを以

て多少の労働あれば則ち相當の收入を得らるゝに依り其の糧に困む者は殆とない、老耄傷病あれば親戚知己の情誼に扶助せられて官公費の救助を受けたる者は大正十一年中に於て町村救助唯一名ありしのみである、棄兒に就ても國費を以て養育米下渡規則の設あれど近年之か該當者なく現在私費養育に係る者一名に過ぎない、

二、罹災救助 災害に罹り困窮する者に對しては罹災救助基金の規定に依り官の救助を受くるの途開かれ居るも、こは災害の程度に定ありて一大字又は五十戸以内の罹災は之に依ることを得ない故に罹災者救助に充つる爲郡内各町村中三郷、赤堀、東、殖蓮の四箇村を除くの外何れも之か蓄積條例を制定して罹災救助資金なる特別基本財産を設け一定の金額に達する時は其の利子を以て救助の費に充てんとするものて各町村一般歳入金並補助金を以て之に充て年々相當豫算を計上して所期の資金を得んとして居る、大正十一年度末に於ける資金の各町村通計は金參萬四千四百六拾圓餘て未だ蓄積の發程にある譯である、尙町村は別に直に支出し得べき罹災救助費を計上して萬一に備へて居る。

三、軍事救護 傷病兵並其の家族又は下士卒の家族若は遺族にして自活すること能はざる者に對しては、大正六年法律第一號軍事救護法に依り救助せらるゝことになつたか、此等の多くは親戚知己の扶助に依り又は婦女子と雖織物に關する諸工賃の收入を得るを以て、施行以來救助を受けたる者は郡を通して僅に八名である。

四、恩賜財團濟生會 明治四十四年紀元節の佳辰に當り、施藥救療以て濟生の道を弘めんか爲に



御内帑金百五拾萬圓 御下賜せらるゝや桂首相閣僚と議し、天下の富豪と謀り醜金して恩賜財團濟生會を組織された、其の事業として無料治療券を發行し地方醫師に囑託して無資力患者の醫療を行はしめて居る、本郡には佐波郡醫師會の施療も施行されて居るか濟生會の救療を受くる者も少くない、大正十一年中の救療は三十九人であつて廣大無邊の御威徳に感泣して居る。

五、愛國婦人會 日露戰役當時奥村五百子の率先組織した婦人團體である、事業は戰時事變の救護のみに止まらないて定期救護を直接地方に及ぼして居る、乃ち同會に於ては年々戰死者又は準戰死者遺族若は廢兵に對して定期救護金を交付し、大正十一年中郡内各町村に於ける遺族又は廢兵にして救護金を受けたる者は二十二名である、而して郡内大正十一年度末に於ける同會員數は左表の如くである。

町村名	佩有功章者	特別會員	通常會員	計
伊勢崎町	三四	七六	三三八	四一四
三郷村	六六	一〇四	八二	一九六
赤堀村	七六	一一〇	一〇七	一七七
東堀村	七	一一	一二五	一三六
殖蓮村	一〇	二三	八〇	一〇三
茂呂村	〇	四	九九	一〇三
采女村	六	八	二九	一三七

町村名	計	特別會員	通常會員	計
剛志村	七	八	一一二	一二〇
境町	八	九	八三	九二
島村	一五	一七	四一	四七
豐受村	一	一〇	一二五	一四二
名和村	五	三〇	一二六	一三六
芝根村	三	三	七一	七四
玉村	一	三	五九	五九
上陽町	三	三	九三	九六
宮郷村	一	一八	二八	一四六
計	一三二	二三〇	一、七九八	二、〇二八

第二節 慈 惠

一、出獄人保護 免囚保護に關しては縣令を以て規程を發布せられて以來、關係官吏に於て其の規定を實行して居たか單に規程の實行のみにては實蹟を擧げ難い點がある、佛教團體佐波各宗協會は其の事業の一部として出獄人保護部を置き、明治四十三年以來郡内に歸還すべき出獄人を主獄官より受取り歸住地へ送り届け、住所、職業の周旋、親戚、故舊隣保並被害者等との和解調停より金品其の他本人生活上の救助を爲し、又屢其の家庭を訪問して慰藉訓諭等に努め遷善教化の實を擧げて居る。



二、日本赤十字社 明治十年西南の役に際し佐野常民、大給恒等病院を戦地に建て官賊の區別なく博愛仁慈の精神に基き傷病者を治療した、此れ日本赤十字社の起源である、同十九年萬國赤十字社條約に加盟し博愛社を今の名に改めたのである、由來本郡は任侠の風高く博愛慈善の志か厚い故を以て赤十字社員數の如きも縣下の諸郡に冠絶すと稱せらる、從て規定の社員數に達し博愛旗を授與せられたもの郡内十六箇町村中十五箇町村に達した、今大正十一年度末に於ける現在社員數及博愛旗授與年月日を掲ぐれば左の通である。

町村名	社員數		合計
	正社員	終身社員	
伊勢崎町	三〇四	二三四	五八一
三郷村	一五五	八五	一五一
赤堀村	一二七	一六六	三〇三
東蓮村	一四二	一一二	二六三
殖蓮村	九三	一四二	二四七
茂呂村	一〇七	一一六	二三四
采女村	一〇六	一五九	二七二
剛志村	一〇〇	一〇一	二一四
境町	一〇五	六四	一八〇
島村	三四	七九	一一一
豐受村	二三	一四四	二八二
計	一、六九五	二、一四一	四、〇一〇

町村名	社員數		合計
	正社員	終身社員	
名和村	一一九	一五〇	二八五
芝根村	八一	八一	一六六
玉村町	三一	一一九	一五四
上陽村	五九	一六九	二三五
宮郷村	〇九	一九三	三三三
計	一、六九五	二、一四一	四、〇一〇

博愛旗授與年月日並分區名

大正二年五月十九日  
大正八年三月十四日  
大正十年十一月二十九日

上陽村分區  
島村分區

第二十二號	宮郷村分區	第二十三號	赤堀村分區
第二十四號	殖蓮村分區	第二十五號	名和村分區
第二十六號	茂呂村分區	第二十七號	芝根村分區
第二十八號	采女村分區	第二十九號	伊勢崎町分區
第三十號	三郷村分區	第三十一號	境町分區
第三十二號	豐受村分區	第三十三號	東村分區
第三十四號	剛志村分區		



### 第十六章 社寺宗教

#### 第一節 神社

我が國は建國以來、皇室の御祖先たる皇祖皇宗の神靈及其の臣民の氏神又は國家に功勞ありし人々の英靈若は國民の代々崇敬せる神祇を祭り皇室を尊ひ報本反始の禮を盡すを旨とし其の威靈を慰め奉つた、斯く上下敬神を專にし祭政一致にして公私の事皆悉く神祇を先にした其の後應神天皇の朝儒教傳來し、欽明天皇の朝佛敎傳來し遂には本地垂迹の説出て、神佛混淆するに至つた、推古天皇の十五年二月神祇を祭祀するの詔を下し給ひ、歴代の崇敬厚かりしかは各地に神社の造營を見るに至つた、殊に國司の家連長久領土安穩を祈る爲武人の出陣に戦勝を祈り凱旋に神恩を報する爲創建したるものも尠くない、明治維新の當時郡内に於ける大小の神社は約七百餘であつたと謂ふ明治元年三月五事の誓言を立て給ひ、王政復古と同時に政教一致の方針に準ひ給ひ神祇官を設け神佛を截別し社僧別當を廢した、又神官以下諸社の制度を改革して社格を定めた、爾來神社の整理を行はれたが明治三十八年末には猶郷社四、村社七十五、無格社二百十四、境内無格社三百五十八、總數六百五十一社の多數を算した、而も社殿の體裁を具備し維持の方法が確立したものは殆ど指を屈するに過ぎなかつた、同四十年四月官國幣社に對し國庫より祭費の供進を實施せらるゝや、本縣知事亦神社の整理を訓令し爾來社殿の修理並基本財産の蓄積及社務の整善を勵行すると共に格別の由緒なく維持方法の確立せざるものは之を廢合する等尊嚴保持の爲着々整理を實行した其の結果大正十二年

三月末に於ける現在には別表の如く郷社四、村社五十八、無格社十六にして、内神饌幣帛料供進神社に指定せられた神社は郷社三、村社四十二に及び社格の名實が漸く明になつた此等の神社は何れも相當の基本財産を蓄積し社殿其の他の設備も尊嚴を保持するに足るべき體裁を具備するものである然れと一般經濟の狀況に鑑み益財産を増成して収入増加の途を講ずることか緊要である。

社名	社格	所在地	氏数	地宅	田畑	山林	其他土地	家屋	有價証券	現金	沿革概要
愛宕神社	無格	三郷村	四百八十	一段一畝七步	八畝十步	五畝八段二步	四畝九步	—	—	—	往古領主の創建に係り後將軍頼朝の臣佐位治官の修理したるものである明治十年村社に列し四十一年無格社十七社を合祀し大正四年神饌幣帛料供進神社に指定さる
稻荷神社	無格	伊勢赤石町	八百四十	—	—	—	—	—	—	—	享保七年伊勢崎城主の創建である
飯福神社	無格	伊勢赤石町	八百四十	一段一畝七步	八畝十步	五畝八段二步	四畝九步	—	—	—	建保元年九月三浦介義澄の創建である明治六年三月村社に列し同三十九年十二月神饌幣帛料供進神社に指定さる



社神坂八	社神雷火	宮幡八	社神野西	社神井今
社格無	社村	社村	社村	社村
命鳴盡素速	命靈産火	命別田譽	命方名御健 命靈産火	命主國大
下堀字大村堀赤 (戸十五者敬崇)	字大村堀赤 林香	觸下字大村堀赤	字大村堀赤 野西	井今字大村堀赤
戸三十五	戸三十五	戸二十七	戸五十四	戸七十七
			歩一十二畝六	
歩八十畝三反二	畝一反二 歩二十二	歩六十二畝八反一	畝四段參 歩一十二	歩十二畝四段三
	畝四反六 歩八十二	歩三十畝八反二	畝九町四 歩三十二	歩一畝三段四
	歩九十二畝三	歩八畝六段七町參	畝八段三町二 歩五十二	歩貳拾段四町壹
				歩一畝四
面額券債工農 圓百五	面額券債工農 圓千	面額券債工農 圓拾五百四	面額券債工農 圓百貳	面額券債工農 圓拾五百六
圓貳拾七			圓拾五百貳 錢參拾八	圓壹拾參百
創建年代不詳	創建年代不詳明治十年村社に列し大正三年神饌幣帛料供進神社に指定さる	藤原泰綱の孫霜降藤次郎の創建したものと傳ふ明治十年村社に列した	元は諏訪神社と稱した創建年代不詳明治十年村社に列し大正六年神饌幣帛料供進神社に指定さる	元は近戸神社と稱した創建年代は詳かでない明治十年村社に列し大正三年神饌幣帛料供進神社に指定さる

社神荷稻	社神玉飯	社神雷大	社神郎五	社神士富
社村	社村	社郷	社村	社村
命食保	命食保	命雷大	郎五權倉鎌 靈政景	命姫爺咲花木
谷野間字大村堀赤	字大村堀赤 下堀	保久西字大村堀赤	字大村郷三 田太	堀安字大村郷三
戸二拾六	戸五十五百	戸一十五百二	戸百	戸十五百
歩七		歩八十畝二	歩四十畝六	
	歩一十二畝五			歩八十畝五段三
歩八十二畝五段二	畝二段五 歩九十		歩畝三段二	歩五十畝五
畝七段七町壹 歩二十二		歩五十二畝四段二	歩畝五	歩九段二町二
歩六十二畝一	歩七十二畝一			
	面額券債工農 圓千壹	面額券債工農 圓百千貳		
圓九拾七 錢七拾九	圓八拾百四	錢九拾五圓七拾七	圓六拾貳百九	
創建年代詳かならざるも往昔領主赤堀上野介景秀山城國伏見稻荷神社の分靈を祀つたものだといふ明治十年村社に列し大正五年神饌幣帛料供進神社に指定さる	後奈良天皇の御宇弘治二年領主の創建したもので堀口飯玉神社の分靈である明治七年村社に列し大正五年神饌幣帛料供進神社に指定さる	創建年代は詳かでないが古老の傳説によれば往昔藤原秀郷五世の孫足利太郎兼行淵名庄を領するに及んで社殿を造營したものであると明治十年郷社に列した	靈元天皇の御宇延寶九年伊勢崎城主顯崇の創建である明治拾年村社に列した	安徳天皇の御宇元暦年間齋院治官の創建で嘉應年間新田大炊介義重之を字貫の森に遷座し其の五世の孫經義に至つて田地を寄進した明治十年村社に列し大正四年神饌幣帛料供進神社に指定された



社神木本千	社神福飯	社神蓮	社神樹上	社神城赤
社 村	社 村	社 村	社 村	社 村
命 猛 十 五	命 食 保	命野氣御節 命彦入城豊	神 雷 大	命 貴 己 大
呂茂字大村呂茂	字大村呂茂 呂茂	寸八字大村蓮殖	字大村蓮殖 木植上	木植下字大村蓮殖
戸十七百三	戸十四百四	戸五百二	戸十百三	戸七十七百二
	歩九畝九	歩一十二		
		歩段一町一		
	歩四十畝四	歩三十畝二	歩段一	歩八十畝八段三
	歩五畝三反一		畝四段九 歩四十二	歩六十二畝八段九
歩畝五		畝四段三町三 歩八十	歩八段三	歩七十二畝一
	面額券債 圓拾千壹		面額券債工農 圓百壹	面額券債工農 圓拾五百八
圓千參	圓六拾貳百八	圓壹百九	圓七百貳 錢六拾貳	錢壹拾貳圓八拾八
創建年代は詳かでないが遠く往古の建設であるといふ大正十二年村社に列せられ神饌幣帛料供進神社に指定された	創建年代不詳明治四十三年神饌幣帛料供進神社と指定された	元は熊野神社と稱した創建年代は詳かでない明治七年村社に列し同四十二年無格社七社を合祀して蓮神社と改稱した大正十二年神饌幣帛料供進神社に指定さる	元は雷神社と稱した正親町天皇の御宇永祿十一年萩田備中守の創建である明治十年村社に列し同四十二年無格社九社を合祀し上樹神社と改稱した大正四年神饌幣帛料供進神社に指定された	安閑天皇の御宇創建せしものにして明治六年村社に列した大正四年神饌幣帛料供進神社に指定された

宮 島 鹿	社神室三	社神城赤	宮 幡 八	社神東大
社 格 無	社 格 無	社 村	社 村	社 村
神 雷 御 建	命古比津奥 命實比津奥	命貴己大 命彦入城豊	命 別 田 譽	神狭長勝國勝事
井部田字大村東	字大村東 方保小東	定國字大村東	字大村東 方保小西	方保小東字大村東
(戸百二者敬崇)	(八百者敬崇) 戸七十	戸十九百二	戸一十八	戸七十三百四
		歩二十段一		歩四十畝二反二
	畝三反一 歩二十二	歩八十二畝六		歩二十二畝四反三
歩九十畝七段八	畝九反五 歩十二	歩八十段八	歩九段一町一	畝四反八町三 歩七十二
歩八十畝二		畝五段四町一 歩二十	歩八十畝二	歩十畝八反二
				棟壹建階二 坪四十五
	面額券債工農 圓百六			面額券債工農 圓百參千參
	圓壹拾參		圓貳拾八	圓六拾參百
創建年代不詳	創建年代不詳往昔奥の宮と稱せしが明治六年改稱し社及其の末社を各祀して更に現名に	後鳥羽天皇の御宇 安達藤九郎の創建である明治六年村社に列した	後陽成天皇の御宇慶長五年領主久永源兵衛の創建である明治六年郷社となりしも幾何ならずして村社に列せられた	崇神天皇の御宇豊城入彦等の臣之を創建し夷毛野大明神と稱せしが 新田義貞北條征討の戦勝を祈願し勝呂大明神と改稱せりと傳ふ明治六年村社に列し同十二年及大正二年の兩度に無格社四十二社を合祀して現在の地に遷座した大正七年神饌幣帛料供進神社に指定された



社神福飯	社神士武	社神山勝	社神玉飯	社神名淵
社 村	社 村	社 村	社 村	社 村
命 食 保	命 姫 理 菊	命 男 之 佐 須 速	命 食 保	命 食 保
島中字大村志剛	大 村 志 剛 大 士 武 上 字	泉保字大村志剛	字大村女采 々百	名淵上字大村女采
戸十八	戸八百	戸二百	戸三十七	戸五百
歩八十畝九	歩一十二畝四	歩六段一		
			畝七段二 歩六十二	
歩五十二畝一段六	段 一 町 一 歩 七 畝	歩十畝二町一	歩二畝二段二	歩一十畝六段九
歩一十畝九段三		歩九十畝七		歩畝三段五町一
	歩四		歩七畝二	
	面 額 券 債 百 九 千			
圓七拾四百貳	圓六拾參	圓六拾九百		圓四拾九百八 錢拾九
稱徳天皇神護景雲元年林連雜物の創建したものである明治十年村社に列し大正四年神饌幣帛料供進神社に指定なれた	元は白山明神と稱し往昔元明天皇の御子穗積親王御野立の跡に創建したものである明治十年村社に列し同四十一年無格社二社を合祀して武士神社と改稱した同四十五年神饌幣帛料供進神社に指定された	元明天皇の御宇和銅年間の創建である明治十年村社に列し同四十四年神饌幣帛料供進神社に指定された	往昔領主那波氏堀口飯玉大明神の分靈を奉遷創建したものである明治六年村社に列した	奈良朝時代の創建であると傳ふ明治六年村社に列し同四十一年 皇太子殿下御駐蹕の聖跡である

社神日春	宮明神	社神電雷	社神國大	宮 幡 八
社 村	社 村	社 村	社 郷	社 村
命 主 齋 命 根 屋 兒 天	命 靈 日 大	神 雷 大	命 主 國 大	命 別 田 譽
島木字大村女采	字大村女采 井新東	久與伊字大村女采	字大村女采 名淵下	泉今字大村呂茂
戸十三百	戸十八	敬崇八十二百四 百五千七万一者	戸十四百二	戸九十五百
歩九十二段一	畝九段一 歩二十	歩畝一	畝一段一 歩七十二	
歩二十二畝一段一	畝三段一 歩一十	歩四畝三段四	畝四段二 歩六十	歩五畝四段五
歩四畝四段八	歩二畝七段七	歩六十畝八段六	段三町一 歩二畝四	歩七畝二段一
				歩二十畝九段一
歩七畝三	歩六畝八	歩三十畝八段一	歩七畝一段二	
		面額券債 圓拾參百貳	面額券債 圓拾八	圓百四面額券債
圓壹拾八	圓參拾六 錢六拾八	圓五拾五百參	圓七拾九 錢貳拾五	圓七拾九百八
天平寶字五年藤原宿禰磨大和國春日大明神の分靈を奉祀した明治七年村社に列し大正五年神饌幣帛料供進神社に指定された	往昔藤原秀郷五世の孫淵名太夫之を創建しに列し大正四年神饌幣帛料供進神社に指定された	建保三年赤石の城主三浦介義澄の創建で山城國賀茂大明神の分社であると傳ふ領主の崇敬厚く祭供料又は神領を寄進された明治七年村社に列し大正七年神饌幣帛料供進神社に指定された	垂仁天皇九年車臨をして奉祀せしめ 其の十五年丹波國五姫宮を遷して合祀した 稱徳天皇の御宇神護景雲元年從五位上佐位采女勳を奉して社殿を修造した明治七年郷社に列し四十二年神饌幣帛料供進神社に指定された	後柏原天皇の御宇大永年間の創建である明治十年村社に列し大正二年神饌幣帛料供進神社に指定された



社神柱三	社神玉飯	社神武豊	社神原菅	社神訪諫
社 村	社 村	社 村	社 格 無	社 村
別田譽 命魂稻倉 命方名御健 命	命鳴 盡素 命魂 稻倉	命 別 田 譽	命真道原菅	命方名御建
沼蓮下字大村受豊	字大村受豊 塚見馬	寺正大字大村受豊	地新字村島	向北字村島
戸五十三百二	戸五十二百二	戸十五百四	戸十二	戸十七百三
歩六畝五		歩二十段一		
	歩十畝一	歩五十畝三段三		
歩八十畝三段七	畝六段五十 歩五	歩四十二畝一段八	歩八十二段四	
	歩三十畝二	歩六十二畝四		
		歩七十畝二		
歩六十畝二段三				
面額券債 圓拾五百	面額券債 圓百五十六	面額券債 圓百六		面額券債 圓拾七百貳千壹六
錢五拾貳圓拾百	圓壹八拾拾	錢八拾五圓九拾五		百圓貳九拾
元は飯玉神社と稱した弘治年間那波氏の創 建で天正年間改築した明治四十二年大字國 領村社八幡宮大字飯島村社諏訪神社及其の 境内末社を合祀して三社神社と改稱した大 正二年神饌幣帛料供進神社に指定された	創建年代不詳往昔應永年間大江廣元の子那波掃部輔之を 再興したと傳ふ明治四十二年現地に社殿を改築し無格社 八雲神社外六社を合祀した大正二年神饌幣帛料供進神社 に指定された	元は八幡宮と稱し其の創建は元和二年火災 に罹り記録焼失せし爲詳かでない明治二十 四年社殿を改築し同四十年大字下道寺村社 飯玉神社外七社を合祀し同四十五年神饌幣 帛料供進神社に指定された	天正年間山城國天滿宮の分靈を迎へて創建 したものである	天正年間栗原太郎左衛門島村を創成し信濃國諏訪大明神 の分靈を迎へて字前島に創建したものである明治十年村 社に列し同四十二年村社雷電神社並末社及無格社稻荷神 社外七社を合祀し大正三年現地に遷座し同六年神饌幣帛 料供進神社に指定された

社神荷稻	社神訪諫	社神比珂瑳	社神原菅	社神社三
社 格 無	社 格 無	社 村	社 村	社 村
命 靈 産 火 命 昨 山 大	命方名御建	命 魂 稻 倉	命真道原菅	命日大 命別田譽 命根屋兒天 命
東字大町境	原萩字大町境	境字大町境	字大村志剛小 木此	字大村志剛下 士武
(者 敬 崇) (戸 十 三 百)	(者 敬 崇) (戸 十 五 百)	戸百七	戸九十七百	戸七十四百二
歩六十畝一	歩十	歩三十畝六	畝二反二 歩八十二	
歩五畝七				
歩十反參	歩十畝七	歩三畝五	歩三畝五反六	
			畝九反三 歩六十二	歩七十畝五段一
	面額券債 圓十百	面額券債 圓百貳千		
圓壹拾七百六 錢八拾	面額券債 圓十百	面額券債 圓百貳千		圓四拾七
創建年代不詳	天正年間信濃國諏訪明神の分靈を奉遷して 鎮祭創建したものである	元龜三年小此木左衛長光の創建である明治 七年村社に列し大正三年神饌幣帛料供進神 社に指定された	元亨年間小此木彦次郎盛光の創建である明 治十年村社に列した	創建年代不詳明治十年村社に列した